

幼稚園，小・中学校，高等学校

教師のための サポートブック

特別支援教育



宮城県特別支援教育センター

はじめに

当センターの中心事業の一つに教育相談があります。平成19年度は、415件の相談があり、そのうち、通常の学級（高等学校を含む）に在籍し、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）と診断された児童生徒や、診断は受けていないものの、その疑いのあるものも含めると270件で、相談全体の65%を占めました。つまり、相談全体の3件に2件が発達障害に関するものでした。この傾向はここ数年続いています。また、研修事業においても、全受講者の約20%が通常の学級担任で、特に、「障害児理解研修会」や「LD、ADHD、高機能自閉症等研修会」には多数の受講がありました。以上の状況から、今、小・中学校、高等学校では、通常の学級に在籍する発達障害のある、あるいはその疑いのある児童生徒への指導に課題を抱えていることが見てとれます。これは、幼稚園についても同じことが言えるようです。

平成19年4月、改正学校教育法が施行され、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」に名称変更されました。そして、単に名称変更ではなく、幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒もその教育対象となりました。

当センターでは、これまで特殊教育に関する教育現場がかかえる課題に対して、先生方の指導面での一助にさせていただくべく、タイムリーに刊行物を出してまいりました。今回は、平成13年度、特殊学級経営のために「特殊学級担任の知恵袋 - 児童生徒が生きる学級経営のために -」を刊行しました。本「サポートブック」は、特別支援教育制度がスタートしたことを踏まえ、発達障害のある児童生徒への指導を中心としながら、併せて、特別支援学級及び通級指導教室をはじめ担当する先生方ができるだけスムーズに学級経営や指導ができるよう改めて情報整理をしたものです。

折しも教育現場では今、学力向上が喫緊の課題となっています。学力向上と特別支援教育は一見関連が薄いように見えますが、私は大いに関連があると考えています。文部科学省の調査で、通常の学級に特別の配慮を要する児童生徒が6.3%いると推計されていることも私をその考えにさせています。発達障害のある児童生徒への学級、学校内での適切な対応と学習指導が全体の学力向上にもつながると考えています。

本「サポートブック」は、幼稚園から高等学校まで、担任、保護者等の気づきを基に、指導内容、指導の手だて、指導体制を検討する流れの中で、個別の指導計画が作成されるように編集されています。本「サポートブック」が校園内で大いに活用され、学力向上に寄与することを願っています。

終わりに、発刊に当たり、企画・編集委員をお引き受けいただいた東北福祉大学教授 阿部芳久先生をはじめ、研究協力者の方々に対し、心から感謝の意を表します。

平成21年2月

宮城県特別支援教育センター

所長 菊池 健

「先生のためのサポートブック」発刊に寄せて

宮城県特別支援教育センターでは、特別支援学級担任のための学級経営の手引きを以前から刊行してきました。前回の平成13年度には「特殊学級担任の知恵袋」が発刊されています。それから7年が過ぎましたが、その間に我が国の障害児教育は大きな転換を遂げています。

平成19年4月から改正学校教育法において、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」という名称に変更され、名称だけでなくその教育対象も大幅に拡大することになりました。「特別支援教育」においては、従来の特殊教育の対象に加え、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）のある幼児児童生徒もその教育の対象となりました。

この「教師のためのサポートブック」の前半部では、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒にどのような指導を、どのように行ったらよいのか、それについての情報を多く掲載しました。発達障害のある幼児児童生徒の学習や行動上のつまずきに学級担任が気づいてから、指導内容を検討し、指導の手だて、さらには指導体制の検討に至るまでの過程を、一定の手順に従い具体的な例を添えて示しました。この手順に従えば、発達障害のある児童生徒への「個別の指導計画」が出来上がるようになっています。

宮城県の学校において、一つの教室に発達障害が疑われる児童生徒が2名から3名在籍する学級はそれほどめずらしいことではなくなっています。それらの児童生徒の学力を十分に伸ばすためには、学級担任だけの指導では限界があり、校内の多くの先生方の応援が必要となります。そのような時に校内支援委員会などで、是非、このサポートブックを活用されることを期待しています。このサポートブックに示した手順に従って、先生方の知恵を出し合い「個別の指導計画」を作成してみたいかがでしょうか。

第6章以降では、特別支援学級および通級による指導をはじめ担当する先生方が、とまどうことなく学級経営ができるよう、必要な情報を整理しました。7年前に発刊された「特殊学級担任の知恵袋」の内容に加えて、「特別支援教育」の新しいシステムに対応した情報も掲載しました。

このサポートブックが多くの先生方に活用され、宮城県の特別支援教育の質が向上し、学習や行動に困難を抱える幼児児童生徒が生き生きとした学校生活を送れることを願っています。

東北福祉大学

教授 阿部 芳久

* 目 次 *

◇ はじめに

◇ 発刊に寄せて

第1章 特別支援教育の課題とニーズ	1
1 特殊教育から特別支援教育へ	1
1) ニーズに応じた教育	1
2) 発達障害	2
2 気づきから支援へ	5
1) 気づきの確認	6
2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集	9
3) 取り組むべき課題の選定（長期目標の設定）	11
4) 短期目標の設定	13
5) 指導内容の検討	14
6) 指導の手だての選定	16
7) 指導体制の検討	18
8) 「個別の指導計画」の完成	19
第2章 幼稚園編	22
1 気づきから支援へ	22
～友達と一緒に遊ぶことの苦手なAさんの事例～	
2 気になる子	29
1) 気づきの大切さ	29
2) 幼児期の気づき	31
3) できる力・伸ばせる力の発見	31
4) よくある誤解	32
3 成長への枠組み作り	33
1) 教師間の共通理解	33
2) 保護者との関係づくり	34
3) 関係機関との連携	34
4) 小学校との連携	35
5) 就学に向けて	36
第3章 小学校編	37
1 気づきから支援へ	37
～落ち着きがなく離席が多いBさんの事例～	
2 対象児の支援の引き継ぎと修正	44
～読み書き困難なCさんの事例～	
1) 不安解消	44
2) 個別指導時の配慮	45
3) 支援方針の相談と変更	46
4) 校内支援体制で指導充実	47
5) 適切な引き継ぎ	48
第4章 中学校編	49
1 気づきから支援へ	49
～関係機関との連携を大切にしたいDさんの事例～	
2 Eさんの中学校での3年間の支援を考えよう	54
1) 引き継ぎ会を計画，開催しよう	55
2) 学年担当と他の教員の協力	56
3) 分かりやすい授業の進め方	59
4) 部活動，生徒指導上の配慮	61
5) 保護者との連携	62

第5章 高等学校編	63
1 気づきから支援へ	63
～トラブルがきっかけで不適切な行動が多く目立つFさんの事例～	
2 H高校での事例	71
1) 過剰防衛をしてしまうGさん	71
2) 校内での取り組み	72
3) 取り組みの中で発見したこと	73
4) 支援をする上での留意点と課題	73
第6章 はじめての特別支援学級担任者のために	74
1 特別支援学級の教育課程について	74
1) 特別支援学級の教育課程の編成について	74
2) 領域・教科に関する指導	76
3) 個別の指導計画	84
2 障害に配慮した教育	86
1) 知的障害特別支援学級の指導	86
2) 肢体不自由特別支援学級の指導	90
3) 病弱・身体虚弱特別支援学級の指導	93
4) 弱視特別支援学級の指導	96
5) 難聴特別支援学級の指導	99
6) 情緒障害特別支援学級の指導	101
3 児童生徒の理解のために	104
1) 指導記録の取り方	104
2) 学級の環境づくり	105
3) 学校行事とのかかわり方	106
4) 通信票の書き方	109
5) 校内就学指導委員会の役割	111
4 学級事務	112
1) 教科用図書について	112
2) 特別支援教育就学奨励費について	113
3) 福祉制度の活用について	113
第7章 はじめての「通級による指導」担当者のために	116
1 「通級による指導」とは	116
1) 対象となる障害	116
2) 指導について	116
3) Q & A	117
2 障害に配慮した教育	118
1) 言語障害	118
2) LD, ADHD等	122
参考・引用文献	126
【資料】	
1 個別の教育支援計画（様式例）	127
2 連絡先電話番号一覧	128
3 特別支援教育関係のホームページのリンク集	129
4 索引	130
編集同人	132

◇ おわりに

第1章

特別支援教育の課題とニーズ



ぼくは
シエン太！
これから先生方が
読み進めやすいように
支援するよ！

第1章 特別支援教育の課題とニーズ

1 特殊教育から特別支援教育へ

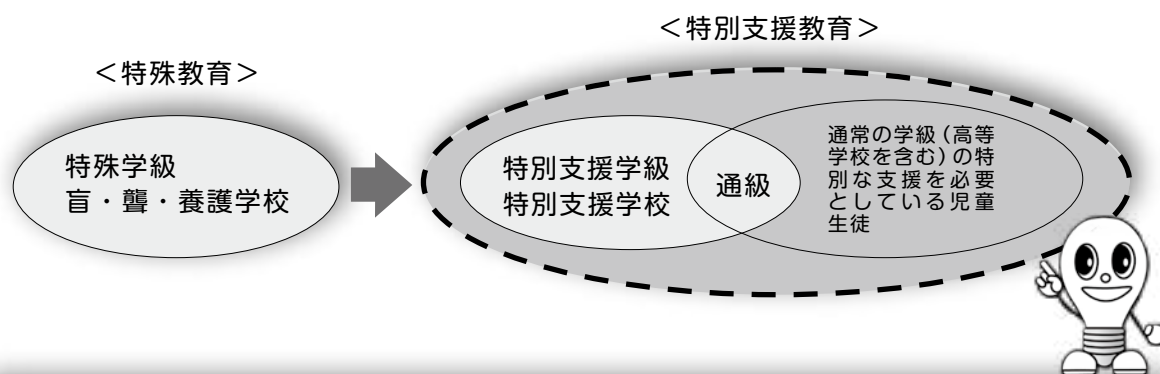
1) ニーズに応じた教育

平成18年6月の学校教育法の一部改正により、平成19年度より「特殊教育」から「特別支援教育」と法定されました。

「特殊教育」の対象であった盲、ろう、知的障害、肢体不自由、病虚弱、言語障害、情緒障害の7障害にLD、ADHD等の発達障害（※p2）を含めその対象が拡大されたのが「特別支援教育」です。発達障害の子どもは、通常の学級（高等学校を含む）に在籍していますから、特別支援教育の場が通常の学級にも及ぶことを意味しています。

私たち教員は、障害の種類だけではなく、一人一人の教育的ニーズに応じて、新たな仕組みやネットワークによる総合的な支援体制下で、専門性の高い教育を行っていかねばなりません。

障害のある幼児児童生徒への教育的支援が、幼稚園から高等学校まで、その対象の拡大に伴い、幅の広いニーズに適切に対応していくことが求められるようになりました。



＜7障害＞ってどんな状態を指すの？

- 視覚障害** … 視力や視野などの機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。
- 聴覚障害** … 身の回りの音や話しことばが聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。補聴器を付けている方もいます。
- 知的障害** … 思考、認知（考えたり情報を整理したりする）、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、集団への適応が難しい状態をいいます。
- 肢体不自由** … 手足や体が、病気やけがのため長期にわたり、自分の力で動かすことが困難な状態をいいます。
- 病弱・身体虚弱** … 病弱とは、慢性の病気などのため長期にわたる医療や生活規制を必要とする状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため長期の生活規制を必要とする状態をいいます。
- 言語障害** … 発音が不明瞭であったり、話しことばによるコミュニケーションが円滑に進まない状態をいいます。
- 情緒障害** … 心因性によるものと自閉症等の発達障害によるものがあります。自閉症には、人とのかかわりの乏しさ、言語発達の遅れ、特定の物事へのこだわりなどの状態がみられます。

2) 発達障害

特別支援教育の中で、新たに対象となった発達障害について説明します。

これまで文部科学省では、「LD, ADHD, 高機能自閉症」と表記していましたが、国民の分かりやすさ、他省庁との連携のしやすさを考えて、「発達障害者支援法」の定義による「発達障害」という表記を使うようになりました。(平成19年3月15日より)

その「発達障害」の範囲は、以前から「LD, ADHD, 高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、自閉症全般を含むなどより広いものとなりますが、ここでは、「LD, ADHD, 高機能自閉症」を中心に解説していきます。

LD (学習障害) とは

LDは、次の4つのことで定義*されます。

- ① 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった基礎的な学習能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難がある
- ② 上記①は全般的な知的発達の遅れによるものではない
- ③ 他の障害や環境的な要因が直接の原因になるものではない
- ④ 背景に脳の機能障害が推定される

※1999年7月「学習障害児に対する指導について(報告)より」

基礎的な学習能力のうち特定のものの習得と使用に困難のある子どもは、教科学習でもつまずきが表れます。例えば、聞くことに困難があり、指示理解が難しい子どもは、国語だけでなく、体育や理科の実験の指示を理解することも難しくなります。子どもの状態を正確に把握し、表面に見られる子どものつまずきだけでなく、学習能力の強さと弱さをもたらす背景を知ることが大切です。

LDの子どもは、中枢神経系(脳)の情報処理(認知)過程(外界の情報を「受け止め」「整理し」「関連づけ」「表出」する過程)のどこかが十分に機能していないと考えられています。たとえば、目からの情報をうまく処理できないと、

◆よく似た文字を読み間違えたり、行をとばして読んだりする。

◆筆算の桁をずらしてしまって、計算ミスを繰り返す。

などの困難が表れることがあります。耳からの情報処理に課題があると、

◆個別に言われれば聞き取れるが、一斉の指示では指示を聞きもらす。

◆話の流れについていけなくなる。

などの困難が表れることがあります。つまずきの背景を考えると、子どもの得意な情報処理過程を活用して、指導を展開することが大切です。

心理検査結果からもこれらの心理的な過程の強さと弱さを見ていくことができます。例えば、WISC-Ⅲ知能検査(☞p10)は、「耳(聴覚)から情報を受け取って、ことばによって応答する」言語性検査と「目(視覚)から情報を受け取って、動作によって応答する」動作性検査から構成されています。この検査では、さらに4つの群指数から子どもの特性をとらえることができます。この群指数(☞p10)は、学習支援の手だてを考えるためにも有効です。

ADHD（注意欠陥多動性障害）とは

ADHD は、次の3つの症状で定義*されます。

- ①不注意：注意の持続が困難である
- ②多動性：過剰な活動や動きがある
- ③衝動性：衝動のコントロールができない

そして、以下が診断の基準になります。

- ・上記3つの症状が、その子どもの年齢の発達水準に不釣り合いであること
- ・症状のいくつかが7歳未満に存在し、継続していること
- ・学校や家庭などの2つ以上の場面で症状がみられること
- ・知的障害や自閉症などが認められないこと

※2003年3月「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)より」

①の不注意とは、注意の配分がうまくいかないことです。注意を持続することが難しい、いろいろな刺激の中から必要なものを選ぶ力が弱い、素早く注意を切り替える力が弱い、などの特性があります。

②の多動性とは、無目的に動くことです。一つのことですっきり遊ぶことができない、しょっちゅう手を動かす、授業中じっとすわってられない、勝手にしゃべる、などの特性があります。

③の衝動性とは、自己コントロールがうまくできず、周囲の状況などをよく考えないで行動することです。質問が終わらないのに勝手に答えてしまう、順番を待つことができない、会話やゲームに割り込んだり、じゃまをしたりする、などの特性があります。

このような行動上の課題に対して、「注意しなさい」とか「気をつけなさい」と促しても、解決は難しいものです。周囲の刺激を少なくする調節や集中時間への配慮、また、指示の出し方を工夫したり、見通しをもたせたりするなど、子ども一人一人の状態に合わせた対応を適切に行うことで、行動は大きく改善していくとされています。

《ADHDに効く薬》があるって本当？

覚醒水準を引き上げることで症状を防ごうという理由で、治療には中枢神経興奮薬が用いられます。対症療法であり根治を目指すものではありません。



日本では一般に、塩酸メチルフェニデート（薬剤名「リタリン」）が使用されてきましたが、2007年よりリタリンの規制が厳しくなり、現在では小児においてはコンサータが処方されるのみで、成人に対しては処方可能な薬は存在していません。

また、二次的に生じている精神症状に対して使われる薬物もあります。たとえば、抗不安薬、抗うつ薬、気分安定薬などです。こちらも対症療法になります。上手に薬と付き合っていけるように、投薬中の子どもの学校での様子を保護者を通して医師に知らせるなど、医師との連携を図ることが大切です。

高機能自閉症とは

自閉症は3歳以前に発症し、次の3つを基本症状とします。

- ①社会的な相互交渉の質的な障害：他人との社会的関係の形成の困難さ
 - ②コミュニケーション機能の質的な障害：ことばの発達の遅れ
 - ③活動と興味の範囲の著しい限局性：興味や関心が狭く特定のものにこだわる
- ◎高機能自閉症は、自閉症のうち知的発達の明らかな遅れを伴わないものを指します。
- ◎自閉症の3つの基本症状のうち、コミュニケーションに関する障害の軽いものをアスペルガー障害といいます。

高機能自閉症の子どもの多くは、他人の気持ちを推察することや相手の立場に立って物事を考えることが苦手です。また、自分の言動がもとで相手の感情を害してしまい、その言動を注意されたことに対して「いじめられた」と被害者的な受けとめ方をしてしまう場合もあります。このような対人的相互作用などの社会性に課題があることを理解しておくことが大切です。

また、ことばの意味や内容を理解したり、使用したりすることが微妙にずれている面もあります。比喩を使った表現や冗談を理解することが難しく、ことばの裏の意味をとらえることやあいまいな質問の意味をくみ取ることが苦手です。対人的な意思の伝達、つまりコミュニケーションの面でも課題があります。

さらに、こだわりの強い面もあり、普段の日課を急に変更するとパニックを起こしてしまうことがあります。これは日頃から決められたやり方でないと安心して行動できない特徴からくるものです。自分の興味や関心があることについては、とても専門的で驚くほどの記憶力を発揮する場合があります。こだわりといってもこのような得意な面を周囲が理解し、認めていくことが大切です。

◀高機能自閉症と広汎性発達障害（PDD）▶とは、どう違うのですか？

広汎性発達障害とは、一般的に知的障害のある自閉症から知的障害のない自閉症までを包括する自閉症の上位概念として認識されていて、高機能自閉症やアスペルガー障害などの総称として用いられています。自閉症スペクトラム（連続体）ととらえることもできます。

DSM-IV（米国精神医学会の診断基準マニュアル：第4版）によると、広汎性発達障害は、次の五つの診断に分類されています。

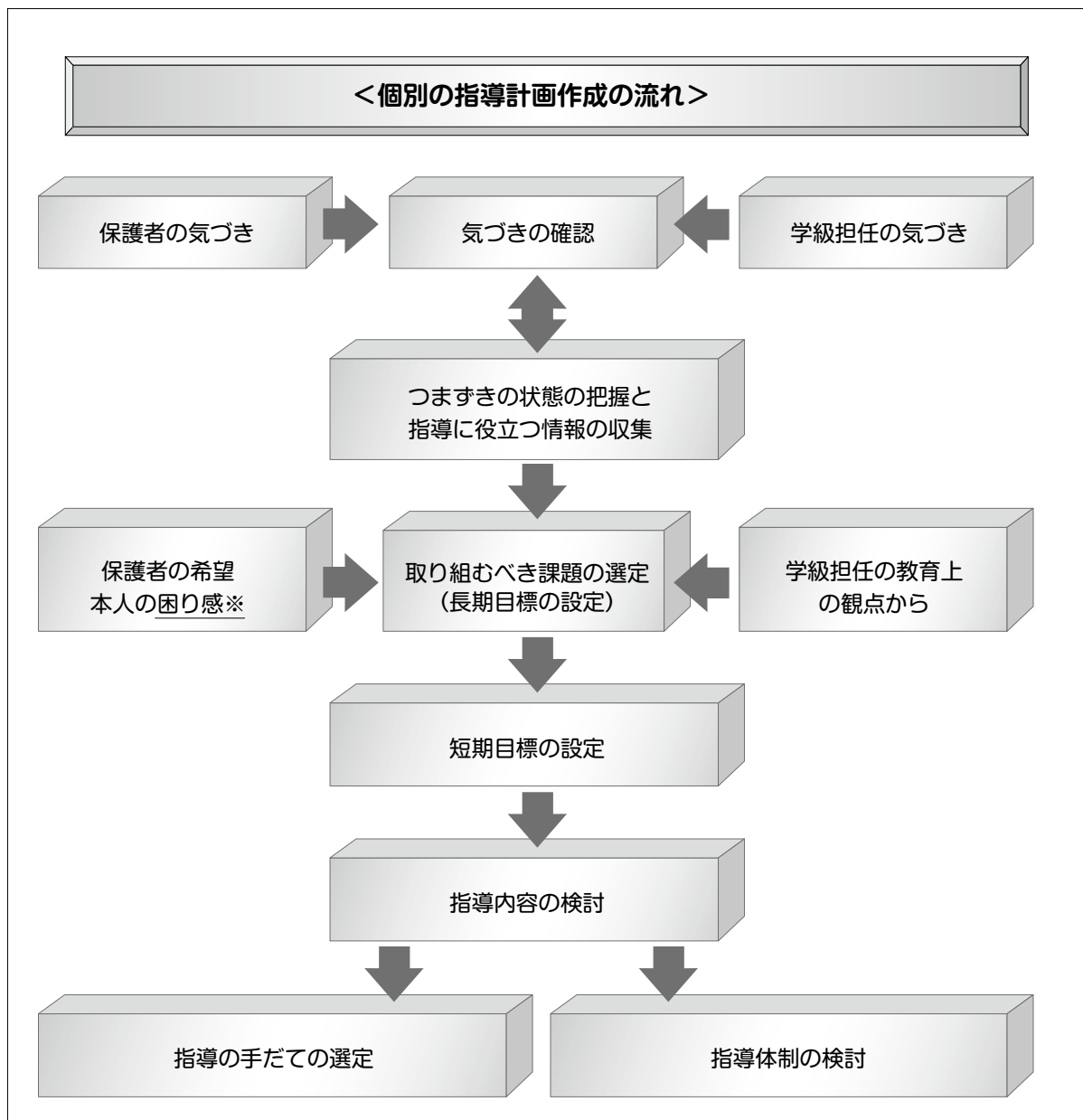
- ・自閉性障害（自閉症のこと）
- ・レット障害
- ・小児崩壊性障害
- ・アスペルガー障害
- ・特定不能の広汎性発達障害



2 気づきから支援へ

気になる子どもがいたときにどのように指導をしていくか、迷うことはありませんか？

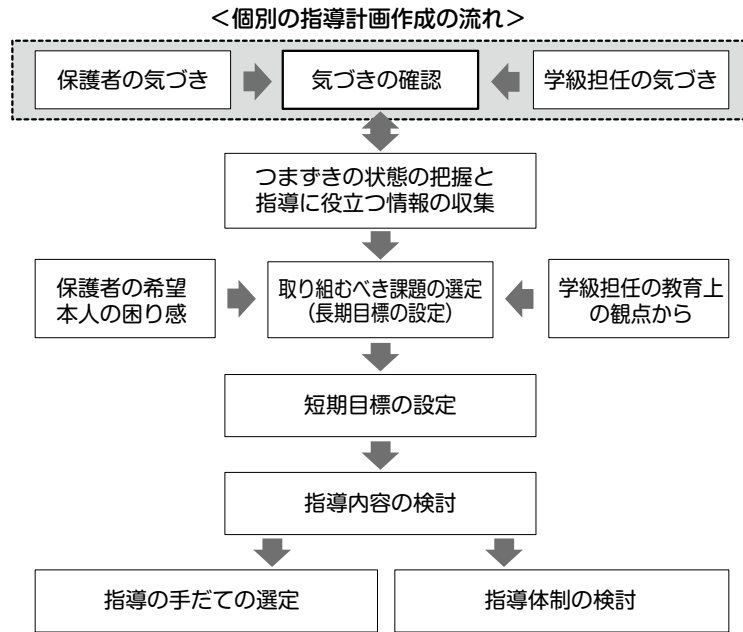
この「2 気づきから支援へ」では、子どもの気になる所を書き出す「気づき」からスタートして、取り組むべき課題である「目標」を立て、どのような指導、手だて、体制で「支援」を進めるかという一連の流れを提案していきます。さらに、読み進めながら流れに沿ってシート（p20～p21）へ書き込んでいくことで、個別の指導計画が完成するように構成しました。シートが完成するまでに集めた情報の整理や支援の手だてを考えていく過程を経ることにより、幼児児童生徒のニーズに応じたきめ細やかな指導が可能になります。



※困り感：学研が登録商標しており、許諾を得て使用しています。

1) 気づきの確認

「気になる子ども」は、特別な支援が必要なのかもしれません。
 子どもが、出しているサインに早めに気づけるようにしたいものです。
 今、気になっている子どもどこが気になるのかを書き出して、気づきを確認しましょう。



(1) 学級担任の気づき (例)

幼稚園

- ・砂場などで、一人遊びをしていることが多い。
- ・気に入らないことがあると、かんしゃくを起こしてなかなかおさまらない。
- ・興味・関心が次々に移る。
- ・ぼんやりとしていて、作業が進まない。
- ・幼稚園での毎日の行動（カバンをフックに掛ける、連絡帳を出すなど）がなかなか定着しない。

など

中学校

- ・友達との会話がかみ合わない。
- ・友達を傷つける言葉を言う。
- ・妙に丁寧すぎる言葉を使う。
- ・テストの点数にこだわり、点数が悪いとパニックになる。
- ・からかわれやすい。
- ・グループ活動や班活動に参加できない。

など

小学校

- ・会話が一方的で、話題がとびやすい。
- ・同学年の子どもと遊べない。
- ・一斉の場では、話が聞けない。
- ・授業中に立ち歩く。
- ・鏡文字になったり、形の整った文字を書くことが苦手である。
- ・文字や行をとばして読むことが多い。
- ・繰り上がりや繰り下がりのある計算が苦手である。

など

高等学校

- ・友達関係がうまくいかない。
- ・学校を休みがちである。
- ・夜遊びが目立ち、帰宅時間が遅い。
- ・毎回心から反省している様子なのに、同じ過ちを何度も繰り返す。
- ・赤点が多い。
- ・部活動には、ほとんど参加していない。

など

(2) 保護者の気づき (例)

幼稚園

- ・電車の本や恐竜の本など特定のものだけをいつも見ている。
- ・買い物でほしい物を買ってやらないと泣き叫ぶ。
- ・おもちゃなどの片づけができない。

など

中学校

- ・学校では大人しいと言われるが、家庭ではいつもイライラしている。
- ・学校からのプリント類をまったく持ってこない。
- ・友達との交流は、ほとんどない。
- ・登校を渋る。

など

小学校

- ・家庭では落ち着いているのに、学校では色々と問題があるらしい。
- ・同学年の子どもと遊べない。
- ・宿題をさせるのに一苦労である。
- ・部屋の片づけができない。

など

高等学校

- ・友達関係がうまくいかない。
- ・かっとしやすい。
- ・学校を休みがちである。
- ・昼夜逆転している。
- ・部屋にこもって、インターネットをすることが多い。

など



◆◆「気になる子ども」の気づいたことを書いてみましょう。◆◆

学校で

 家庭からの情報で

気になるお子さんの保護者との連絡はどのように取ればよいのですか？

保護者の方と連絡方法を相談しておくとうよいでしょう。

- ・どのような時…毎日 何か大きな問題のあった時だけ 等
- ・連絡方法…連絡帳 電話 メール 等
- ・時間帯…子どもが帰宅する前
保護者の在宅時間 等

お互い負担にならないようにしましょう。

子どもの成長のために連携していることを忘れないようにしましょう。

注！ 子どもが連絡帳を読むことにも配慮した連絡内容にしましょう。

マイナスの連絡ばかりを子どもが見れば、大人に対する不信感にもつながります。



(3) 気づきのポイントと確認

気づきのポイント

- 子どもの出すサインに気づく感性をもつこと
 - 発達障害の可能性に気づくこと
 - 「困った子ども」 → 「困っている子ども」
 - 「何度注意しても変わらない」 → 「本人の意志では変わらない」
 - 「努力が足りない」 → 「努力してもできない」
 - 「やる気がない」 → 「一層意欲をなくしている」
- というように見方を変えることも大事なポイントです。



もしかして、障害があるかもしれません。障害の特徴についての知識をもちましょう

気づきの確認の方法

- 学年会や教科会議などの話題に出して、できるだけ多くの先生方に機会あることになる子どもの学習や行動の様子を見てもらいましょう。
- 校内委員会にかけ、対象の幼児児童生徒の気になる点を確認していくと共に、職員間で共通理解をしてもらいましょう。
- 家庭訪問や教育相談で保護者とお互いの情報を交換、共有し、気になる点を確認しましょう。
- 各教科の理解力のアンバランスはないかなど、日常の学習場面やテストの結果などにも気をつけていきましょう。



◆◆ p 20の「気づきシート」をコピーして、書き込みながら読みましょう。
 確認された「気づき」を「気づきシート」1 に書きましょう。◆◆

〈校内委員会〉とは？

校内委員会は、支援が必要な子どもについての「ケース会議」となります。取り上げられたケースに関係する人々が集まり、子どもの全体的理解を行い、支援する課題・支援方法などについて検討します。

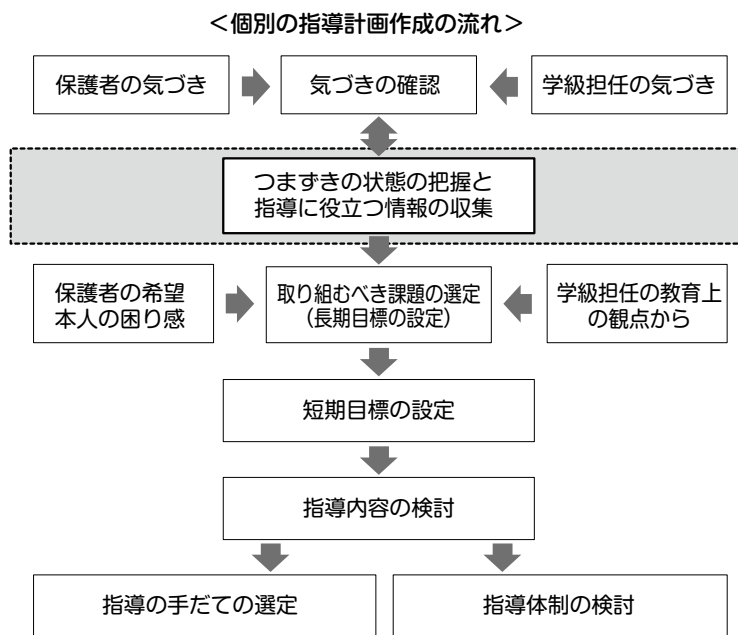
参加者は、学校の実情にもよりますが、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任、同学年担任、養護教諭、特別支援学級主任、通級指導担当者、前学年の担任、支援員等、子どもにかかわりのある人たちで構成されています。委員会は、生徒指導部や教育相談部の中に位置付けても構いません。

また、学校外の関連専門機関の担当者の参加や特別支援学校の地域支援コーディネーターの参加などについても柔軟に考えることが必要です。



2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集

気づきを確認されたら、そのつまずきの状態を詳しく把握していきます。
 さらに、指導に役立つ情報を集めます。
 苦手な面や課題だけでなく、得意な面も合わせて把握しておくことが大切です。



(1) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集の例

①例1：書くことに困難のある子ども

気づき：漢字が正しく書けない。
 なまけ…? それとも…?

観 察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 画数の少ない漢字なら書くことができる。 ▲ 板書をノートに写そうとしない。 ▲ 複雑な漢字だと、線の数を間違える。
標準学力検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 算数は、高得点である。 ○ 国語は、「話す・聞く」は、よくできる。 ▲ 読み取りは平均、言語事項は平均以下である。
他の領域でのつまずき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「話す」ことが好きで、難しい言葉もよく知っている。 ▲ 「書く」「読む」ことにつまずきがある。
手先の器用さ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工作は、上手ではないが好きである。 ▲ 鉛筆の持ち方、手首の動きがぎこちない。
認 知 面	<ul style="list-style-type: none"> ○ WISC - III 知能検査の群指数で、言語理解 (VC) が強い。 ▲ WISC - III 知能検査の群指数で、処理速度 (PS) が特に弱い。
情報の聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 漢字の間違が多いので、最近は「どうせ、ぼくは、漢字が苦手なんだ。」と漢字学習の時間は何もしなくなった。

※ ○プラス面 ▲マイナス面

②例2：整理整頓が苦手な子ども

気づき：持ち物の整理や分類がしにくい

家でのしつけが…？



それとも…？

観 察	○ 自分の興味のあるカードは、きちんと整理している。 ▲ 目を見たことを理解するのが苦手である。 ▲ 不注意なミスをすることがたびたびある。
学 業 成 績	○ あまり努力している様子はないが、よくできる。
認 知 面	○ WISC - III 知能検査の群指数で、言語理解 (VC) が強い。 ▲ WISC - III 知能検査の群指数で、知覚統合 (PO) が弱い。
情報の聴き取り	▲ 家でも部屋の整理整頓ができない。

※ ○プラス面 ▲マイナス面



◆◆「気づきシート」2 に、つますきの状態の把握と指導に役立つ情報を書きましょう。◆◆

＜WISC - III 知能検査＞でどんなことが分かるのですか？

学習や行動上の困難の認知的背景を理解するのに役立ちます。

一般的な知的水準が測定できることに加え、言語性の知能指数 (VIQ) と動作性の知能指数 (PIQ) を得ることができます。さらに4つの群指数も測定できます。



- ・全検査IQ (FIQ) …全検査知能指数
- ・言語性IQ (VIQ) …言語性の能力 (言葉を介して理解し伝える力) や聴覚-音声処理過程の能力
- ・動作性IQ (PIQ) …動作性の能力 (目で見て情報をとらえ、書いたり構成したりして手で出力する力) や視覚-運動処理過程の能力

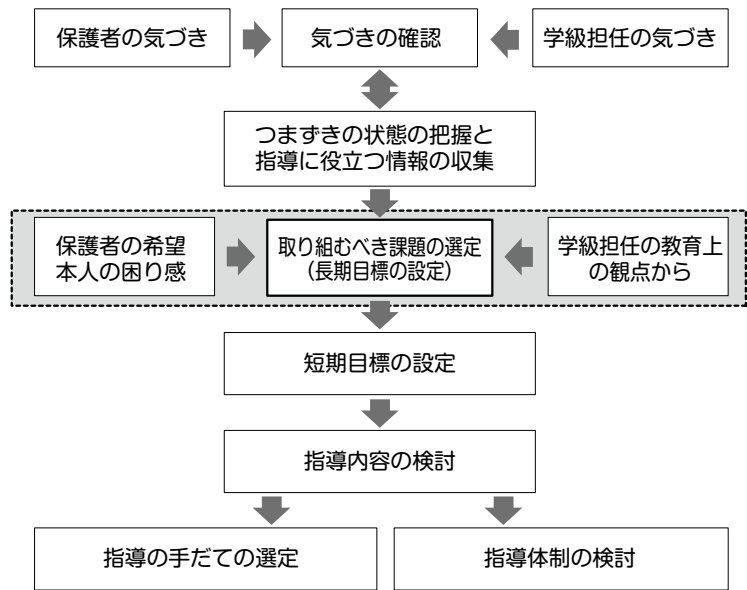
＜4つの群指数＞

- ・言語理解 (VC) ……言語的な情報や、自分自身もつ言語的な知識を状況に合わせて応用できる能力
- ・知覚統合 (PO) ……視覚的な情報を取り込み、各部分を相互に関連づけ全体として意味あるものへまとめ上げる能力
- ・注意記憶 (FD) ……注意を持続させて聴覚的な情報を正確に取り込み、記憶する能力
- ・処理速度 (PS) ……視覚的な情報を、事務的に数多く正確に処理していく能力

3) 取り組むべき課題の選定（長期目標の設定）

いよいよ取り組むべき課題を選定します。指導者側からの押しつけにならないように、本人、保護者の希望やニーズも合わせて考えていきます。

<個別の指導計画作成の流れ>



(1) それぞれの希望やニーズ
次のような観点で書き出してみます。

<保護者>

- ・現在、改善してもらいたいと願っていること
- ・将来の生活を見通して、現在、身に付けてほしいと思っていること

<本人>

- ・本人の困り感
- ・「こうなりたい」という本人の希望

<学級担任>

- ・現在、特に必要とされる課題を把握
- ・将来の生活を見通して、現在身に付けてほしいこと



◆◆「気づきシート」の「それぞれのニーズは？」の欄に保護者、本人、学級担任のニーズを書きましょう。◆◆



ワンポイント

得意な面（進んでいる面）をさらに伸ばすという視点も大切だよ！



発達が進んだ面をさらに促進

↓
子どもの自信と活動や学習への意欲を喚起

↓
遅れている面の伸長や改善に有効に作用

(2) ニーズの共通項

(例) 複数の関係者のニーズの中で同じ課題のものを見つける

保護者のニーズ

- ・作文が書けるようになってほしい。
- ・簡単な漢字は書けるようになってほしい。
- ・宿題を進んでしてほしい。
- ・ノートを無駄なく使ってほしい。

本人のニーズ

- ・算数のテストで100点を取りたい。
- ・リコーダーを上手に演奏したい。
- ・漢字を上手に書けるようになりたい。

学級担任のニーズ

- ・声掛けされなくても課題に取り組んでほしい。
- ・授業の準備を早くしてほしい。
- ・漢字を正しく覚えてほしい。
- ・本人に合う学習方法を身につけさせたい。

(3) 長期目標の設定の例

①例1：文字を正しく書くことができない子ども（小学3年生）

保護者のニーズ	・簡単な漢字は書けるようになってほしい。
本人のニーズ	・漢字が上手に書けるようになりたい。
学級担任のニーズ	・本人に合う漢字の練習方法を身に付けさせたい。



設定した課題（長期目標）	学年相当の漢字を正しく書くことができる。
--------------	----------------------

②例2：整理整頓が苦手な子ども（小学4年生）

保護者のニーズ	・部屋の片づけが自分でできるようになってほしい。
本人のニーズ	・必要な物がすぐに見つけられるようになりたい。
学級担任のニーズ	・周囲の友達に迷惑にならないように、教室内の決まった場所に自分のものをしまえるようになってほしい。



設定した課題（長期目標）	自分の机の周りに散乱している自分の物（文房具など）を机の中やロッカーに整理することができる。
--------------	--



◆◆「気づきシート」3 に設定した課題（長期目標）を書きましょう。◆◆

◀長期目標▶が多数考えられるときに絞るポイントは？

- 中核的な課題を優先する。
 - ・その課題が解決されれば、他の課題も解決されるようなもの
- 緊急性の高い課題を優先する。
 - ・すぐ解決しなければ学校生活上、問題が拡大してしまいそうなもの



4) 短期目標の設定

長期目標を達成するために、段階的に短期目標を設定します。

(1) 短期目標の設定の仕方

長期目標の達成につながるように次のどちらかの方法で、段階的に短期目標を設定しましょう。

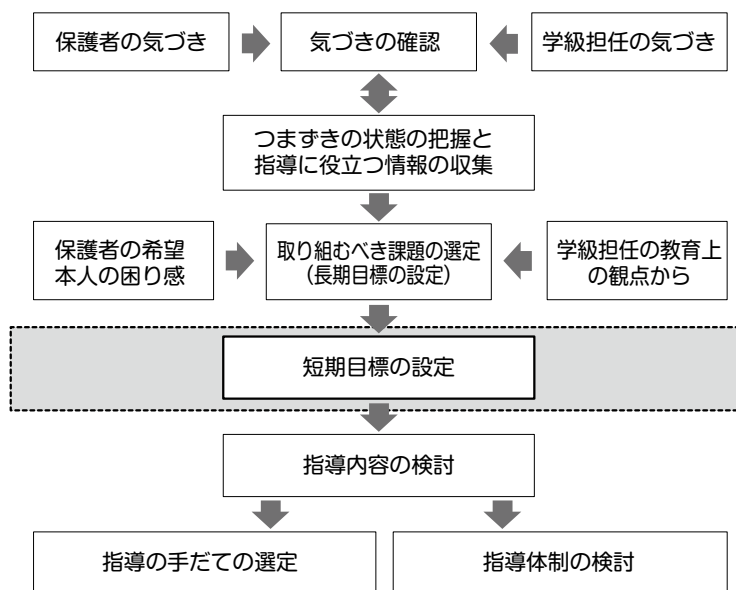
方法1

→ 段階的に難易度を上げていく

方法2

→ 段階的に手掛かりや支援を少なくしていく

<個別の指導計画作成の流れ>



(2) ①例1：文字を正しく書くことができない子ども（小学3年生）

長期目標 学年相当の漢字を正しく書くことができる。

短期目標

- ① 1年生の漢字を画数を意識して正しく書くことができる。
- ② 2年生の漢字を細部に注意を向けて正しく書くことができる。
- ③ 3年生の漢字を字形の構成を意識して正しく書くことができる。

②例2：整理整頓が苦手な子ども（小学4年生）

長期目標 自分の机の周りに散乱している自分の物（文房具など）を机の中やロッカーに整理することができる。

短期目標

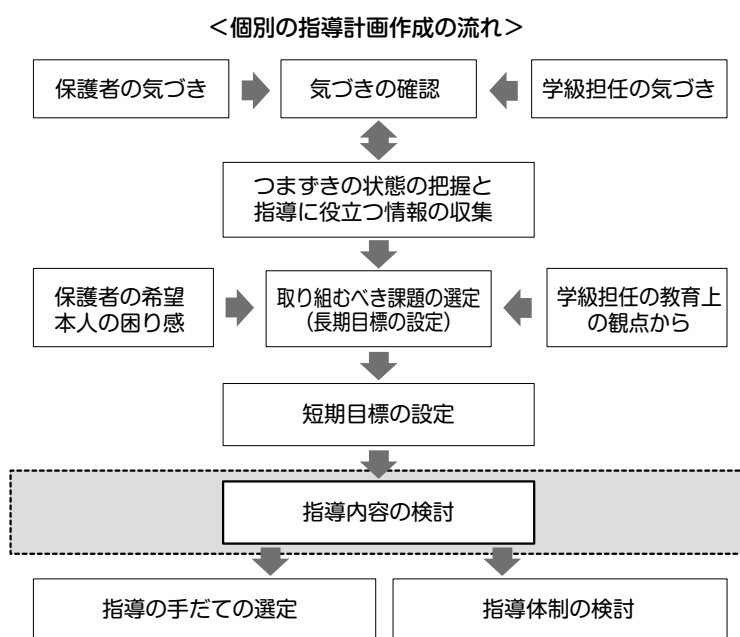
- ① 授業が終わったら、教科書・ノートをしまうことができる。
- ② 授業が終わったら、次の時間の準備ができる。
- ③ 休み時間の前に、机の周りに物が落ちていないか確認することができる。



◆◆「気づきシート」4 に短期目標を書きましょう。◆◆

5) 指導内容の検討

いよいよ指導内容を考えます。
学級・学年だけでできる指導や、通級による指導などの特別な場を利用しての個別指導などが考えられます。



(1) 学年・学級での指導

- ・一斉に同じ内容を教えつつ、担任やその他の支援者が「気になる子ども」に応じた配慮を行います。
- ・一斉に同じ内容を教える中で、「気になる子ども」には問題の数を少なくするなど調整します。
- ・一斉に同じ内容を教える中で、「気になる子ども」の達成目標を個別に設定します。
- ・一斉に同じ内容を教えるが、一斉の目標を達成するのが困難な場合は、「気になる子ども」の目標に合わせた別課題のプリントを準備します。

(2) 個別指導

- ・「気になる子ども」の認知特性に合わせた指導の内容を検討します。(※下覧参照)
- ・「気になる子ども」の理解に合わせた内容を指導します。
＜例：理解できる学年の内容から始めます。＞
- ・「気になる子ども」が自信をもって取り組める内容を指導します。
＜例：できないことが多くてやる気をなくしている場合、できることから始めます。＞

＜認知特性に合わせた指導＞とは？

情報処理（認知）過程とは、脳において、視覚や聴覚など様々な感覚器官から刺激が入力され、脳内においてそれらの情報が処理された上で、言語野などで出力される過程のことです。LDなどの発達障害の子どもたちの能力的な偏りを理解するためには重要な考え方です。

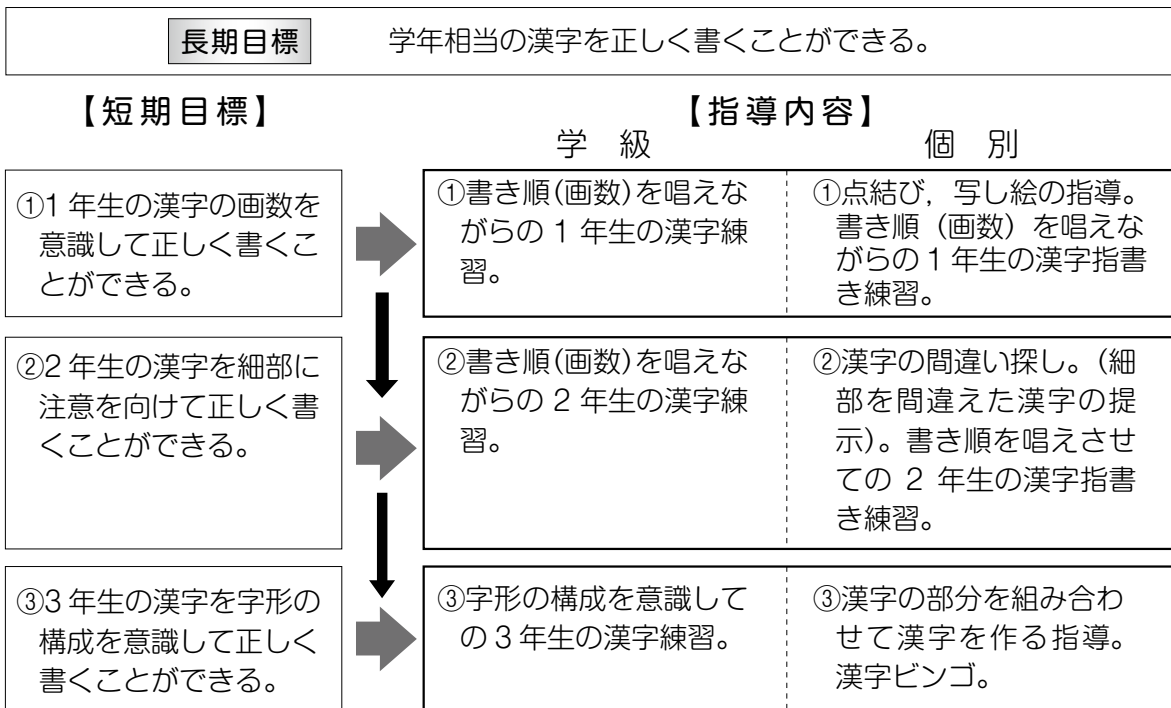
LDの子どもはこの認知過程に特徴をもつので、その特徴を知ることが個別指導計画を立てるときの大切な情報となります。

得意な特性を生かして、苦手な部分を補っていくような指導が有効です。

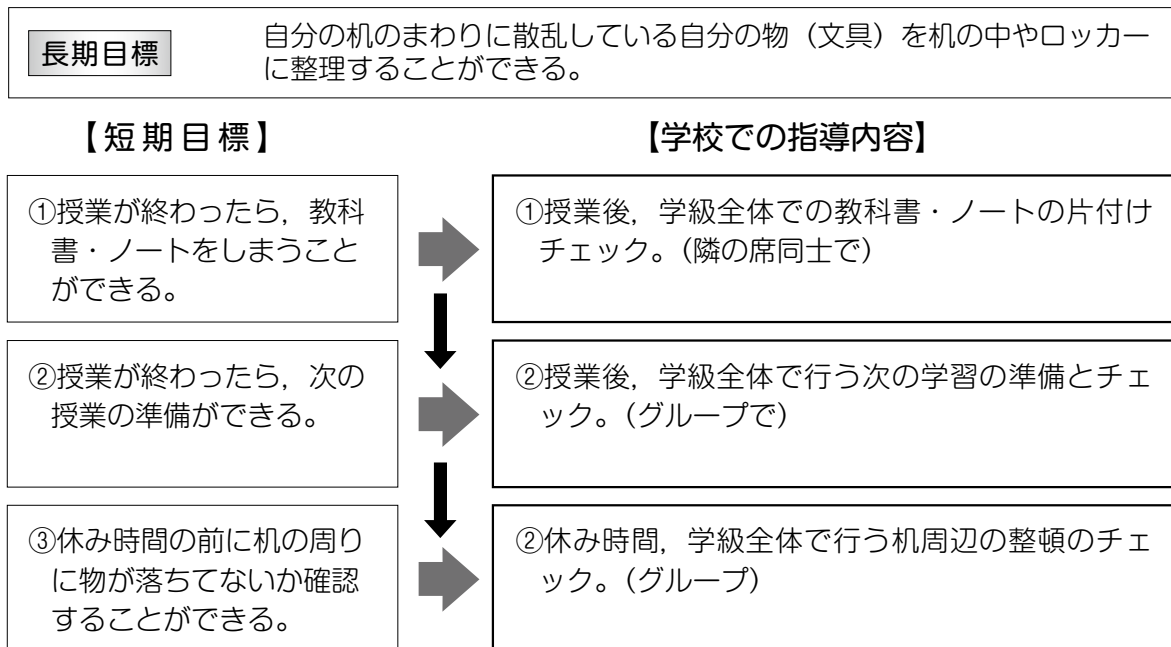


(3) 短期目標から指導内容の検討の例

①例1：文字を正しく書くことができない子ども（小学3年生）



②例2：整理整頓が苦手な子ども

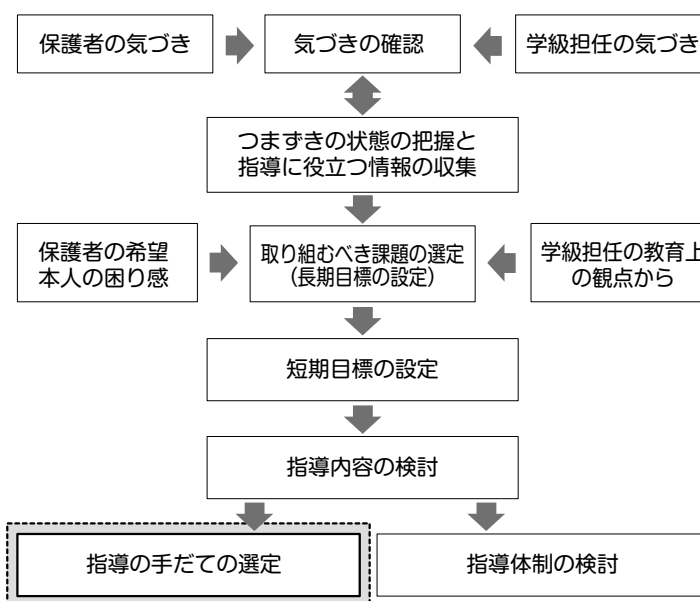


◆◆「気づきシート」の5に指導内容を書きましょう。◆◆

6) 指導の手だての選定

指導内容に対する指導の手だてを選びます。
 子どもの実態に合わせた手だてを考えましょう。
 学習面、行動面の例をあげてみました。

<個別の指導計画作成の流れ>



(1) 学習面の支援の手だての例

・「聞く」ことへの困難

→指示や説明がイメージできるように、視覚的教材を適切に使用して聞かせる。

・「読む」ことへの困難

→一斉音読の時はそばで読む箇所を指さしてやる。
 →定規を当てて読む行に注意を向けさせる。

・「書く」ことへの困難

→話したことを、教師が聞き取って文章にし、その後、時間を与えて視写させる。
 →書く能力に応じて適切な大きさのマス目や幅のノートを選択する。

・「話す」ことへの困難

→話しやすいように、「はじめに」「次に」などの手順をカードを提示して示したり、言葉で援助してやったりする。

・「計算する」ことへの困難

→一枚のプリントの問題数を少なくする。
 視覚的に把握しやすいノート（マス目の入ったもの等）を用いる。

(2) 行動・生活面の支援の手だての例

・注意の集中が持続しない

→授業を短時間に区切る。課題を1つだけとこだわらず、2つ3つと取り組ませる。

・注意欠陥により板書の視写ができない

→プリントを併用する。

・離席がある

→離席の機会を設ける。教室から出て行くときの行き先を決めておく。

・すぐ気が散る

→刺激が少ない学習環境（机の位置など）にする。
 話の途中で子どもの名前を呼んで、注意を引き付ける。

・話を聞かない

→重要な指示の時、「よく聞いて、これ大事だよ。」と前置きをする。

・変更に弱い

→一日の流れを朝に確認し黒板に示す。

(3) 指導内容から指導の手だての選定の例

①例1：文字を正しく書くことができない子ども（小学3年生）

長期目標	学年相当の漢字を正しく書くことができる。
短期目標	① 1年生の漢字を画数を意識して正しく書くことができる。 ② 2年生の漢字を細部に気をつけて正しく書くことができる。 ③ 3年生の漢字を字形の構成を意識して正しく書くことができる。

学年・学級の指導内容	個別での指導内容	手だて
①書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字練習。	①点結びや写し絵の指導。書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字指書き。	・手本の漢字は大きく書き，机上の見やすい位置に置く。 ・画数の少ない漢字から始める。
②書き順（画数）を大きな声で唱えながらの2年生の漢字練習。	②漢字の間違い探し。書き順（画数）を唱えさせての2年生の漢字指書き。	・手本の漢字の細部は別の色にして意識づける。
③字形の構成を意識しての3年生の漢字練習。	③漢字の部分を組み合わせで漢字を作る指導。漢字ビンゴ。	・4分割のマス目のノートを使用させる。

②例2：整理整頓が苦手な子ども（小学4年生）

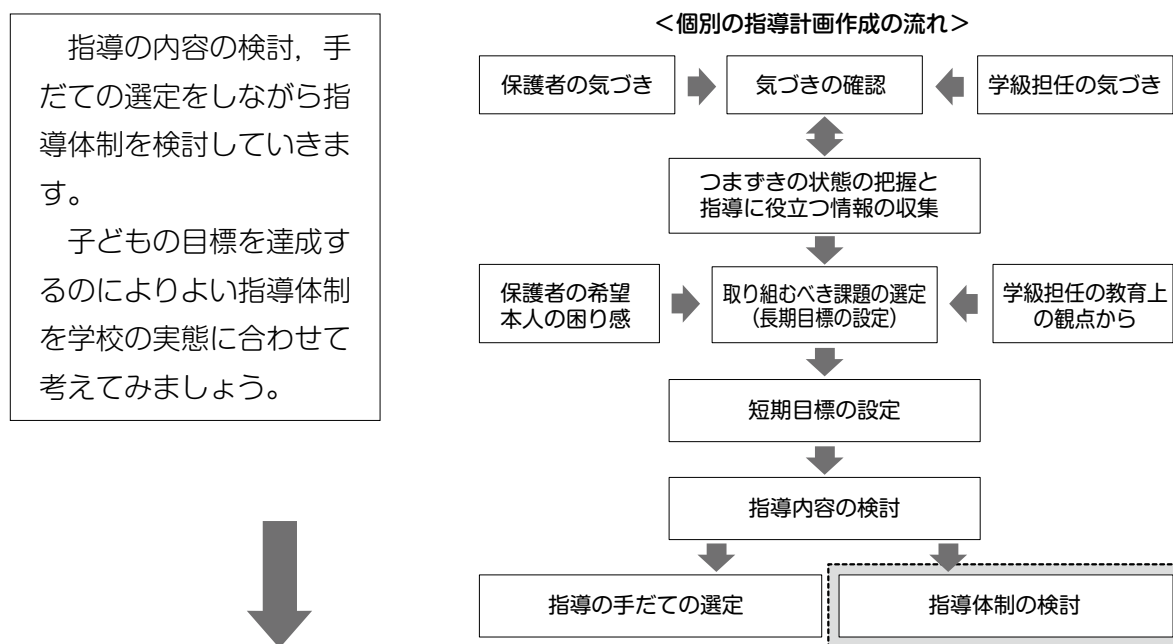
長期目標	自分の机のまわりに散乱している自分の物（文具）を机の中やロッカーに整理することができる。
短期目標	①授業が終わったら，教科書・ノートをしまうことができる。 ②授業が終わったら，次の授業の準備ができる。 ③休み時間の前に机の周りに物が落ちていないか確認することができる。

学年・学級での個別指導	手だて
①授業後，学級全体での教科書・ノートの片付けチェック。（隣の席同士で）	・授業終了後すぐに片付けさせ，時間を取って一斉にチェックさせる。
②授業後，学級全体での次の準備のチェック。（グループで）	・教科書，ノート，筆入れ等の机上への置き方を図で提示する。
③休み時間，学級全体での机の周辺の整頓のチェック。（グループで）	・休み時間の前に，グループでチェックし合う。



◆◆「気づきシート」の6に指導の手だてを書きましょう。◆◆

7) 指導体制の検討



◆◆◆「気づきシート」の記入が進みましたね。◆◆◆

5) でも少しふれましたが，指導体制も支援の重要なポイントになります。学級担任の指導のみでは，目標を達成するのが難しい場合は，校内委員会などで指導体制について検討しましょう。

また，校長先生のリーダーシップと職員みんなの共通理解のもとに体制を整えることも大切です。複数の指導者，いくつかの指導形態について，学校内の条件整備をしておきましょう。

具体的な支援の場，指導形態の工夫

① 個別指導

5)(2)のように，発達障害のある子どものつますきには，認知の特性を踏まえた指導が大切です。一斉指導のみんなと同じやり方では力が発揮できない場合や，学級集団では刺激が多すぎて集中できない場合などは，個別での対応が必要になるでしょう。

「通級による指導」や担任外の先生による指導など，学校の実態に合わせて，指導者，場所，指導内容を明確にしておきましょう。

学習面での指導ばかりでなく，行動面で支援が必要な子どもには，社会性を育てるSST（ソーシャルスキルトレーニング）を個別やグループで実施することも考えられます。

② TT（チームティーチング）

担任と他の指導者によるTT（チームティーチング）です。担任がT2になると，支援の必要な子どもに直接かかわることができます。また，特性に応じた声掛けや補助的に使用する教材作成について，支援員と話し合いを重ねて，よりよい対応について考えてい

くことも大切です。

③ その他

習熟度別による少人数指導や、朝や放課後の学習会など、各学校で様々な取り組みがなされています。また、行動面で支援が必要な子どもに対しては、休み時間などに見守る担当を決めている学校もあります。学校や子ども、そして地域の実態に合わせて、支援体制を構築していきましょう。

8)「個別の指導計画」の完成

記入した「気づきシート」をご覧ください。

子どもに対する気づきから流れに沿って見ていくと、子どもをどう指導していくかという方向性が見えてきたと思います。これで、「個別の指導計画」の考えができあがりました。

p21の「個別の指導計画」のわくに書き込んでいきましょう。いよいよ指導の実際です。指導者はこの「個別の指導計画」で情報を共有しながら指導を進めていきます。指導者同士が子どもの伸びや指導内容を評価しながら、よりよい指導について話し合われることを期待します。

気づきシート

1 確認された気づき

気づき：漢字が正しく書けない。

2 気づきのつまずきの状態の把握と指導に役立つ情報

○プラス面 ▲マイナス面

▲ 複雑な漢字だと線の数を間違える。
▲ 鉛筆の持ち方、手首の動きがぎこちない。
○ 画数の少ない漢字から正しく書くことができる。
○ 工作は上手ではないが好きである。

それぞれのニーズは？

保護者：簡単な漢字くらいは書けるようになってほしい。
本人：漢字を上手に書けるようになりたい。
担任：本人に合う練習方法を身に付けさせたい。

3 設定した課題

長期目標
学年相当の漢字を正しく書くことができる。

4 短期目標

① 1年生の漢字を画数を意識して正しく書くことができる。
② 2年生の漢字を細部に気をつけて正しく書くことができる。
③ 3年生の漢字を字形の構成を意識して正しく書くことができる。

5 指導内容

学年・学級	特別な場（通級による指導）	手だて
①書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字練習。	①点結びや写し絵の指導。 書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字指書き練習。	・手本の漢字は大きく書き机上の見やすい位置に置く。 ・画数の少ない漢字から始める。
②書き順（画数）を唱えながらの2年生の漢字練習。	②漢字の間違いがし。書き順（画数）を唱えさせての2年生の漢字指書き練習。	・手本の漢字の細部は別の色にして意識づける。
③字形の構成を意識しての3年生の漢字練習。	③漢字の部分を組み合わせて漢字を作る指導。 漢字ピンゴ。	・4分割のマス目のノートを使用させる。

6 手だて

①
②
③

個別の指導計画

年 月 日作成

氏名	○○ ○○	年 組	担当 作成者	○○ ○○ ○○ ○○
障害名	○○○○○	諸検査	WISC-Ⅲ ()	
学習・行動上のつまずき	<学習面> ・漢字が正しく書けない。 <生活面> ・整理・整頓ができない。			
相談歴	なし			
ニーズ	本人 漢字が上手に書けるようになりたい。	担任 本人に合う練習方法を身に付けさせたい。	保護者 簡単な漢字くらい書けるようになりたい。	
長期目標	学年相当の漢字を正しく書くことができる。			
短期目標	① 1年生の漢字を画数を意識して正しく書くことができる。 ② 2年生の漢字を細部に気をつけて正しく書くことができる。 ③ 3年生の漢字を字形の構成を意識して正しく書くことができる。			
指導体制	通級による指導 週1時間 個別			
指導内容			手だて	
学年・学級	特別な場（通級による指導）		手だて	
①書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字練習。	①点結びや写し絵の指導。 書き順（画数）を唱えながらの1年生の漢字指書き練習。		・手本の漢字は大きく書き机上の見やすい位置に置く。 ・画数の少ない漢字から始める。	
②書き順（画数）を唱えながらの2年生の漢字練習。	②漢字の間違いがし。書き順（画数）を唱えさせての2年生の漢字指書き練習。		・手本の漢字の細部は別の色にして意識づける。	
③字形の構成を意識しての3年生の漢字練習。	③漢字の部分を組み合わせて漢字を作る指導。 漢字ピンゴ。		・4分割のマス目のノートを使用させる。	
評価	① ② ③			

気づきシート

※コピーして使いましょう。

1 確認された気づき

気づき：

2 気づきのつますきの状態の把握と指導に役立つ情報

○プラス面 ▲マイナス面

それぞれのニーズは？

保護者：

本人：

担任：

3 設定した課題

長期目標

4 短期目標

①

②

③

5 指導内容

6 手だて

学年・学級	特別な場（ ）	手だて
①	①	①
②	②	②
③	③	③

個別の指導計画

年 月 日作成

氏名			年組	担当	
				作成者	
障害名			諸検査		
学習・行動上のつまずき	<学習面> <生活面>				
相談歴					
ニーズ	本人	担任		保護者	
長期目標					
短期目標	① ② ③				
指導体制					
指導内容				手だて	
学年・学級		特別の場 ()			
①	①		①		
②	②		②		
③	③		③		
評価	① ② ③				

第2章
幼稚園編

第2章 幼稚園編

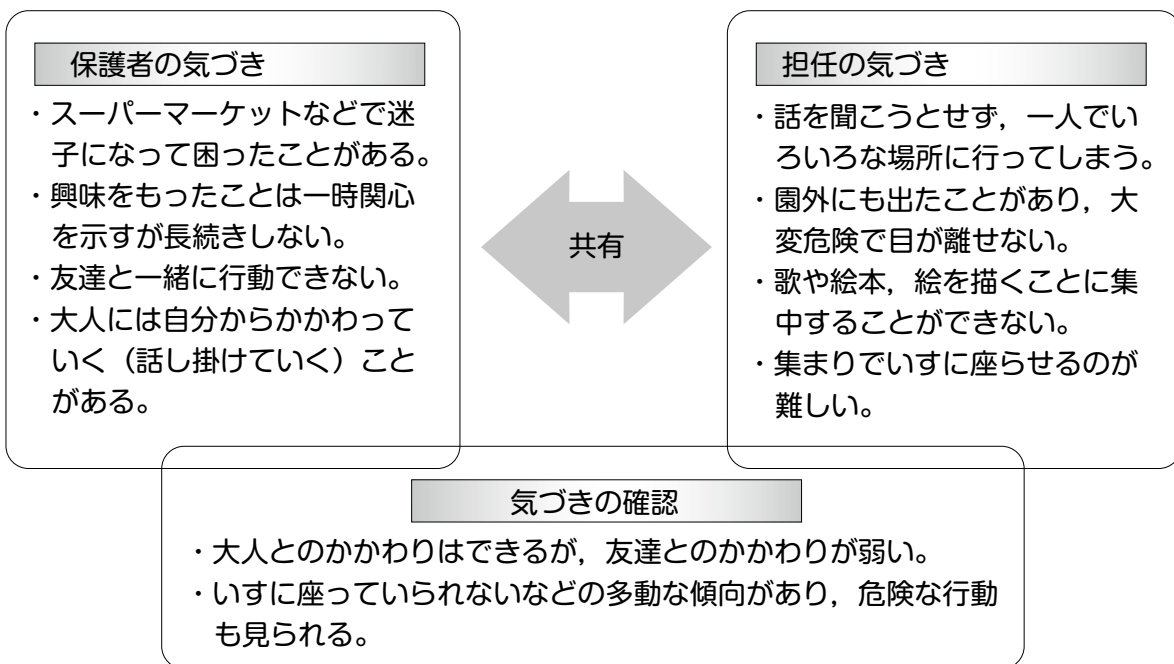
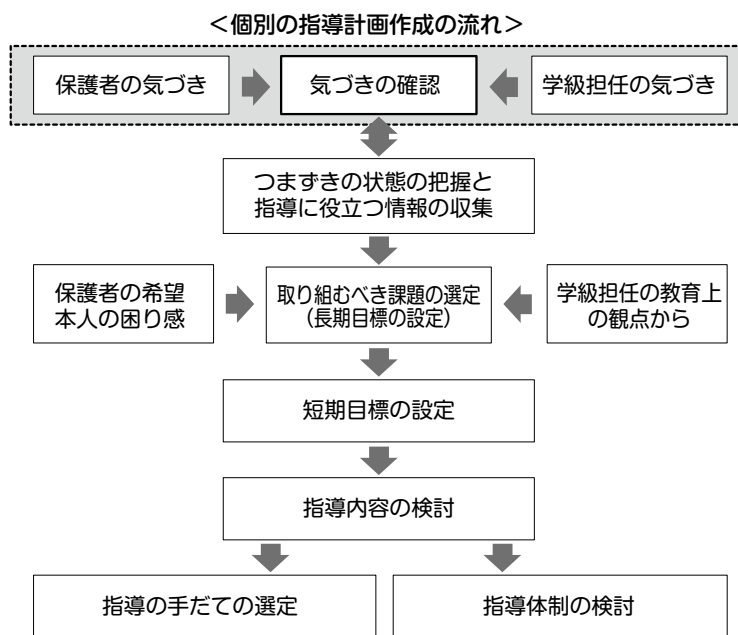
1 気づきから支援へ～友達と一緒に遊ぶことの苦手な A さんの事例～

A さんは、友達と一緒に遊ぶことが苦手な子どもです。活動中は、あちらこちらをキョロキョロ見て、落ち着かない様子です。先生から言われたことに関心を示さず、一人で行動することや部屋に入るのを嫌うなどの特徴がありました。園内のいろいろなところを遊具にちょっと触りながら歩き回ります。

1) 気づきの確認

子どもの家庭での行動の様子と幼稚園で行動の様子に違いがみられることは普通に起こります。

子どもを取り巻く周囲のこの見立ての違いを生かして、確実な気づきとしていくことが大切です。できるだけ多くの話し合いの機会を設け、情報の共有を進めていくことが必要になります。



2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集（アセスメント）

園内の先生方からの情報、チェックリストでの把握、各種検査の実施のほか、場合によっては、医療機関、相談機関からのアドバイスも生かしていきます。

同僚の先生方に相談

もっとも身近にいる相談相手は、園内の先生方です。保護者との気づきの共通性を確認しながら、Aさんに対する様々な情報を集めました。

- ・鉄棒が得意である。
- ・集中しない時に、道具配りの仕事を頼んだら、その後、集中できた。
- ・上履きの左右を間違えて、転んでしまうことがあった。
- ・失敗するとその後の混乱がある。
- ・先生に頼まれた手伝いは進んでする。

実態の把握<チェックリストABC>の実施

文部科学省のチェックリストABC（ダウンロードの仕方¹³⁹ p129）を使い、学習面（聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する）、行動面（不注意・多動性－衝動性）、行動面（対人関係やこだわり等）について確認しました。

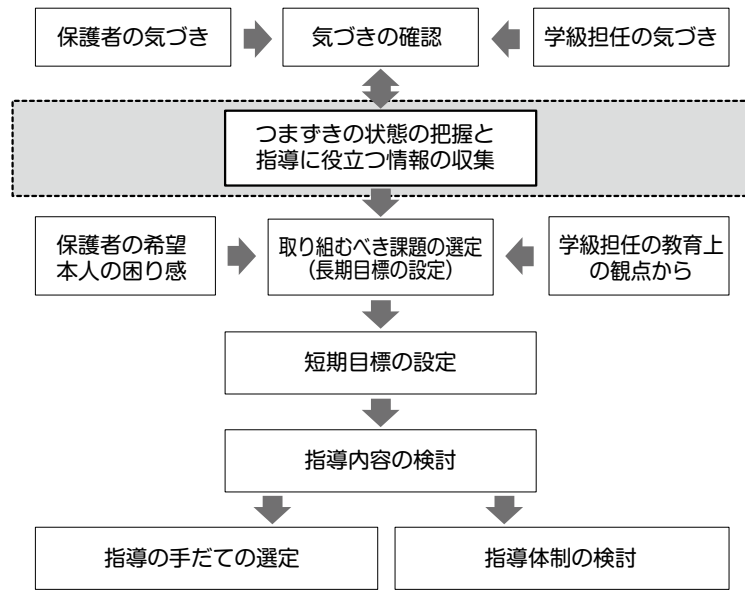
- ・チェックリストC（対人関係やこだわり等）の粗点が高めに出ており、ソーシャルスキルの弱さがはっきりしました。

ケース会議Ⅰの実施

これまでの経過をまとめ、今後の対応を探るためにケース会議で確認しました。参加者は、園長、教務主任、担任、園の特別支援教育コーディネーターです。

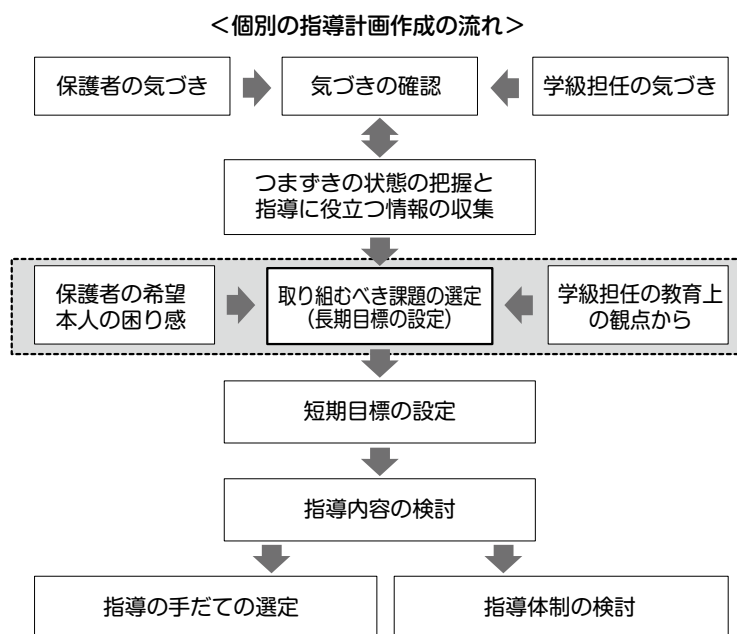
- ・医療機関、相談機関と連携し、特性を客観的に把握する。（教務主任が窓口）
- ・Aさんの特性に応じた具体的対応策を探る。（担任、園の特別支援教育コーディネーター）
- ・保護者との連携をよい状態に保つ。（担任、教務主任）
- ・Aさんを理解するための園内研修会を開催する。（園長）
- ・定期的な授業公開・ケース会議を実施する。

<個別の指導計画作成の流れ>



3) 取り組むべき課題の選定（長期目標の設定）

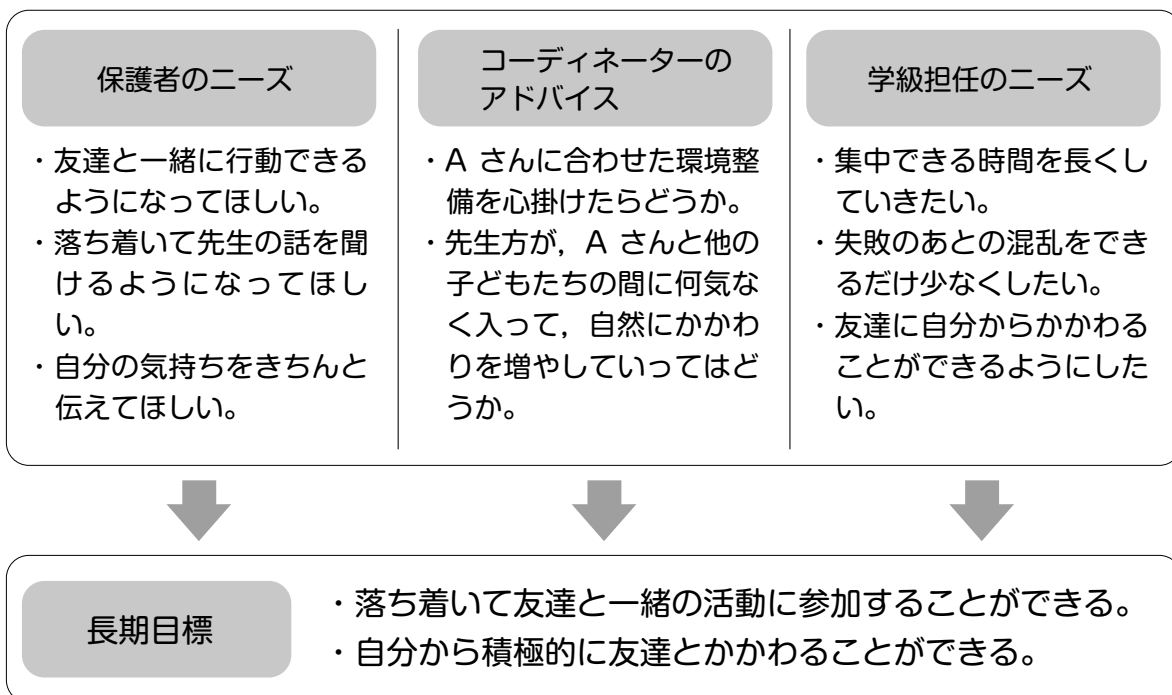
小学校入学までの期間を見通して、保護者の願いと指導者が考える成長への課題解決のための支援についてすり合わせながら、これから取り組むべき課題をはっきりさせていきます。



ケース会議Ⅱの実施

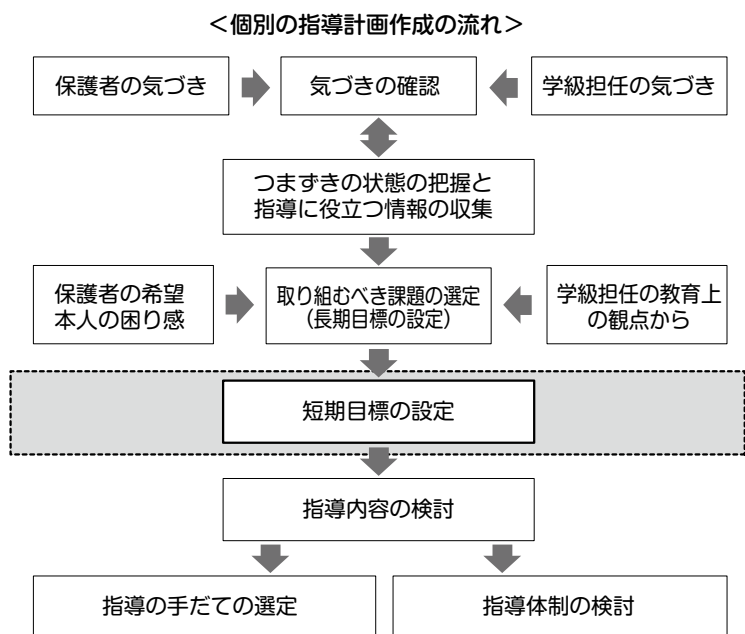
今後取り組むべき課題を明確にした後、Aさんにかかわるみんなが重点的に取り組んでいく課題を共有するためのケース会議を開きました。

参加者は、園長、教頭、担任、学年主任ですが、今回は特別支援学校の地域支援のコーディネーターにも参加してもらいました。



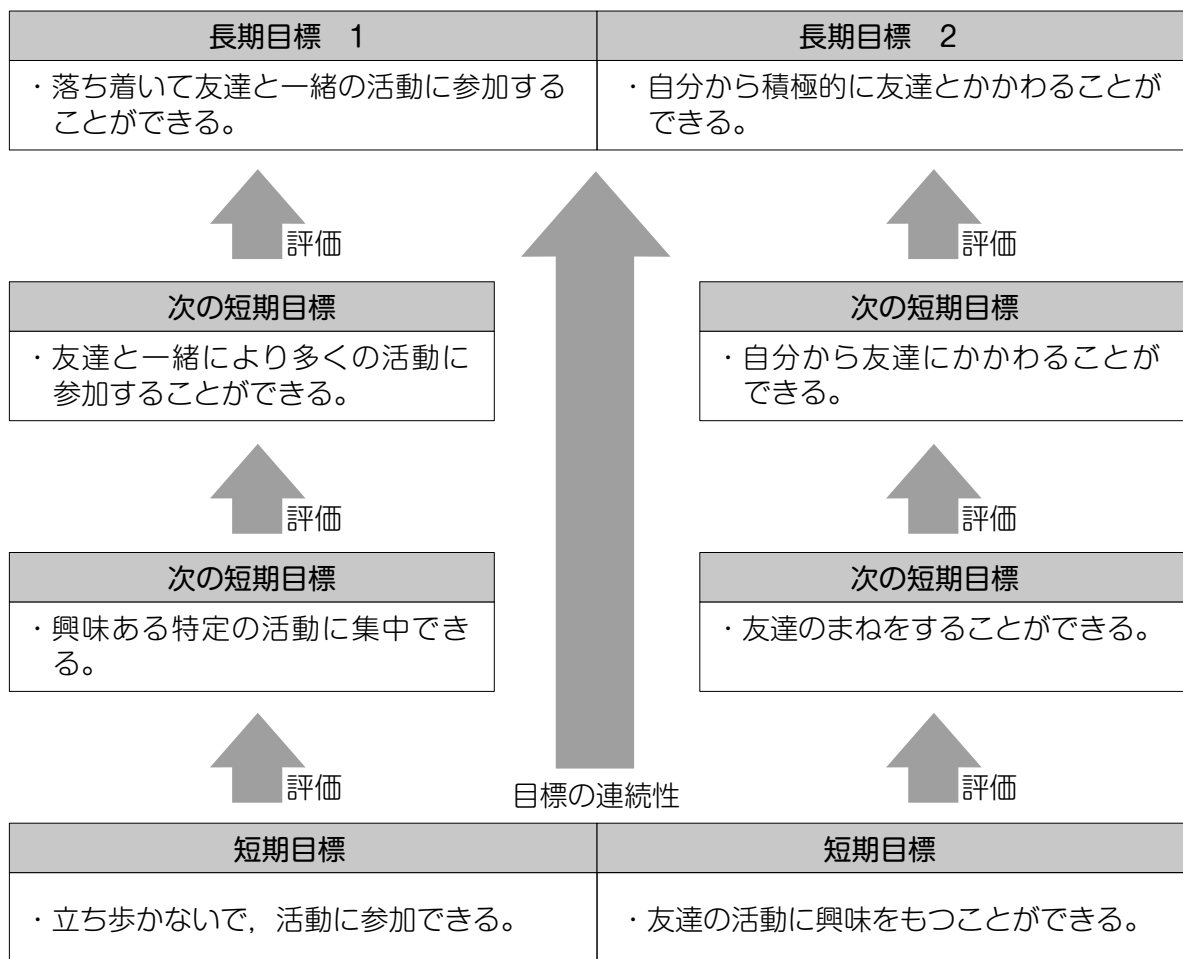
4) 短期目標の設定

長期目標を達成するために期間を区切った目標を決めます。1年、6か月、場合によっては学期ごとの目標を決めて、より具体的な目標を設定して指導していきます。



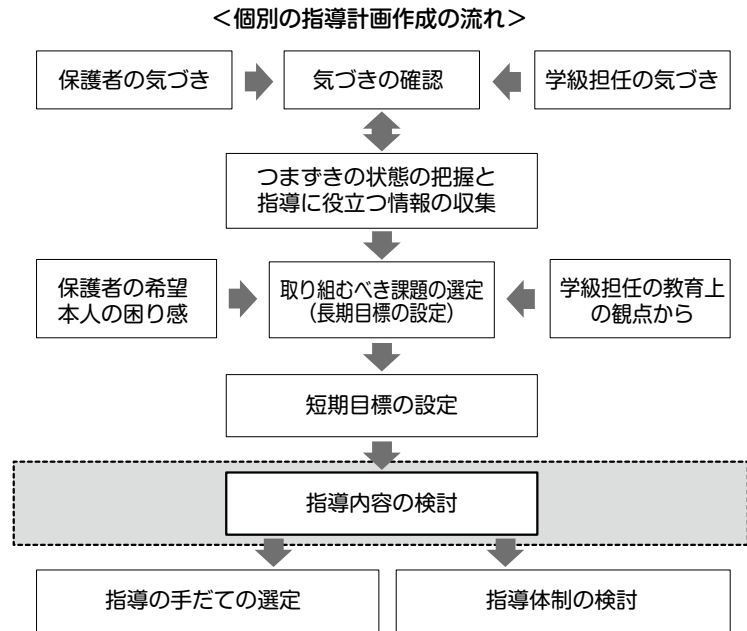
分かりやすい具体的な目標

長期の目標（小学校入学まで）を実現するために、必要な項目を短期目標として明確にしました。Aさんの場合には、長期目標の課題が多動と対人関係という2つの課題となりましたので、それぞれ短期目標を設定しました。



5) 指導内容の検討

指導内容は、重点を決めて、より具体的なものを考えていきます。本人が苦手なことをなくすという発想でなく、得意なものを使う、増やしていくという発想による内容の検討が大切です。



場面による指導内容の検討

短期目標を具体的にどの場面（指導場面）で重点的に取り上げていくか、担任と園の特別支援教育コーディネーターとの話し合いで検討しました。指導場面を先に想定することで、実際の指導内容がイメージしやすいようです。

短期目標	・ 立ち歩かないで、活動に参加できる。	・ 友達の活動に興味をもつことができる。
集会	・ 場所を固定した集会参加。	・ 友達と同じ動きをさせる指導。
遊び	・ 興味ある遊びでの集中時間の確保。	・ 特定の遊びでの友達との道具のやりとり。
給食	・ ゆっくり食べさせる食事指導。	・ グループを作ったの食事指導。
行事	・ 参加する時間・場所を決めての行事参加。	・ 先生や友達と一諸の行事参加。



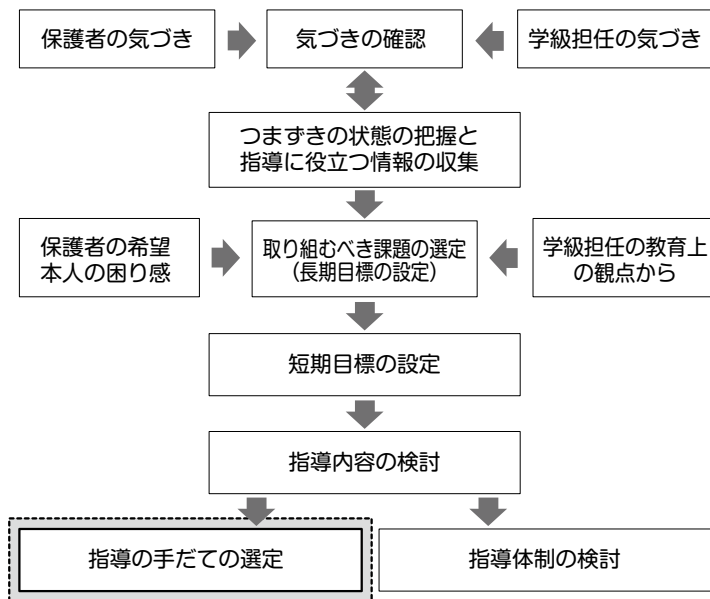
困った行動をそのまま指導していいの？

気づき、困り感のある行動をそのまま指導内容にするのではなくよりよい姿を目指して、別の角度から内容を細かくして、生活の場や学習の場に組み込んでいくことが大切です。

6) 指導の手だての選定

指導する内容にかかわる、手だてと合わせて、いわゆる環境整備、園児たちが生活しやすい、学びやすい場の構成をしていくことが大切になります。

<個別の指導計画作成の流れ>



B 先生が試みた手だて

2つの短期目標について、指導場面を分けて、指導する内容を考えてから、B先生は、特別支援学校の地域支援のコーディネーターに支援方法について相談しました。

相談結果を踏まえて、次のようなことを試みました。

短期目標	・立ち歩かないで、活動に参加できる。	・友達の活動に興味を持つことができる。
集会	・参加させる場を固定化し、時間を決めて参加させる。	・指導者が隣について、友達と同じ動きをするように声掛けする。
遊び	・興味のある遊びに取り組みせ、集中できる時間を長くさせる。	・ボールのやりとりを遊びのなかで自然に行わせる。
給食	・ゆっくりと食べ残しなく食べるように隣について声掛けする。	・テーブルの設置を工夫して、友達と一緒に食事ができるようにさせる。
行事	・参加できる時間・場所を考え、無理なく参加させる。	・友達と手をつないで参加させる。

B先生は、こうした試みを基本にしながら、指導内容に合わせて、Aさんにとってよりよい対応がどんなものか、次のような工夫を続けています。

- ・気持ちを表す言葉を絵と言葉で示し、選択させる。
- ・手伝いを意識的に頼み、引き受けてくれたら褒める。
- ・好きな車の写真、図鑑を一緒に見る時間を確保する。
- ・混乱した時は、場を変えるなどして、ゆっくりとAさんの気持ちを聞く。
- ・Aさんの得意なことを学級の子どもたちが認めるような場を設定する。

7) 指導体制の検討

直接指導にあたる先生だけでなく、園内の職員が共通理解して、同じ目標のもとに指導が続けられるように、園内の仕組みづくりを行います。

ケース会議Ⅲの実施

担任の先生一人に負担がかり過ぎないように、園全体で支援体制を考えることにしました。

- ・ Aさんへの理解と対応については、園内研修会、保育公開、ケース会議を通して全職員の共通の課題であることを意識化していく。
- ・ 授業公開、ケース会議では、Aさんのもっているよいところをどのように生かすかという視点で具体的な対応を検討する。
- ・ Aさんへの接し方は、打ち合わせ、ケース会議等で共通理解していく。
- ・ 教室以外にAさんがいるのを見かけたら、すぐに声掛けを行う。
- ・ 混乱した状況が生じた際には、教務主任がすぐに教室に入りAさんに対応する。
- ・ 園外の機関とのやりとりは、教務主任と特別支援教育コーディネーターが協力して行う。

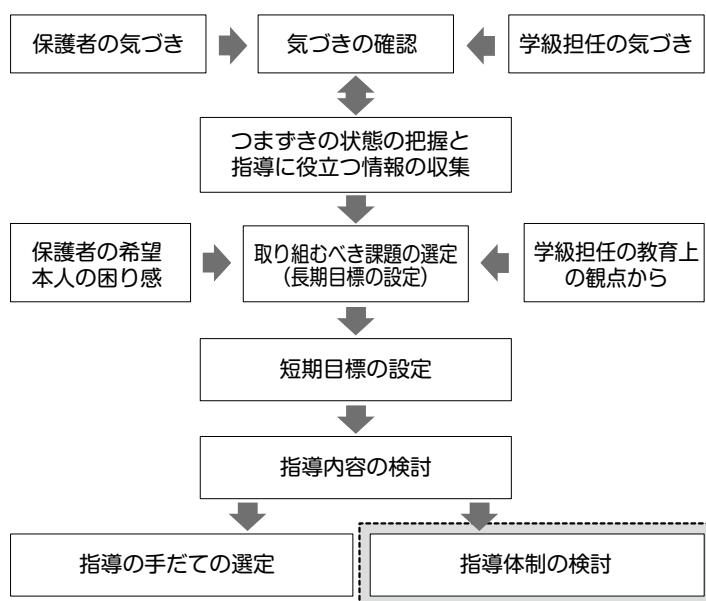
保護者との連携

定期的な面談を実施するとともに、保護者から相談があったときは直接会って話をするようにしました。保護者には、園での様子を肯定的に、現在の様子は成長の通過点であるという観点で伝えるようにしました。

また、参観日だけでなく、日常的にAさんの園での様子を見てもらうように声掛けし、実際何回も園での生活の様子を見てもらいました。

連絡帳も、園での様子、家庭での様子がよく分かるように工夫しました。行動の関連性が理解でき、指導に役立つことが随分ありました。

<個別の指導計画作成の流れ>



日常的な情報の共有と支援の見直しの方法は？

Aさんに対する支援策（アイデアを含めて）や行動の様子は担任に話してもらうとともに、カードに書いて「Aさんシート」にはり付けることにしました。ケース会議や次の指導を考える時、参考になることがたくさんありました。

2 気になる子

1) 気づきの大切さ

幼稚園入園時の子どもたちの年齢は2年保育なら満4歳、3年保育なら満3歳です。入園前に保育園等で集団生活を経験している子もまれにいますが、ほとんどそれぞれの家庭でその家庭ならではの育ち方をしています。

入園当初は育ち方の違いが大きく表われる時期です。例えば、衣服の着脱が一人できちんとできる子と手助けがないとできない子、順番をきちんと待ってられる子と自分が1番でないと気が済まない子などの姿から、できるだけ自分でやるように仕向けられて育てられた子と必要以上に手をかけられて育てられた子との差がはっきりと見られます。

しかしながら多様な動きをみせる子どもたちも毎日の園生活の中で経験を積んでいきますと、次第にいろいろなことが一人でできるようになってきます。また、落ち着いて話も聞けるようになり、みんなでする活動も一緒にできるようになっていき、園生活を十分に楽しめるようになります。でも中には、時々“ちょっと気になる子”がいることもあります。



< Kさんの場合 >

Kさんはいつもにこにこ笑っているかわいい子です。Kさんが初めて幼稚園に来た時、「こんにちは」と言うとお母さんが「こんにちははだって。コンニチハ・・・」とKさんにあいさつするように促すのですが、「えへ、えへ」と言うだけ。それでも何回か促されると「こんにちは・・・」とまるで反響言語のように言うだけでした。

Kさんはお絵描きが大好きです。家庭ではテレビゲームが大好きとのことで、描く絵もゲームをしている感覚で、一人でブツブツ言いながら描いていることが多く見られました。時々「A, B, C・・・」などと言いながらアルファベットを書き並べていることもありました。Kさんは友達と遊ぶことができません。友達はKさんを遊びに誘ってくれるのですが、その言葉がKさんに通じません。「Kさん、遊ぼうってお友達が言ってるよ」と教師が伝えると、調子のよい時はにこにこ笑って友達がそばに来てくれたことを喜ぶ様子を見せますが、全く無視するときもあります。

また、Kさんは眠くなったり退屈になったりすると保育室、ホール、ひどい時はテラス等にも平気で寝転がり指しゃぶりをしていました。もちろん言葉の遅れもありました。2年間園生活をして覚えた友達の名前は二人だけ。担任の名前も覚えてもらえず、担任のことを「ようちえん・・・」と呼んでいました。Kさんの場合ははっきりと他の子どもとの違いがあったので早い段階で気づくことができました。



< Gさんの場合 >

Gさんは身の回りのことも一人でできるし友達と遊ぶことが大好きです。特にサッカー遊びが大好きなGさんですが、友達と遊んでいるうちに、ボールを思うようにキックできなかったり、自分より先に友達がゴールを決めたりしたら大変です。何の前触れもな

くその友達に手を出します。

かけっこ時には、スタートした直後に自分より速い子がいると分かった途中で泣いて暴れて走ることをやめてしまい、別の方に走り出してしまいます。また、制作活動においても自分が思い描いているとおりにできないと作りかけていたものをぐしゃぐしゃにして保育室から出て行ってしまいます。



友達が「Gさんの(作品)少しヘン・・・」と言ったら持っていた粘土べらをその友達目掛けて投げってしまうこともありましたが、Gさんはできないけれど“完璧”を求め、そのギャップにイライラしてしまいその気持ちのやり場所がなく物に当たったり人に当たったりする子でした。Gさんのもっとも苦手なものは集会です。ホールに園児らが集まり歌を歌ったり体操をしたりお話を聞いたりするときには一人うろうろと歩き出し、一人で自由な行動をとってしまうのです。また、思い通りにならなかった時には幼稚園の隣の集会所のガラス戸を蹴って割ってしまったこともありましたが、



入園前、そして入園してからのGさんの様子を見ると、Gさんは単なる乱暴な子、我慢が出来ない子ではなく、自分の気持ちがうまく調整できない情緒的に不安定なところがあることに気づき、Gさんの気持ちに寄り添った援助をしていくことにしました。

< Mさんの場合 >

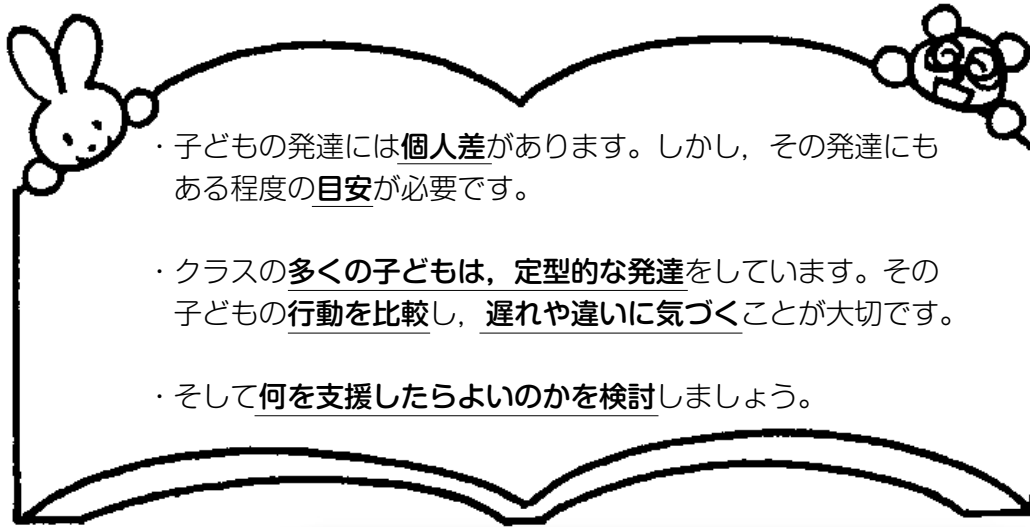


Mさんは入園前から言葉の発達に少し遅れがあるという保健師さんからの連絡を受けていたので共通理解の上での入園となりました。言葉ははっきりしませんが、とても人なつこくてにこにこしている子なので、年長児からも好かれ、面倒もよくみてもらいました。Mさんが担任の名前が言えるようになったのは2学期が過ぎてからでした。母親は「言葉の遅れだけ」と思っているようですが、Mさんの生活の様子を見ると、どうもそればかりではないように思えたのです。例えば、かけっこ。にこにこと笑ってとても楽しそうなのですが、走る格好は少しアンバランスでした。紙芝居や絵本を見るとき、他の子はじーっと見入っているのに突然大きな声で話し始めたり歌を歌ったりします。衣服の着脱はできますが、一つ一つ言葉を掛けて指示をしてあげないと進まなかったり、みんなでする活動では援助が必要だったりします。遊びでは怖いもの知らずで、高いところにも平気で登っていきます。友達と一緒にいるもののペースが合わず、同じ学年の子たちは、まるで小さい子どものようにMさんを見ていました。Mさんは言葉の遅ればかりでなく知的にも遅れがありそうだと気づき、語いを増やすことと共に生活面や活動面においても一つ一つ支援していくことにしました。



このように子どもは一人一人違います。教師はその子に合った見極めが大切です。

2) 幼児期の気づき



もし気づかれずに幼児期を過ごしてしまったら・・・将来、本人もそして家族も、また周りの子どもたちもとてもつらい日々を送ることになりかねません。

幼児期に苦手な面や少し遅れのみられる面に気づいてやり、適切な援助や支援を受けた子たちは、小学校に入ってからスムーズに学校生活を送ることができているようです。

3) できる力・伸ばせる力の発見

子どもたち一人一人の意欲を示す面や得意な面をしっかりとつかみ、個々に対応していくことが大切です。

< Gさんの場合 >

サッカーが大好きで教師と1対1でボールのパスをするのが何よりも楽しみのようです。友達が入って思いどおりにならないとかんしゃくを起こすこともあります。教師との遊びは落ち着いてできます。



Gさんが満足できるくらいたっぷり時間をかけて遊びました。

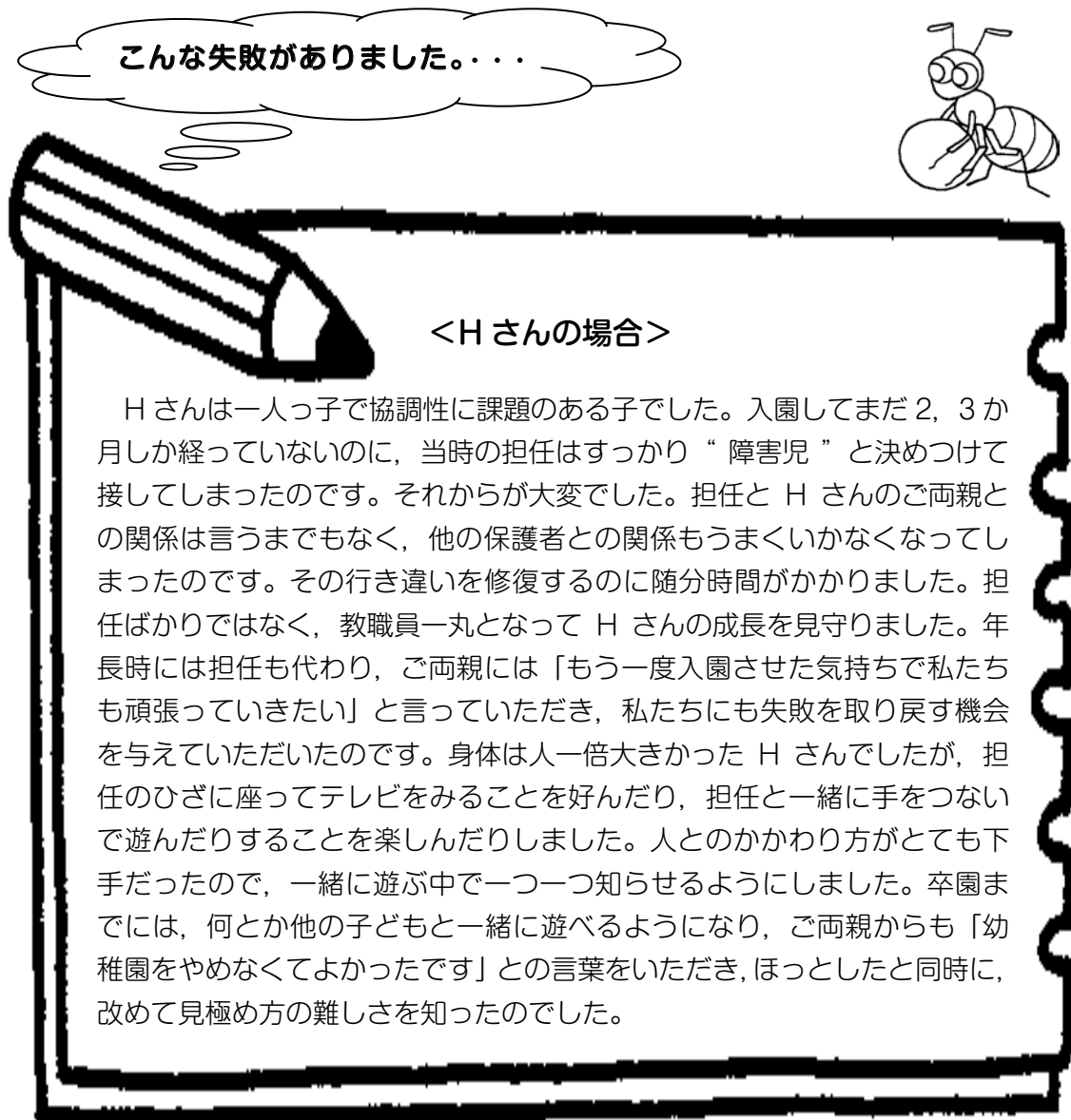
< Mさんの場合 >

Mさんは歌が大好きです。毎日ピアノに合わせて歌う姿はとても楽しそうです。Mさんは家に帰ってからも楽しそうに歌っているらしいのですが、言葉がはっきりしないMさんなのでお母さんには理解できないということでした。そこで、毎日どんな歌を歌っているのかお母さんにも知らせることにしたところ、お母さんも家で一緒に歌えるように努力されていたようです。

このように気になる子の好きなことや得意なことを十分に受け入れ、そして、認めてあげることが何よりも本人たちの力になると思います。最初は興味のあるものからできるようになり、認められると自信が付き、ひいては新しいことにも挑戦しようとする気持ちをもつようになります。できるようになるまでの時間に個人差はあるかもしれませんが、この過程はどのようなお子さんでもなんら変わりのないことです。

4) よくある誤解

子どもたちの発達は一人一人違います。つい要らぬ経験が子どもの姿を色眼鏡で見えてしまうこともあるので、十分に心して子どもの様子を見るように努めていくことが大切です。私たちは医師のような専門家ではありません。勝手な思い込みでその子やその子の家族の人生を狂わせてしまうような言動は厳に慎まなければなりません。気になる子を見極めは慎重に進め、その後の家庭への対応等についても的確な対応が求められます。



3 成長への枠組み作り

1) 教師間の共通理解

幼稚園では一人一人の園児を教職員みんなで見ていこうという姿勢で取り組んでいます。

子どもたちの健やかな成長のために・・・



2) 保護者との関係づくり

私たちの仕事は園児を相手に保育活動を行っていくことです。園児との信頼関係を築きあげていくことが何といても一番大事なのですが、その子どもの背景にある保護者との信頼関係を築きあげることもとても重要なことです。

私たちが気になると感じる子の保護者には二通りの保護者がいるようです。何となく我が子が他の子どもと少し違うと感じている保護者と全く他の子どもと違うところがないと思っている保護者です。前者は担任の話を聞こうという姿勢が感じられますが、後者はなかなか難しいところがあります。しかし、この後者のような保護者とこそしっかりと信頼関係を築いていかなければ、よりよい子どもの成長が望めません。

そのためには・・・

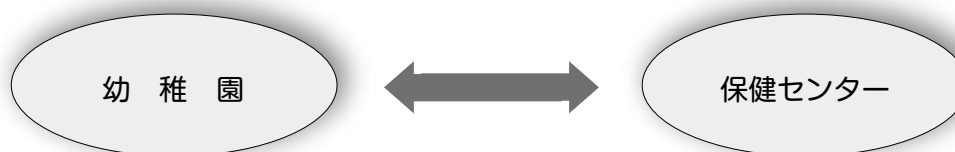


- (1) なるべく毎日の幼稚園での出来事を保護者に知らせる。
- (2) 保護者が我が子をどう思っているかを探り、それを考慮して話をする。
- (3) できたこと等何か一つでいいので保護者がうれしくなるような出来事を伝えるようにする。
- (4) 保護者には積極的にかかわるようにし、保護者の気持ちに寄り添って話をするようにする。
- (5) 担任も保護者と一緒に見守っていこうとする姿勢を示していき、保護者の気持ちの安定を図る。

3) 関係機関との連携

多くの子どもが生活する幼稚園の中で他の子どもと比べて少し発達に遅れを感じたり情緒的に不安定な面が感じられたりしたときは、専門機関に相談するようにしています。

- (1) 幼稚園と保健センター(町)の関係



- ・ 同じ思いで子どもたちの健全な育成を目指し、互いに相談しやすい関係になっています。

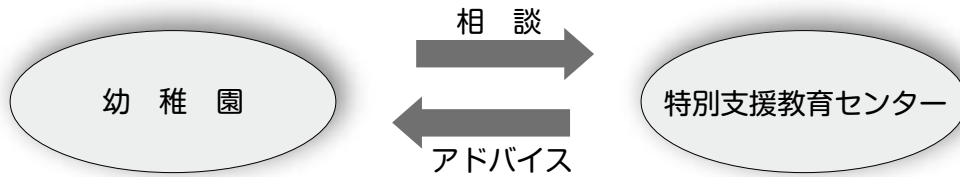
- (2) 幼稚園・保健センター(町)と児童相談所の関係



- ・ 幼稚園で「気になる子」がいた場合、保健センターに相談します。そこから児童相談所を紹介してもらい相談に行ったり児童相談所の先生に来ていただいたりします。

- ・児童相談所の先生は「気になる子」のお母さんの強い味方です。子どももお母さんもしっかりと受け止めてくれます。

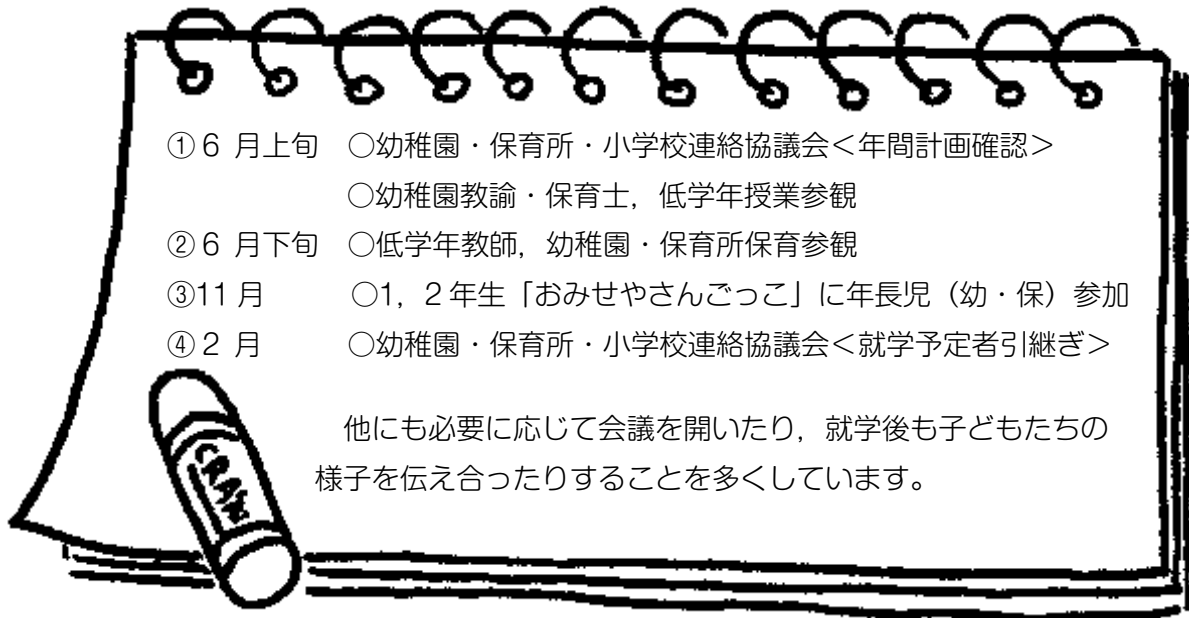
(3) 幼稚園と特別支援教育センターの関係



- ・幼稚園の年長組になるといよいよ就学を考えるようになります。そのときによく特別支援教育センターを利用することがあります。移動相談（定期巡回教育相談）を行っているので近くで相談ができるというメリットがあります。
- ・最近「気になる子」はどの学級にもいるようになってきました。はっきりと診断を受けるほどでない、いわゆる“グレーゾーン”にある子どもが多く見られます。こうした子への対応についても、これまでの保育活動のやり方では無理が生じたり、対応が難しくなったりします。このようなときにも相談し適切なアドバイスをもらうことができます。

4) 小学校との連携

J幼稚園は町立幼稚園で園長は小学校校長が兼務しています。そのためか、小学校との連携はとてもうまくいっていると感じます。小学校との間では、年間を通して次のようなことを実践しています。



それでも、十分な連携とは言えないかもしれません。今後も幼稚園と小学校と一緒に勉強する機会を設けいろいろな意見を聞き合ったり，日常的な交流を行ったりすることが大切と考えます。

5) 就学に向けて

気になる子の保護者にとって就学が迫ってくると心配が大きくなってきます。この時期になると前に述べたような関係機関に相談することが多くなります。保護者にはこれまでに幼稚園での様子や他の子との違いを知らせるなどしっかりと保護者との信頼関係ができていれば、保護者の方から相談を持ちかけられたり、また幼稚園の方から就学に向けての保護者の考えを伺ったりすることができます。子どもにとっても保護者にとっても重大な問題なので、私たちは慎重に話を進めていかなければなりません。担任と保護者との話し合いだけではなく、やはり園長をも含めてゆっくり時間をかけて話し合うことが大事です。

< Yさんの場合 >

2年間の園生活を見て、支援なしでは他の子どもたちと一緒に学校生活は送れないと判断したとき、園長はじっくりと時間をかけ保護者と話し合う機会を何度も設けました。副園長（兼務：小学校教頭）は幼稚園までお父さんを迎えにきて、小学校の校長室（兼務園長）に案内して行きました。何度かの話し合いの中には特別支援学級担当の先生も話し合いに入れて、これからのYさんのよりよい方向づけを提案していました。



Yさんのことを大事に考えているという誠意が保護者にしっかり伝わっていました。

どんな時にも人と人とのかわり合いは互いを思いやる気持ちが大切です。子どもの世界ばかりではなく、私たち大人の世界でも同じです。特別に事情を抱えている保護者の皆さんはとても傷つきやすい心を持っています。そのあたりを十分に心して話し合いをもっていきたいものです。そして、就学したらおしまいではなく、その後も引き続き成長を見ることができるといって温かく見守っていきたいと思っています。



小学校への引き継ぎのポイントは？

引き継ぎを1回で終わらせないことです。子どもによっては、幼稚園の年長の秋頃からの複数回の引き継ぎ（互いの参観等も含めて）を行い、小学校入学後もその成長の様子を確認していくことが大切です。

就学先の小学校にどんな先生がいるのか、お互いの顔を知ることが引き継ぎのスタートです。日常からの情報交換がとても大切になります。



第3章
小学校編

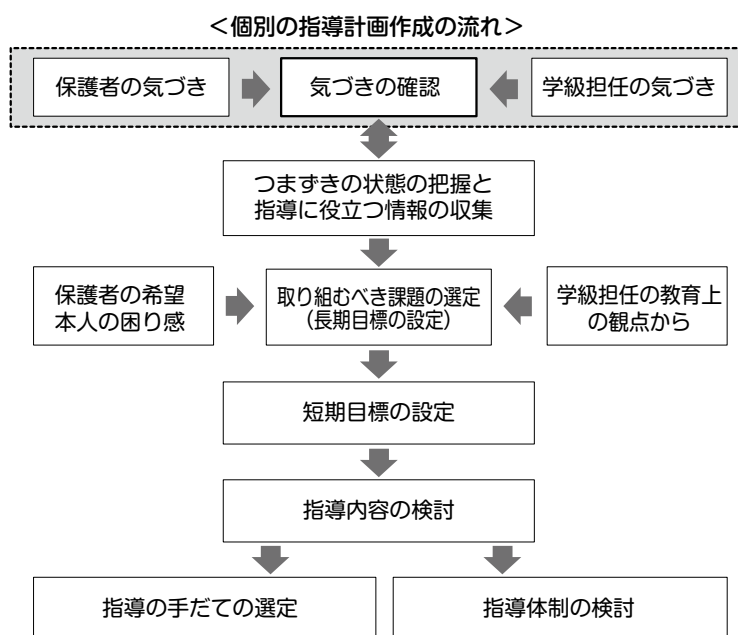
第3章 小学校編

1 気づきから支援へ～落ち着きがなく離席が多いBさんの事例～

Bさんは、ぴかぴかの1年生。入学式では、元気いっぱい会場を走り回り、いっこうに席に着こうとはしませんでした。おまけに、周りの子どもに手を出すなど、行動がだいぶ気になりました。その後も、授業中には離席が多く、担任も保護者も対応の仕方について悩んでいました。

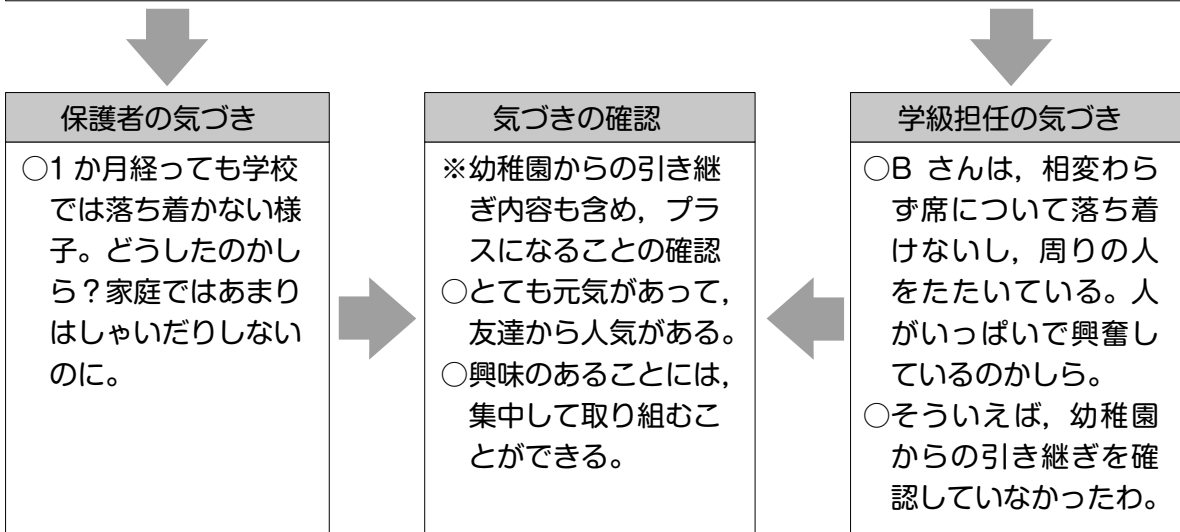
1) 気づきの確認

Bさんの行動そのものだけでなく、その背景にある原因（要因）に目を向けることが大切です。原因を明らかにし、そのことへの効果的な働き掛けをしていくことにより、気になる行動そのものが改善していく可能性があるからです。



Bさんの様子

○人がいっぱいいると、むずむずして体を動かしたくなる。「あっ、Sちゃんがいる。」（肩をたたく）。「Tくんもいた。」（頭をたたく）。

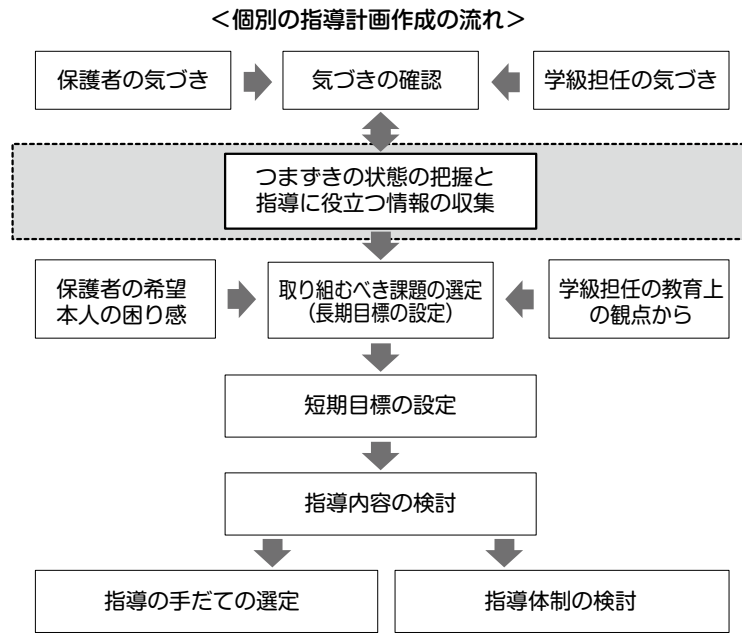


学級担任は、Bさんの経過をみながら、更に情報の収集を進めていきました。

2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集（アセスメント）

Bさんの状態を理解するだけでなく、具体的な指導や支援を考える手掛かりを見つけていくことがポイントです。

このケースでは、学級担任としてだけではなく、他の学級担任（学年主任等）や特別支援教育コーディネーターとも連携協力して情報収集を行うことにしました。



情報収集の結果

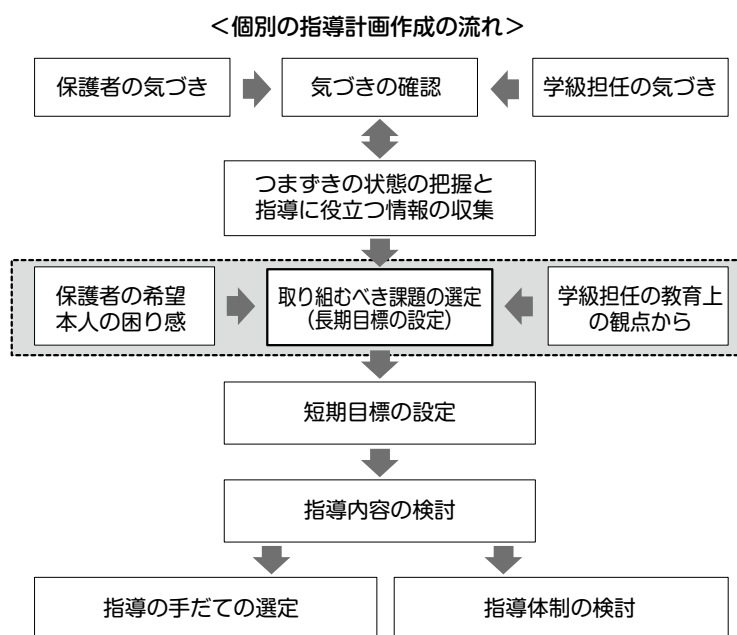
	行動・生活面	学習面	コミュニケーション面	諸検査 医学的診断
本人・保護者	◇ゲームなど好きなことには集中できる(母親)。	◇生活科や体育の時間は楽しい(本人)。		◇S-M 社会生活能力検査 ◇診断なし。
学級担任	◇興味・関心が共通する友達とのやりとりは良好。	◇興味のある学習には集中して取り組もうとする。	◇誰とでもかかわりをもとうとするがかかわり方が荒っぽい。	
学年主任	◇学級全体で認め合い高め合うことが必要ではないか。	◇学習の手順と内容が分かれば取り組めるのではないか。	◇会話をはじめるかかわり方のルールの習得が必要ではないか。	
コーディネーター	◇離席する前後の約束(ルール)づくりが必要ではないか。	◇言葉による指示と写真カードなどを併用したらよいのではないか。		◇WISC-Ⅲ 知能検査

以上のことを整理し、学年会を経て、校内委員会で必要な指導の方向性について検討していくことにしました。

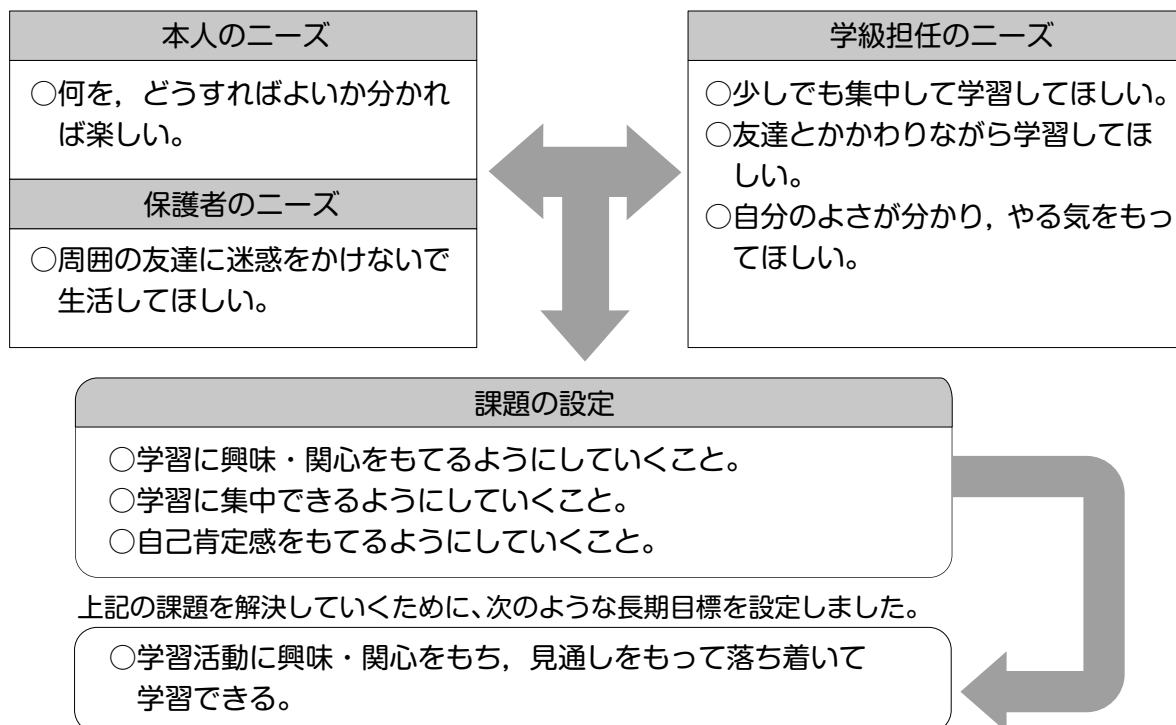
3) 取り組むべき課題の選定 (長期目標の設定)

Bさんの育てたい力や指導者側としての意図を明確にし、短期目標との関連付けを図ることが大切です。

Bさんや保護者のニーズに即し、情報の収集で得た指導の方向性を基に、長期的な目標（一般的には1年間の目標）を設定します。



本人・保護者のニーズや学級担任のニーズと、学年会や校内委員会における情報収集の結果で得られた指導の方向性を総合して検討し、以下のような課題を設定しました。

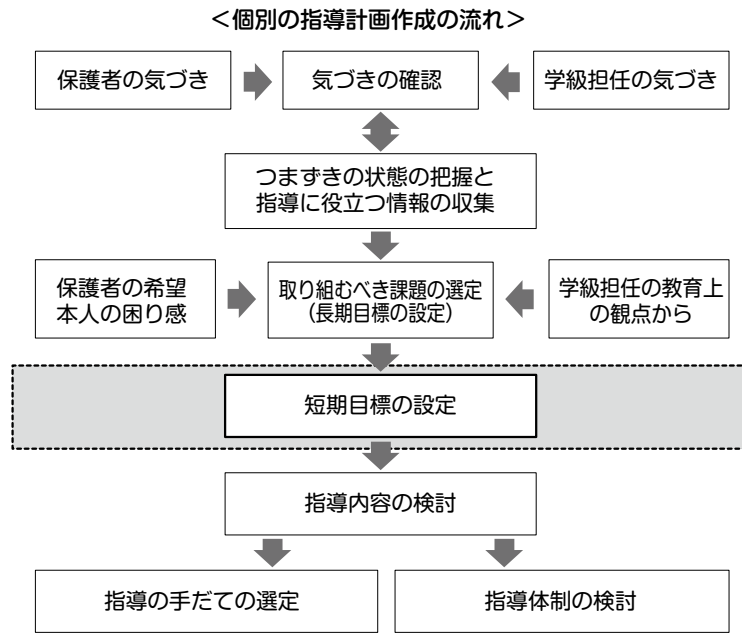


4) 短期目標の設定

Bさんが達成しなければならぬ目標を具体的に示すことが大切です。

長期目標に向けて、学習を積み重ねていけば達成可能な目標を、段階的に関連付けて設定します。

設定の期間は、半年ごとや学期ごとなど、対象児の特性や各学校の実情等に応じて決めます。



長期目標を達成するため、学年会と校内委員会で検討し、以下のような短期目標を設定しました。

【長期目標】

○学習活動に興味・関心と見通しをもち、落ち着いて学習ができる。



【短期目標】

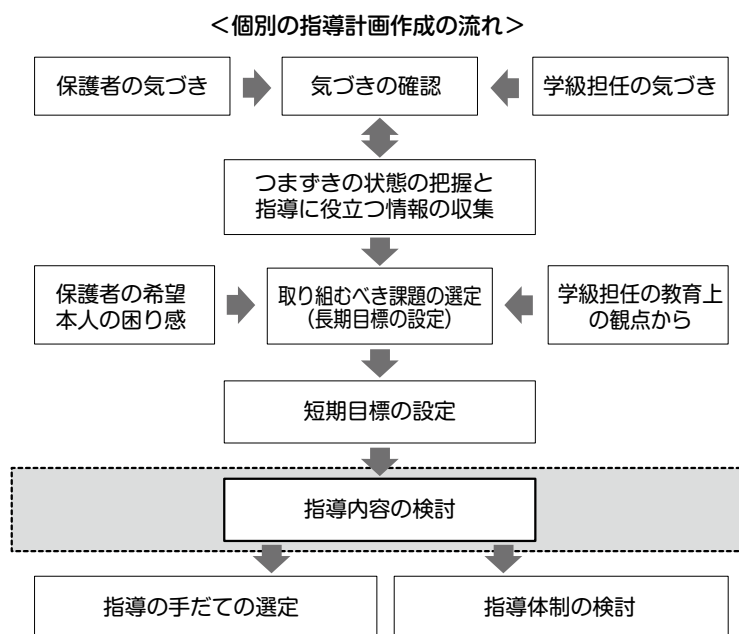
- ① 友達と一緒に整列や活動の順番を守ることができる。
- ② 得意な教科の興味のある学習に集中して取り組むことができる。
- ③ 得意な教科の学習内容や方法が分かり、集中して取り組むことができる。

短期目標は、学習の過程や一定期間の指導後に評価し、必要であれば目標を変更していくことも必要です。設定した目標は、決めたからといって、そのことにこだわる必要はありません。ある程度の軌道修正は必要となるものです。的確な評価をしながら、一つ一つ目標が達成されるよう支援していきましょう。

5) 指導内容の検討

指導内容の選択・配列のポイントは、Bさんが短期目標を達成していくために必要な学習内容を選択し、順序よく配列していくことが大切です。

選択・配列した指導内容をどのような指導の形態や指導場面で取り上げていくのかについての検討も必要です。



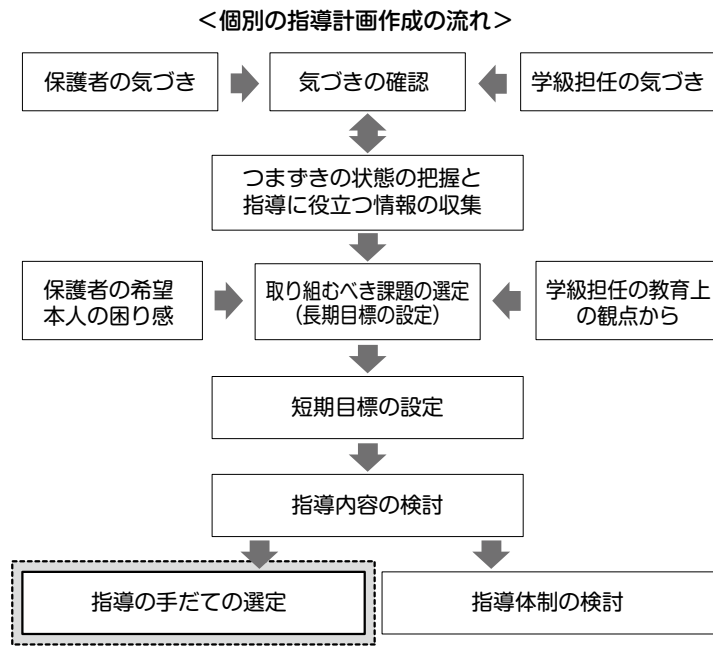
短期目標の設定と同様に、学年会と校内委員会で検討し、以下のように指導内容を選択・決定しました。

短期目標 指導場面	① 友達と一緒に整列や活動の順番を守ることができる。	② 得意な教科の興味のある学習に集中して取り組むことができる。	③ 得意な教科の学習内容や方法が分かり集中して取り組むことができる。
朝・帰りの会 学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の学習の時間割の確認。 ○生活・学習面についてのルールの習得。 ○互いの接し方についてのやりとり。 		
教科学習 特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ学習を通じた仲間意識の習得。 ○ルールや協調性などの習得。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の時間集中して取り組む態度の習得。 ○学習目標に沿った思考力や判断力の習得。 ○グループ学習を通じた仲間意識の習得。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容と方法の手順に沿った取り組み。
休憩時間	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びを通じた仲間意識やかかわり方の習得。 ○体を動かす遊び。 		
家庭での活動	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の一員としてお手伝いの経験。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の時間集中して取り組む態度の習得。 ○学習目標に沿った思考力や判断力の習得。 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題に応じたプリント学習への取り組み。

6) 指導の手だての選定

Bさんが短期目標を達成していくために必要な学習内容とともに、学習の方法も合わせて検討し選定していくことが大切です。

Bさんにとっては、集中しやすいような環境の整備や興味・関心をもてるような工夫、自己肯定感をもてるような工夫が必要であると考えました。



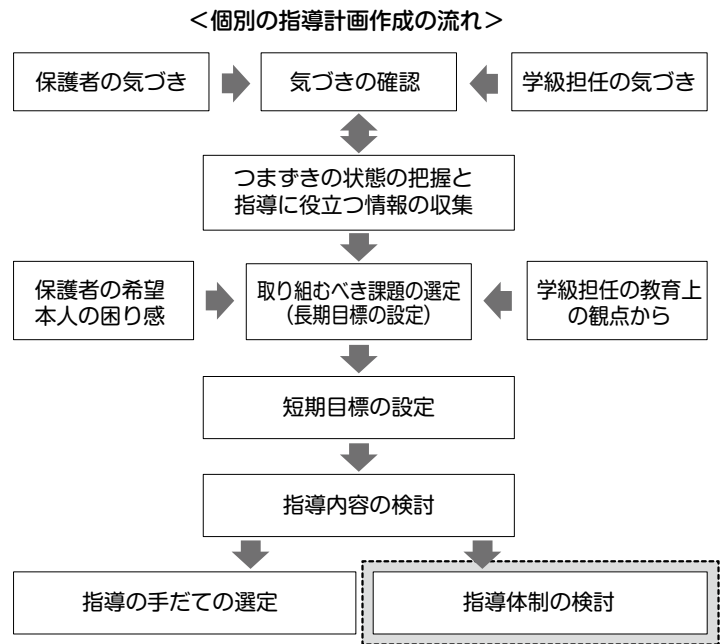
Bさんに対する指導の手だてのポイントについて、指導内容と同様に学年会と校内委員会で以下のように検討し、選定しました。

【指導の手だてのポイント】

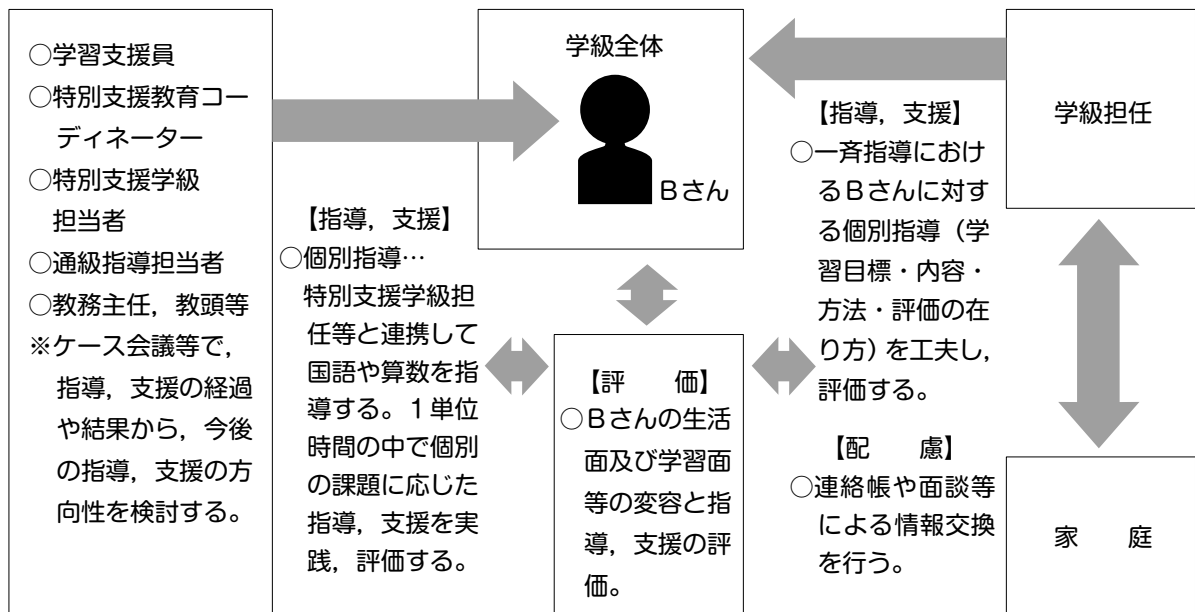
- ① 友達と一緒に整列や活動の順番を守ることができる。
 - 整列の場所は声をかけやすく、個別に対応しやすい、モデルになるような子どもの近くにする。
 - 指示は分かりやすく、短く、一つ一つ確認しながら提示する。
 - 活動順番などは、写真や文字で分かりやすく掲示する。
- ② 得意な教科の興味のある学習に集中して取り組むことができる。
 - 学習時間の目標を設定し、見通しをもって取り組めるようにする。
 - 学習の目標や手順について、写真や文字で分かりやすく提示する。
 - 学習の評価について、評価カード等を工夫し、自己評価や相互評価ができるようにする。
- ③ 得意な教科の学習内容や方法が分かり、集中して取り組むことができる。
 - 何を、どのように、どこまで取り組めばよいのか、学習の手掛かりや活動に見通しをもたせるよう文字カードや写真カードを提示し、学習の達成感を味わえるようにする。
 - 学習活動に区切りを設け、その都度賞賛し、次の活動に継続して取り組めるようにする。

7) 指導体制の検討

Bさんに対する一斉指導の中での指導の個別化と、マンツーマンでの個別指導の両面から検討していくことが大切です。



Bさんに対する指導体制については、これまでと同様に、学年会と校内委員会で検討した結果、一斉指導における指導の個別化と別室での個別指導を行っていく方向で、次のように校内で役割を分担して指導、支援し、評価をしながら経過を観察していくことにしました。また、必要に応じて家庭や関係機関にも連携協力を求めることにしました。





なお、指導、支援の経過と結果について、簡単に記録できるシートにまとめ、Bさんの評価及び学年会や校内委員会などの話し合いに生かせるようにしました。

2 対象児の支援の引き継ぎと修正 ～読み書き困難なCさんの事例～

1) 不安解消 ◆ちょっと不安。でも大丈夫!◆

年度が変わり、読み書きが困難なCさんの担任になりました。対処の仕方は知識としては知っていましたが・・・どう引き継ぎすればよいのでしょうか？

<p style="text-align: center;">< Cさん ></p> <p>今日から5年生だな。前の担任の先生は優しく声を掛けてくれたけど、今年はどうな先生かなあ。5年になると勉強も難しくなりそうだし、ちょっと不安だなあ。</p> 	<p style="text-align: center;">< 担任 ></p> <p>今年は文字の読み書きが苦手なCさんの担任だ。どんな1年になるんだろう。ちょっと不安。</p> <p>前担任はCさんに甘かったからわがままな面もありそう。今年は厳しく指導しなくちゃ。前に担任したADHDの子もきちんと席に座っていられるようになったし・・・。発達障害の子どもについて勉強もしているからきっと大丈夫!</p> <p>あっ、そうそう個別の指導計画があったはず。まずはしっかりみておこう。「一斉授業の中での個別指導」となっているわ。昨年度のものと同じように進めれば大丈夫ね!</p>	<p style="text-align: center;">< Cさんの母 ></p> <p>Cも5年生だわ。前の担任の先生はCのプラス面を認めてくれたおかげで大分落ち着いたし、漢字の書き取りなどを頑張るようになってくれたわ。今年の担任の先生はどんな人だろう。ちょっと不安だなあ。</p> 
--	---	--

支援の引き継ぎは、個別の指導計画の評価を基に実施できれば望ましいでしょう。個別の指導計画には、Cさんの課題は何か、どのような指導目標（長期・短期目標）を設定し、どのような指導を実践してきたのか、その経過と結果（Cさんの評価と指導の評価）がまとめられているからです。Cさんのこれまでの成長を踏まえて、新たな個別の指導計画の作成と実践、評価の在り方を考えていくことが大切です。

誰でも「不安」なんですか？

誰でも初めての環境では不安や緊張を感じるもの。特に発達障害のある子どもは環境の変化（場所の変化、人の変化など）など見通しがもてないと不安になります。障害のある子どもを担任することの不安や心配は、誰にでもあります。それ以上に子ども自身はもっと不安であることを考えたいものです。

また保護者も不安です。子どものことで悩んだり苦しんだりすることも多かったはず。一緒に子どもの良い面を見つけ、成長できるようにタッグを組むくらいのつもりでいると精神的にも楽になります。



2) 個別指導時の配慮 ◆好調なスタート！？◆

昨年度までの指導計画をもとに新年度がスタート。見た目には順調なようでも、安心はできません。どんなことに気をつけなければいけないのでしょうか……。

< Cさん >

うわ～、5年生の漢字ってやっぱり難しい。画数も多いし、覚えなきゃいけない文字も多いけど頑張るぞ!

でも……先生がず～つとわたしの横で大きな声で教えようとするのやめてほしい!わたしだけ分からないみたいではずかしいよ!



< 担任 >

昨年度の指導計画には、「音読の時は、そばで指さしてやる。」「漢字は、部分ごとの枠を書いてやると良い。」と書いてあるわ。漢字は苦手なようだから時間がかかっても個別にしっかり教えてあげなくちゃ。

※国語の漢字練習場面※

指書きしても漢字は書けないみたい。時間はかかっても個別指導が大事ね!

「あっ、友達をたたいた!」
しっかり謝ることを教えてと、あれ、きちんと謝ろうとしない。頑固だなあ。でもしっかりと謝ることを教えないと!

保護者との連携も大事よね。今日の様子をきちんと伝えて謝ることができるようをお願いなくちゃ。電話して事実をきちんと伝えておこう。

< Cさんの母 >

また今日もCのことで先生から電話だわ。友達をたたいて謝らなかったのは確かにCが悪いとは思うけど……なぜそんなことをしたのか先生は分かっているのかしら……。

また明日も電話がくるのかなあ。憂うつだなあ。



集団の中における個別指導には、配慮が必要です。Cさんは、障害はあってもプライドは皆と同じなのです。個別指導のポイントは、「さりげなく、何度も。」です。「机に指書きを3回してごらん。」と全体への指示の後、周りが集中しているその間にそっと指を動かすなど、短い指導を何度も行うなどするとよいでしょう。


《保護者と連携する》ときのポイントは？

子どもの事実を保護者に伝えることは大事です。保護者も気にしています。しかし、マイナス面だけでは一緒に頑張ろうという気持ちは起きません。「昨日よりもこんな面で成長しましたよ。」と子どもの頑張りを認め、一緒にプラス面を伸ばしていこうとするメッセージを伝えましょう。



3) 支援方針の相談と変更

Cさんの言動が荒れてきました。担任の言うことも聞こうとしません。どうすればよいでしょうか？まずは校内で、そして専門機関に相談することにしました。

<p>< Cさん ></p> <p>漢字は難しいし、先生はいつも大きな声でわたしにだけずっと教えるし、本当にイライラしちゃう!!</p> <p>(隣の子に)「何よ、自分が分かるからって偉いの!ほっといてよ!ばか!」</p> 	<p>< 担任 ></p> <p>※毎日の授業時間で※</p> <p>最近、顔つきが険しいわ。何か嫌なことでもあったのかしら。あつ、今度は隣の席の子を泣かせちゃった!</p> <p>最近、イライラしている感じだわ。昨年までおさえていた気持ちの不安定な状態が表に出てきたようね!</p> <p>まず、特別支援教育コーディネーターに報告しましょう。校内支援委員会にも資料をそろえて相談してみよう……。</p> <p>ケース会議の<u>インシデント・プロセス法</u>で具体的なヒントももらえたから、明日からまた頑張ろう!</p> <p>専門機関との連携も大事だから連絡を取っておこう。</p>	<p>< Cさんの母 ></p> <p>5年生になったら授業に落ち着いて参加できなくなったみたい。(去年はあんなに落ち着いていたのに……)</p> <p>先生もCのマイナス面の話しかしてくれないし、本当にこの先どうなっちゃうのかしら。</p> 
--	--	--

一口に障害といっても課題やその対処の方法は千差万別です。専門機関と連携するとき、学校での様子(子どもの様子だけでなく、教師の対応の仕方)に対してアドバイスをもらったり、一緒に対応を検討したりすることが大きな力になります。こうした対応を進めていく前には、必ず事前に保護者に相談し、同意を得てから進めましょう。

《インシデント・プロセス法》って何？

事例研究法の一つです。事例として実際に起こった出来事(インシデント)をもとにして参加者が質問によって事例の概要を明らかにし、原因と対策を考えていきます。これを用いることで自分では気づかなかったこと(具体的な指導の改善点など)が見つかることも多くあります。



4) 校内支援体制で指導充実

校内支援委員会でCさんへの対応の仕方を話し合うことで、よりよい対応の仕方を学んだ担任の先生はさっそく試してみることに……。どうなるでしょうか。

< Cさん >

あれ、なんかいつもと違うような……。先生の声も小さいぞ。

通級による指導の時間が3時間になった。ゆつくり勉強できてうれしいな。これなら頑張れそう!



< 担任 >

この前の校内支援委員会でもらった対応のヒントを今日の授業から生かしてみよう。まずは一斉授業の中での個別指導の仕方ね。「さりげなく、短く、何度も」だったわね。声の大きさも気をつけなきゃ。しっかり教えようとして声が大きくなっていったよね。

通級による指導の対象になったのもよかった。個別にじっくり取り組めば、できることが増えると思う。グループでの SST (ソーシャルスキルトレーニング) も始まり支援体制も整ってきて安心したわ。今度どんな指導内容なのか見学させてもらおう!

< Cさんの母 >

専門機関のアドバイスを受けて通級による指導を利用してはどうかと先生から連絡があったわ。是非にお願いしたら、さっそく手続きをしてくれて指導が始まったって。Cの表情も落ち着いてきたし、個別の時間があるから頑張れるって言ってたわ。先生の対応も前向きになってきてうれしいわ。



Cさんは、通級による指導の対象 (p116～) となり、読み書きの個別指導とグループでのSSTをすることになりました。SSTは、順番を待つ時、友達に嫌なことを言われた時など実生活のいろいろな場面で具体的にどういう言動をとればよいのかをロールプレイやゲームなどの活動を通して学びます。障害のある子どもはもちろん、学級づくりにも役立ちます。担任として時間の都合がつかずなら通級による指導担当者と連絡を取り合い、通級指導教室での子どもの様子を積極的に見学してみましよう。普段の学習や生活の指導に生かせることがあるはずですよ。そして、学級でも試してみましよう。

《個別指導（通級による指導など）》での留意点は？



特別な場で個別指導を行う場合の留意点があります。それは学級のその他の子どもたちへの指導です。個別指導を受ける子が安心して指導を受けられるように、年度初めから助け合ったり仲間づくりをしたりしておきましょう。その上で「○○さんはこのような苦手な点があるけど、それを得意にできるように○曜日の△時間目は別の教室で学習するから応援してあげよう。」と話し、学級全体で見守る雰囲気をつくっていきましょう。

5) 適切な引き継ぎ ◆引き継ぎをしっかりと◆

校内や専門機関との連携によってCさんも落ち着きました。今年度もあとわずか。来年度に向けて引き継ぎをするポイントはどんなところでしょうか？

< Cさん >

初めは漢字も書けないし、先生も大きな声で教えようとするし嫌なこともあったけど、個別の時間もできて頑張ることができたな。学級の友達も励ましてくれてうれしかったな。

6年生でもまたこのクラスだといいな。



< 担任 >

失敗も多かったけど学ぶことも多かった1年だったわ。目の前にいる子どもをよく見て、どうすれば落ち着いて学習や生活ができるようになるかをいつも考える大事さをCさんに学んだ気がするなあ。学級の子どもたちもCさんとかかわりの中で協力したり、励ましたりする姿勢ができて集団としても成長できた1年だったわ。

もうすぐ引き継ぎの時期だから、これまでの実践や記録を記録簿にまとめておこう。うまくいったこと、失敗したことなど、できるだけ具体的に、詳しく記録して次の担任の先生に情報を残さなくっちゃ。

< Cさんの母 >

途中、Cも落ち着かなくなってきたのかと思ったけど、担任の先生も前向きにCのことを考えてくれるようになってよかった。苦手な漢字の書き取りを頑張るようになったし、学級のお友達も励ましてくれてるのが授業参観で分かってうれしかったわ。

6年生でどんな成長した姿が見られるか楽しみだわ。

来年度に向けた引き継ぎのポイントは、これまでの指導の評価（Cさんの変容と指導の評価）を具体的に詳しく記録したものを（記録簿など）を基に実施するとよいでしょう。

例えば、「国語の音読が苦手だが、読む場所を指でなぞると読めた。」「漢字の書き取りが苦手。しかし個別指導を長時間続けるのは逆効果。机間巡視しながら短い時間で何度も一緒になぞり書きだと嫌がらずに頑張る。」など、どのような場面でどのような指導や対応が効果的であったか（なかったのか）という事実を、引き継ぎすることが大切です。

障害のある子の指導をする時に考えることは？

障害のある子どもを担当するのは一見大変です。しかし毎日の実践を通して目の前の子どもを落ち着けるようにし、どのように指導していくのかを学ぶ大きなチャンスでもあるのです。学級づくりにも役に立つことが多いのです。指導力アップのチャンスととらえ、前向きにチャレンジしましょう！



第4章
中学校編

第4章 中学校編

1 気づきから支援へ ～関係機関との連携を大切にしたDさんの事例～

Dさんは小学校4年の時にADHDと診断されました。第4章の1では小学校からの引き継ぎを受け、関係機関との連携を大切にしながらDさんの進路実現を目指した中学校の事例を紹介します。

1) 気づきの確認

(1) 学級担任の気づき

Dさんは中学校に入ってから、授業中の落ち着きに欠け勉強が思うように進まなかったり、特定の生徒の言動を気にしてたびたびトラブルを起こしたりしていました。

Dさんのことは、小学校との引き継ぎ会で、ある程度聞いてはいましたが、中学校に入ってからの様子を見ると、次のような点も気になりました。

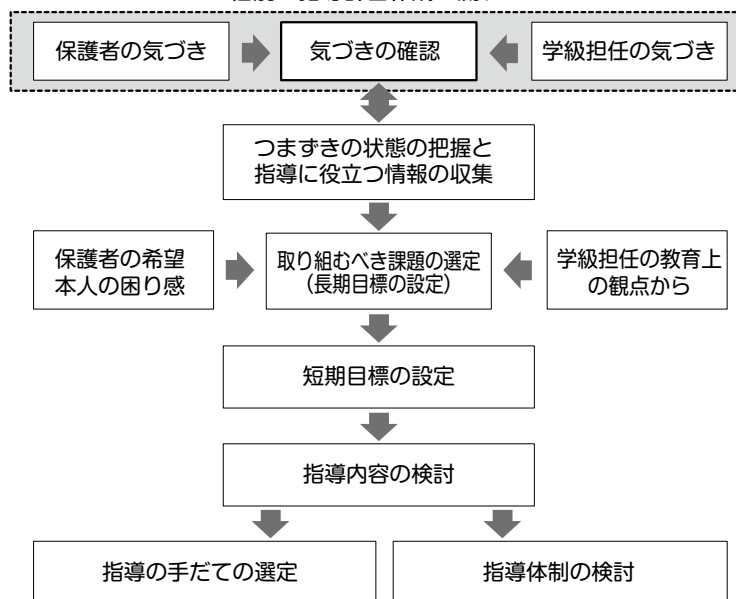
- ① 教科によって、極端に授業態度が違うようだ。また、グループ学習のときに勝手な行動をとることが多い。
- ② 静かな部屋で、担任と二人きりで話し合うときは素直である。しかし、トラブルの原因について尋ねると、相手の落ち度ばかり話して自分を省みることが少ない。
- ③ 将来の話になると急に不機嫌になる。勉強については、すぐ「どうせ俺はだめだから・・・。」と言って話が續かない。

(2) 教科担任の気づき

Dさんについて、教科担任の先生方は、以下のようなことが気になっていました。

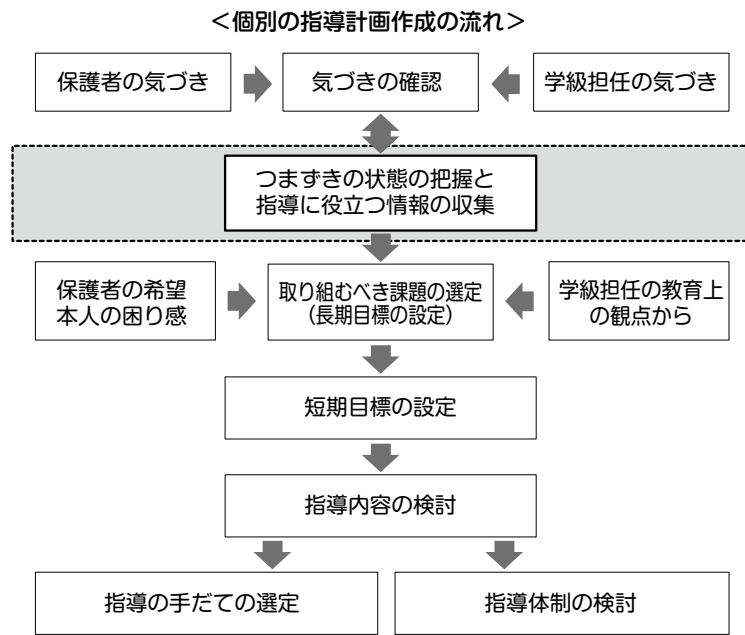
- ① ビデオ教材が一番前の席で見たり、誰かが無駄話をすると極端に怒り出す。
- ② 一斉指示を出した後は必ず聞き返す。「しっかり聞くように。」と注意すると、やる気をなくして学習を放り出すこともある。
- ③ 計算問題や選択肢のある問題には意欲を示し、正答率も高い。また、積極的に発表できるが、多弁な割には文章で解答する問題を白紙のまま提出することが多い。
- ④ 特定の生徒を嫌って文句を言うが、逆に信頼を寄せている生徒もいるようだ。グループ編成のときはその生徒と組みたがる。また、他の生徒に言われれば怒り出すことでも、その生徒に言われると素直に従う。

＜個別の指導計画作成の流れ＞



2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集（アセスメント）

学年部の先生方は、小・中・高及び関係機関との連携を重視して、Dさんの支援に当たることが大切であると考えました。そこで、小学校に出向いて、Dさんのことをさらに詳しく聞いてみたり、保護者と話し合ったりして、特別支援教育センターの定期巡回教育相談を利用することにしました。



(1) 小学校時代の担任との情報交換から

- ① Dさんは、周囲の児童に合わせて行動することが苦手だった。また、友達を叩いたり暴言を言ったりするトラブルが多かった。
- ② 周囲の児童はDさんのことを「変なやつだ。」と思って過ごしていた。他の児童の保護者の中には、「Dさんとあまりかかわるな。」などと言う保護者もいた。
- ③ 家庭では、Dさんの言動を力ずくで押さえ込もうとすることが多かった。

(2) 特別支援教育センターの巡回教育相談から

- ① 学校、家庭共に本人の心情を共感的に理解してやることが大切である。その上で、身につけさせたい言動を根気強く具体的な例を示しながら指導していくようにする。
- ② 保護者は、本人を大切に思っていることや親の思いを語り、自己肯定感を高めてやるようにする。
- ③ 同級生の中から本人をサポートしてくれる生徒を探す。
- ④ 学習指導に役立てるため、WISC-Ⅲ知能検査を実施する。(p10)

センターとの相談で勧められたWISC-Ⅲ知能検査は、近くの特別支援学校の地域支援部の先生に依頼することにしました。

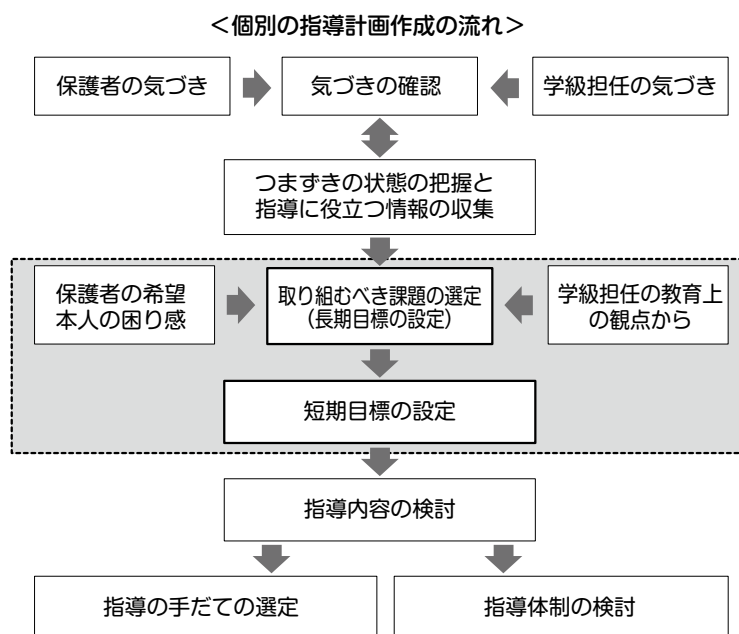
(3) WISC-Ⅲ知能検査から

- ① 言語性IQが動作性IQに比べ著しく低いことから、たくさんの情報を耳で聞いて覚えることや文章問題を解くのは苦手であろう。視覚情報を多くした学習指導を工夫することが必要である。
- ② パズルは得意である。
- ③ 教科書以外にDさんに合った問題集（障害の特性を考慮したもの）を用意し、選択教科の時間等に取り組みせ、自信をつけさせることが大切である。

3) 取り組むべき課題の選定（長期目標と短期目標）

Dさんは地元の高校へ進学したいという気持ちを強くもっており、保護者もそうなって欲しいと願っていました。またDさんは、高校受験に臨むに当たって、面接試験と作文がうまくできるか心配していました。担任の先生もDさんが進路実現を目指して努力することを支援していくことが、Dさんが落ち着いて充実した中学校生活を送っていく鍵になると考えました。また、校長先生は、Dさんの抱える課題を解決する

ために、宮城県教育庁特別支援教育室に依頼し、指導主事や臨床心理士による専門家チームを学校に派遣してもらい、目標や指導内容等を検討する際の相談に入ってもらうことになりました。このことを保護者に話すと、それまでの学校側の誠意ある対応に信頼感を深めていた保護者は、快く承諾してくれました。



1年次

<長期目標>

落ち着いた態度で授業に取り組むことができる。

<短期目標>

- 1学期 クールダウンの方法を身につけることができる。
- 2学期 質問や発表するときのルールを身につけることができる。
- 3学期 落ち着いた授業態度を1時間、持続することができる。



中学校では教科担任制で授業が進められます。それぞれの教師によって気づきが異なったり対応の仕方が統一されなかったりすると、生徒が混乱して生活しづらくなる場合があります。授業を担当する教師が情報を交換し合い、同じ視点で指導に当たることが大切です。

2年次

<長期目標>

作文を書くことができる。

<短期目標>

- 1学期 簡単な日記を書くことができる。
- 2学期 パターン化された作文を書くことができる。
- 3学期 決められた時間内で作文を書くことができる。

3年次

<長期目標>

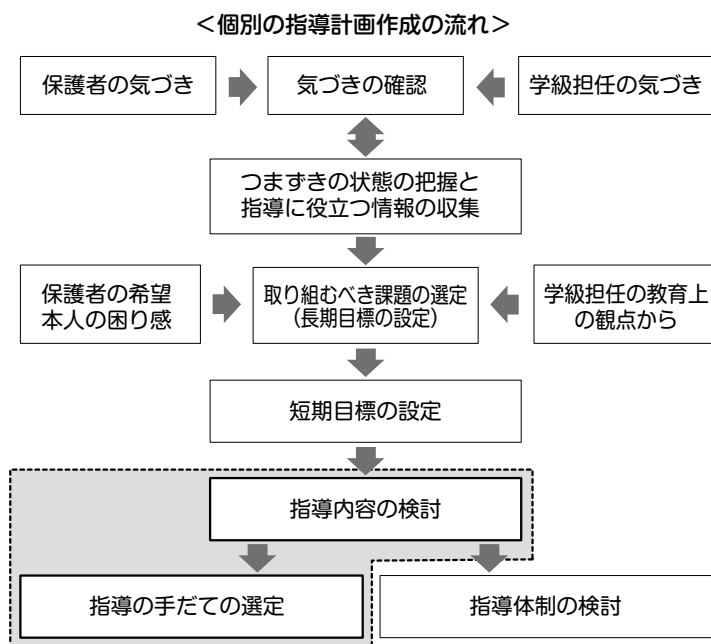
落ち着いて面接試験を受けることができる。

<短期目標>

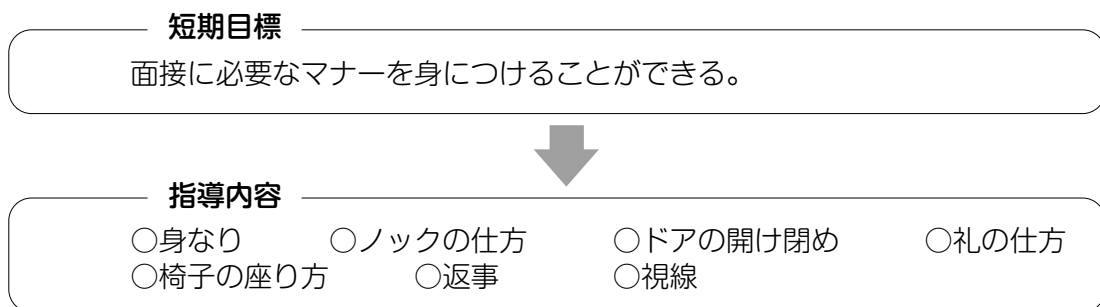
- 1 学期 面接に必要なマナーを身につけることができる。
- 2 学期 うまく答えられないときの対処の仕方を身につけることができる。
- 3 学期 適切な言葉遣いで質問に答えることができる。

4) 指導内容の検討, 指導の手だての選定

Dさんの抱える課題を解決していくに当たっては、それぞれ設定した目標ごとに、指導すべき内容を具体的にすることが必要です。そうすることにより、指導者はもちろんのこと、Dさんも、自分が何をすべきかが分かり、取り組みやすくなるからです。3年生になってからの短期目標「面接に必要なマナーを身につける。」を達成させるに当たっても、以下のような内容を指導していくことにしました。



(1) 指導内容の検討



(2) 指導の手だての選定

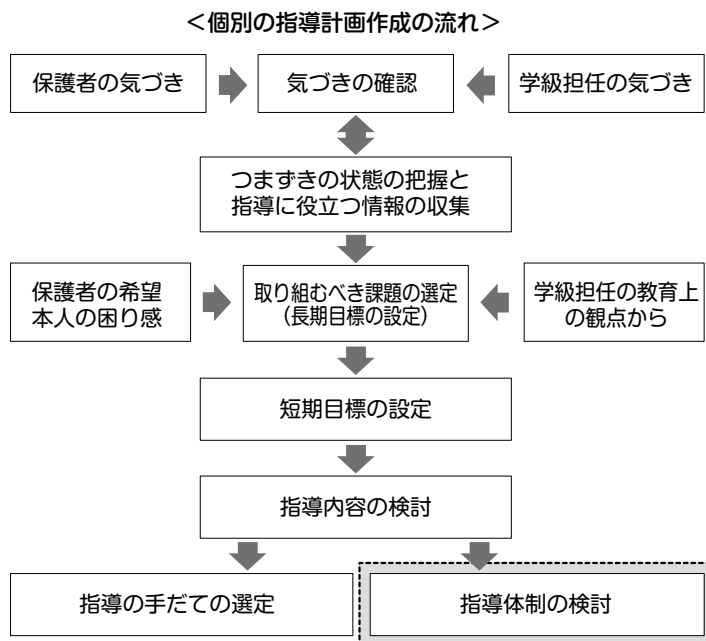
続いて指導の手だての検討です。手だてを検討していく上では、WISC-Ⅲ知能検査で明らかになった、「視覚情報を多くした学習指導を工夫すること」に留意することにしました。また、ソーシャルスキルトレーニング (p47) を参考にして、見て学ぶ (モデリング) → やってみる (リハーサル) → 振り返る (フィードバック) → 般化の流れに沿って指導を進めることにしました。

指導の手だて

- 印象のよい身なりやマナーを写真やビデオを使って理解させる。
- はじめに教師が示範し、真似させながら覚えさせる。
- 一人でできるようになったら、ビデオに録画し、不自然なところがないか振り返りをさせる。
- 練習は時間や回数を決めて行い、決めた時間や回数は変更しない。
- 職員室や保健室の出入りの際も応用、実践の場とし、練習させる。

(3) 指導体制の検討

実際に指導を進めるに当たっては、学年部の先生方はもちろんのこと養護教諭や部活動の顧問もそれぞれの立場でできることを考え、学校全体がチームとして機能するように努めました。



指導体制

- はじめに担任が指導に当たり、一通りできるようになったら、学年主任が細部を点検する。
- 返事や礼の仕方等については、部活動顧問も担任の指導と同じ指導を行う。
- 打合せや職員会議の情報交換の際に、指導の進行状況を報告し、職員室の出入りのときは教頭、保健室のときは養護教諭が助言や賞賛を行い、自信をつけさせる。

エピソード

担任の先生を中心とした熱心な指導が実を結び、Dさんは見事志望校に合格することができました。Dさん自身が自分の障害に立ち向かい、人一倍努力した結果ですが、保護者の理解とDさんに対する愛情、そして、校長先生を先頭に、中学校の教職員がそれぞれの立場でできることに誠意をもって取り組んだ結果だと思えます。

現在、Dさんはセルフコントロールの方法を身につけ、楽しく高校生活を送っています。Dさんの進学した高校では、Dさんの学級には同じ中学校出身の生徒を多くしたり、副担任の先生がLHRの時間のT2に入って支援に当たったりするなど、Dさんの抱える困難さに寄り添う指導を行っているそうです。また、定期的にDさんの出身中学校と連絡を取り合い、情報を共有しているそうです。

2 Eさんの中学校での3年間の支援を考えよう

中学校は小学校と違って教科担任制になります。小学校では担任の先生が中心となって支援が行われてきましたが、中学校ではさらに学年又は、学校全体でチームを組んでいくことが必要になってきます。

そこで、第4章の2では、学年主任の先生を中心にチームで取り組んでいる場合の生徒の対応や支援の方法について述べていきます。

小学校との引き継ぎ会の持ち方、学年として共通して必要な支援について、担当者が共通して知っておくべきこと、校内研修の持ち方、教科担任との連携、分かりやすい授業の進め方などについて、さらには中学校から始まる部活動等での配慮についても具体的な事例をもとに述べていきます。



【学年主任の先生】

先生は学年主任になって3年目。3月に学年主任として初めて卒業生を送り出したばかりです。

4月からは1年生の主任になる予定です。

そんな先生に、今度入ってくる1年生にちょっと気になる生徒がいるとの情報が飛び込んできました。



【Eさん】

〇〇中学校には、2つの小学校から生徒が入学してきます。その一方のM小学校から「〇〇博士」の異名を持つEさんが入学してくるというのです。Eさんは〇〇についての知識は専門家並み。でもクラスメートとささいなことではけんかすることも多かったそうです。また、テストの点数に固執して職員室で大声を出したこともあったそうです。

1) 引き継ぎ会を計画、開催しよう

小学校から気になる生徒が入学するという情報を得た中学校では、次の中学1年生の学年主任が引き継ぎ会を計画しました。新入生が新しい環境に少しでも早く慣れるように、そして、スムーズに中学校の生活に移行できるようになることが、その後の3年間の中学校生活における重要なポイントだと考えました。

《引き継ぎ会のメンバーは誰がいいの?》

Eさんのようなタイプの新入生のことを心配している学年主任の先生に、養護教諭の先生は、春休みに行われる小学校との引き継ぎ会に特別支援教育コーディネーターも出席できるようにしてはどうかと提案しました。小学校のコーディネーターの先生から、Eさんをはじめ、新入生を指導していく上で参考になる話を聞くことが大切だと考えたのです。



小学校からは

担任
6年生主任
養護教諭
特別支援教育
コーディネーター



中学校からは

新担任
1学年主任
生徒指導主事
養護教諭
特別支援教育
コーディネーター

《どんな内容で話し合いをするの?》

〈小学校から中学校への引き継ぎの内容〉

- ・小学校でのEさんの様子
- ・友人関係（フォローしてくれる生徒、相性の悪い生徒）
- ・こだわりや、パニックが起こった際の対応
- ・学級内での配慮事項
- ・その他

〈中学校から小学校への主な質問〉

- ・教科担任制となるに当たっての配慮事項（興味・関心、得意・不得意等）
- ・部活動への参加について（興味・関心、運動能力、対人関係等）
- ・家庭の状況や保護者の理解
- ・その他（専門機関への相談履歴等があれば）



《引き継ぎ会》は他の機関の人にも参加してもらってもいいの?

必要があれば地域の特別支援学校のコーディネーターに参加してもらおうといいでしょう。会議の持ち方についても相談できます。なお、特別支援学校のコーディネーターに来てもらう際の謝礼等はかかりませんので、一度電話で相談してみるといいでしょう。
(☎ p128)

2) 学年担当と他の教員の協力

引き継ぎ会の中で、Eさんは広汎性発達障害が疑われたものの、医療機関へは行ったことがなく診断を受けたことがないことや、小学校の担任の先生が接し方や支援についていろいろ工夫していたことなどを知ることができました。診断のあるなしにかかわらず、中学校でもEさんに必要な支援をしていこうという結論に達しました。

《学年部から教科担任に伝えたこと》

学年主任の先生は、中学校は教科担任制であるため、Eさんを担当する教員すべてが同じようにEさんを理解して支援していく必要があると考え、Eさんを担当する先生方全員に対して以下のような協力をお願いすることにしました。

Eさんに関して担当する教員が共通して知っておくべきこと

- ・ 診断は受けていないこと（障害名を口に出してはいけない）
- ・ 授業において、ノートのとらせ方やチョークの使い方を工夫すると、学習理解が進み学習がはかどること
- ・ 急な変更があったときやEさん自身が納得できない出来事があった場合に、時折不安定になることがあること

→ 対処方法として 我慢させず、
クールダウンできる場所を確保しておく



共通して配慮していくこと

先生方
の配慮



- ・ チョークの色の使い方は統一する。
〈例〉大事なところはオレンジ、箱でくくるときは黄色
- ・ 授業の始めと終わりの時間を守る。
- ・ 授業の始まりに1時間の流れを視覚的に分かるように提示して見通しを持たせる。
- ・ できるだけ簡潔で具体的な言葉を使って授業を進める。

生徒達
へのルール



- ・ 質問の仕方
- ・ ノートの取り方
- ・ 発表の仕方
- ・ 声の大きさ



p 60に、具体的な工夫が示されています

これらのことは特別なことではなく、どの先生にもできることです。また、障害のあるなしにかかわらず、どの生徒にも共通する配慮です。このような何気ない配慮が、どの生徒にも分かりやすい授業につながっていくのです。

1学年でEさんの対応についていろいろと取り組んでいこうと進めていることを聞いた研究主任の先生は、研究部としても発達障害について勉強していくいい機会だと考え始めました。

《研究主任としてできること》

学年主任からEさんの話を聞いた研究主任の先生は、Eさんの理解を含めて全職員を対象としての研修会の必要性を感じ、発達障害についての研修会を一こま企画しました。

《校内研修会について》

- ①日 時 4月〇日（水）
- ②場 所 〇〇中学校会議室
- ③時 間 放課後(15:00～16:30, 質疑応答含む)
- ④研修題 「発達障害に配慮した学習指導」
- ⑤講 師 〇〇支援学校地域支援コーディネーター

《特別支援教育コーディネーターとしてできること》

特別支援教育コーディネーターの先生は、先生方に発達障害について理解してもらい、学校全体として教育的支援を必要とする生徒たちを支援していくために、次のような取り組みをしていくことにしました。

先生方への情報提供

- 職員会議の最後に、必ず特別支援教育コーディネーターからの報告及び情報提供の時間を設定してもらう。
- 職員室の、先生方が目につきやすい場所に発達障害に関する資料（図書）を置いておく。
- 特別支援教育についての便りを定期的に発行していく。



《研修会の講師派遣》はどこに問い合わせればいいのか？

宮城県では、特別支援教育に関する研修会などを学校や地域で開催する場合、地域の特別支援学校に講師を依頼することが可能です。詳しい内容については地域の特別支援学校、または宮城県教育庁特別支援教育室に問い合わせてください。（[p128](#)）

《教科担任同士の連携の工夫》

学年主任の先生は、特別支援教育コーディネーターの先生から、中学校の教科担任制においては教科担任同士での情報交換が大切であるというアドバイスを受けました。そこでまずは、教科担任同士が、すぐに見てEさんについての情報が交換できるようにとノートを準備することにしました。

月 日	校時	記録者	教 科	状 況
4/23	1	W	数 学	・計算の仕方が分からず途中でパニックになる。保健室で10分休んで戻る。
4/24	朝	担 任	朝の会	・朝から興奮して周囲の生徒とも元気に話をしていた。夜に好きな〇〇のテレビ番組があるらしい。

ノートの記入に際しては、簡単な約束ごとをノートの裏表紙に下記のように示しておきましょう。
また、ノートは学年担当や教科担当だけでなく、校長先生や教頭先生、養護教諭の先生にも記入してもらえますし、職員は誰でも見ることができるとしました。

《情報ノートの記入について》

- ・記入はメモ程度でいい。
- ・授業終了後にできるだけ記入する。
- ・特に、対応に困ったことや効果が見られた対応については必ず記入する。
- ・ノートは担任の机の書類立てに置き、生徒の目には触れないよう配慮する。
- ・授業の前に目を通す。
- ・教室以外の場所での授業（体育、美術等）の担当は、必ずしもすぐに記入できないので、その際は放課後等に記入してもよいが、気になることはインターホンなどを利用して担任と教科担当が情報交換をしておく。

《まじめに取り組む》ことの大切さをどのように伝えればいいのか？



「朝ご飯を食べてくる」「早寝早起き」「あいさつをする」といった当たり前のことの大切さや「まじめさ」「礼儀正しさ」をかって悪いととらえる生徒も中学生頃には出てきます。

発達障害のある生徒がまじめに取り組んでいると、茶化したり、ばかにしたりする生徒もいます。教師は、生徒に「規則正しい生活をする」「我慢すること」「まじめに生きること」などの大切さを真摯に伝え、教師自身も誠実な態度で接する必要があります。

3) 分かりやすい授業の進め方

《教室経営の工夫》

クラス目標	授業の約束	今日の予定
		○月○日 ○日



※ 教室の前面は、できるだけ授業に関係するものだけ掲示し、学習に集中しやすいシンプルなものにしましょう。

また、授業の約束は具体的な行動を示し、どの生徒にも守らせることが重要です。

※ 中学校ではよく教科ごとに「三点セット」と呼んで、授業で毎回使う準備物を示すことがあります。

上図のように写真で示し変更があった場合はこまめに訂正しましょう。

校時	教科等	場所	内容
1	国語	1の1	
2	理科	理科室	
3	音楽	音楽室	
4	数学	1の1	
5	保体	体育館	
6	総合	ホール	

<教室移動の示し方1>

保健室	1の1 ①、④	1の2	1の3	ホール ⑥
木工室	<1階>			
理科室 ②	2の1	2の2	2の3	ホール
音楽室 ③	<2階>			

<教室移動の示し方2>

※ 発達障害のある生徒の中には、「順番に示してもらおうと理解しやすいタイプ」と「視覚情報を使って一目で分かるように示してもらおうと理解しやすいタイプ」があります。教室移動の示し方にしても、上図の例のように、一方的に決めつけず、その生徒がどちらの方が分かりやすいのか配慮して工夫することが大切です。



※ 教室後ろに生徒用ロッカーがある場合、どの生徒も平等に使用しているかどうか気をつけましょう。また、空きロッカーも常に整理整頓し、落ち着いた教室の雰囲気作りを心掛けましょう。

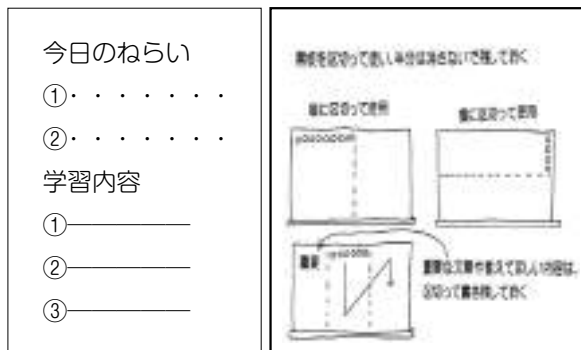
研究主任の先生は、Eさんにとって分かりやすい授業を考えていく1学年の先生方の取り組みを見て、それはどの生徒に対しても通じることだと考え、授業における工夫として全職員に紹介しました。

《分かりやすい授業の進め方》

①分かりやすい板書の工夫

- 板書の量は少なめに。
- 行間を空ける。
- 言葉や文章は短く簡潔に。
- 書く時間をとる。
「話を聞く」 ↔ 「ノートに書く」
(それぞれの時間を分ける)

〈板書の工夫〉



②分かりやすい質問・指示の出し方

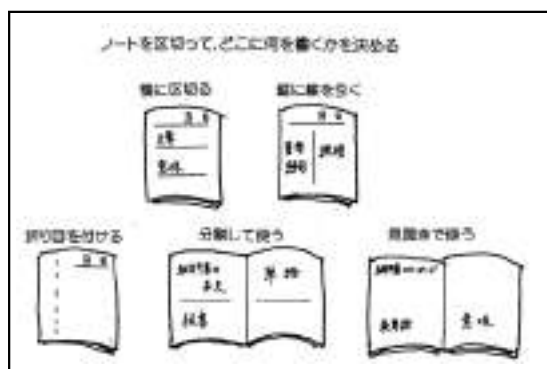
- だらだらと長い質問にしない。
- 一回の質問で一つの内容。
- できるだけ短い文章で具体的な言葉を使って。
- 教師が話をする際は教師を注目させてから。



③ノートのとらせ方

- 教科によってはノートの書き方がある程度統一したものにする。
- できるだけ線の入った、太枠のものを使わせる。
- 板書部分とメモの部分に分けてノートを区切って書かせる。
- 時間をとって板書をノートに書く時間を確保する。

〈ノートの書き方例〉



【個別の支援】

- ・どうしても板書を写せない場合は、教師が作成した板書プリントを貼らせる。
- ・ノートを持ってこない、忘れてしまうなどの場合、一冊にまとめてルーズリーフで教科ごとに記入させる。

【分かりやすいチョークの色】

- 白と黄色のチョークを使用する。
- 黒板が暗い場合、明るめのオレンジや他の明るい色を使用する。
- 市販されている蛍光チョークを使用する。

4) 部活動・生徒指導上の配慮

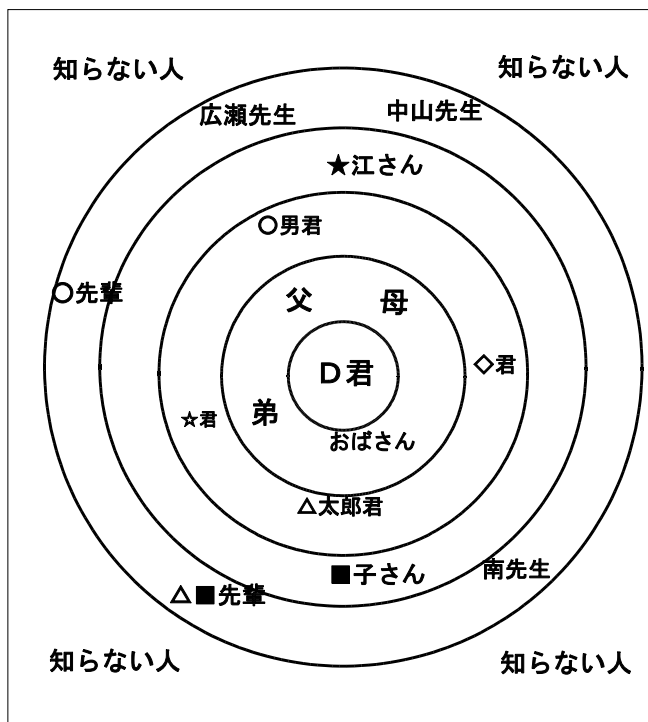
Eさんは女子だけの美術部に入部しました。人付き合いが苦手なEさんは、男子が自分しかいないことより、静かでゆっくりできることを優先させたのです。間もなく3年生の部長から「Eさんが馴れ馴れしくて困る。」とクレームが出されました。顧問の先生は学年主任や特別支援教育コーディネーターの先生と今後のことを相談しました。

《部活動、友人関係における配慮》

Eさんは、異性の友人に対する接し方や先輩・後輩の関係を理解し、行動することが苦手なようです。

特別支援教育コーディネーターの先生からアドバイスもらった顧問の先生は、部活動の時間を利用して、右のような図を使ってEさんと先輩や女子生徒との接し方について話し合うことにしました。

この図を使い、それぞれの同心円に例えば「名前で呼ぶ」「名前に『～さん』を付けて呼ぶ」「名字に『～さん』を付けて呼ぶ」「敬語を使う」などと書き入れて説明することで、接し方を学ばせることができます。



《生徒指導上の一般的留意事項》

Eさんのようなタイプは、「他人の言ったことをそのまま信じる」「運動が苦手」「相手の心情を理解するのが難しい」などといった特徴があるため、しばしばいじめやからかいの対象になったり、ささいなトラブルが絶えず、孤立しがちになる場合があります。そこで、生徒指導面でも下記のようなことに留意することが大切です。

- 発達障害のある生徒の周囲にいる、「おもしろがってからかう生徒」「トラブルを期待する生徒」「陰でコントロールしようとする生徒」の指導を徹底する。
- 学級のルールや言葉遣いの指導では、具体的かつ簡潔に示し、どの生徒にも例外なく守らせる。
- トラブルの背景にあるものに目を向け、その行動の原因に何があるのかを見極めるようにする。(言動を注意するだけでは、本人は混乱するだけ。)
- 相手の気持ちを理解させる場合は、簡単な絵や記号など視覚的な情報を併用しながら説明すると理解しやすい場合がある。
- 必要に応じ、本人が緊急避難できる場所や助けを求められる人物を決めておき、本人にも伝えておく。
- 禁止するのではなく、望ましい言動を教える。(否定文ではなく肯定文を使う。)
- 守るべき社会のルールはその都度繰り返し指導し、守らせる。

5) 保護者との連携

特別な教育的支援を必要とする生徒たちの多くは、乳幼児期から育てづらい、言うことを聞かないなど、子育てをするのに難しい子どもたちだったと保護者の方々から聞くことがあります。

しかし「子育ての仕方や、親のしつけが原因ではない」ということを念頭において保護者と対応することが大切です。

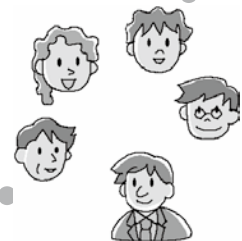
これまで長年悩み、苦勞してきている保護者の苦悩や心情に寄り添って話し合いを進めていくことが大切です。

特別な教育的支援を必要とする生徒の課題解決のためには、保護者との連携は欠かせません。以下のような、ちょっとした気遣いや配慮をすることで、連携・協力がよりスムーズになります。

- 常日頃から、本人が頑張っていること、できるようになったこと、他の先生に褒められたことなど、よい面を保護者に伝えておく。
- 保護者に対し、一度にたくさんのことを依頼しない。情報交換を密にし、同じ価値観をもって、喫緊の課題を順番に一つずつ解決していくようにする。
- 学校での取り組みについても誤解のないように伝える。また、何らかの配慮をする前に保護者にしっかり説明をして、理解してもらい了解を得ておく。
- 卒業後の進路についても早い時期から情報を提供し、保護者が不安にならないようにしていく。

話し合いの要点としては以下の点を確認できるといいでしょう。

- ①どのようなことなら家庭でできるか。
- ②学校と協力し合える部分は何か。
- ③褒めて伸ばすところはどこか。



《卒業後の進路》についての情報は？

卒業後の進路については保護者も悩むところです。上級学校についての情報は進路指導の先生からも情報を提供してもらいながら、3年後を見据えての進路指導が必要です。また、特別支援学校高等部への進学は知的障害や肢体不自由等の障害があることが条件となります。

第5章
高等学校編

第5章 高等学校編

1 気づきから支援へ

～トラブルがきっかけで不適切な行動が多く目立つFさんの事例～

2年前Fさんは、高等学校入学者選抜において一般入試に合格して入学してきました。Fさんの高等学校は、進学希望者と就職希望者が半々の全日制普通科の高等学校です。

中学校からの内申書等では、特に記載事項はありませんでしたが、学力検査会場の教室で周りの受検生が気に掛けるくらい落ち着きがなく、入学者選考委員会でもこのことが話題に挙がりました。しかし、学力検査においては5教科の点数にばらつきはあるものの総得点では十分な点数をとって入学してきました。

入学後1か月は、あまり特異な行動は見られませんでした。同じ出身中学校の生徒とのトラブルが発生してから、集団行動を避けるようになり授業中の落ち着きのなさが目立ったり、急に大声を出したりするなどの行動が多く見られるようになりました。

その後2年間、教科担任の間ではちょっと「変わった生徒」という認識のまま、何かトラブルが起こるたびにホームルーム担任(HR担任)から注意されることが日常でした。注意されて少しの間、トラブルは起きないのですが、なかなか根本的な改善が見られない状況にありました。

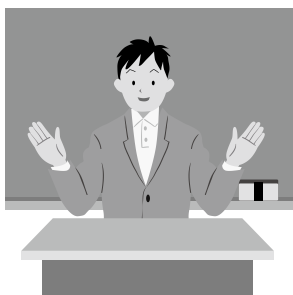
いよいよ3年生を迎え、進路相談する中でこれまでの経緯を考慮した上で、学校としての具体的な指導方針を考えることになりました。



○ 教師の生徒理解

最近、高等学校のベテラン教員の間でも「生徒の言動が理解できない」「不適切な行動への対処が難しい」「生徒の行動が読めない」などの声が聞かれるようになりました。

また、多くの教員から『「学力検査」に合格しているので障害のある生徒が入学してくる訳がない』という話が聞かれることから、「発達障害」に関する教員の理解の進んでいないことがうかがえます。さらに一部担任の間で、『変わった生徒』がいると職員室で話題になることもありますが、実際にどのように指導すればよいかの具体策等について組織的に検討されていないのが現状のようです。

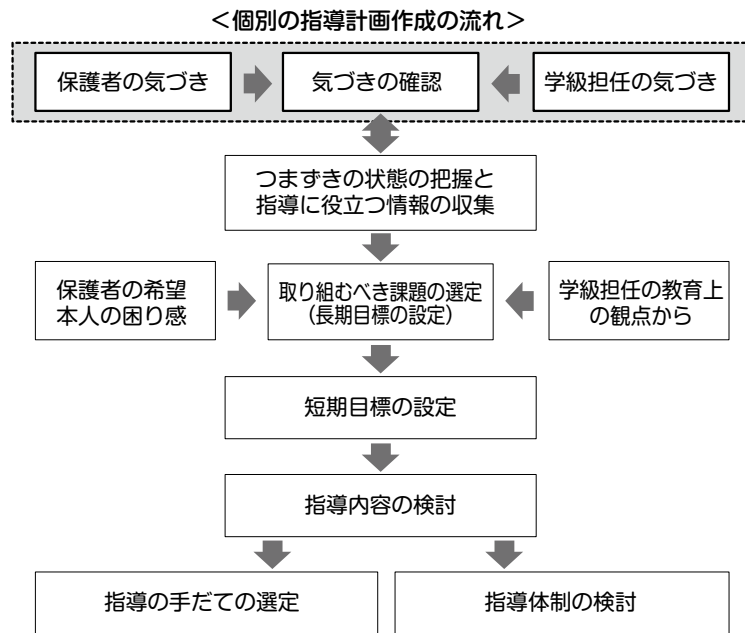


小さな生徒指導上の問題を繰り返し起こしてしまったり、教科によって学習に集中できずいたりするなど理解しがたい行動が見られるため、『変わった生徒』という見方をされ、放置されているケースも少なくないようです。年齢に不釣り合いな言動や行動等についてはテストの成績だけでは解釈や判断できません。発達障害という視点からの生徒理解も大切にしたいものです。

1) 気づきの確認

ちょっと変わった生徒と見られているFさんは、高等学校1, 2年生の2年間、HR担任や生徒指導の先生から、繰り返し注意を受けてきました。そのたびに家庭にも連絡し、協力を得ながら指導を繰り返してきましたが、なかなか改善が見られません。3年生になり進路相談を行う中で、Fさんが抱えていた困り感の本質面が少しずつ明らかになってきました。そこで、個別の指導計画の流れに従い、Fさんへの支援の具体策を考えることになりました。

まず、初めにHR担任や保護者のFさんについての気づきを確認し整理します。



(1) HR担任の気づき

Fさんについて、高校1, 2年生のときの担任からは、授業に集中できないこと、成績は複数の教科で赤点をとりながらも追指導や再試験で単位を修得してきたこと、友人は多くなく、学級でもひとりであることが多いこと、部活動には所属していたものの休みがちであったこと、ささいなことで興奮し暴言や暴力を振るうことがあることなどを申し送り事項として引き継いでいました。3年生になってからは、最初の1か月は特に問題もなく過ごしましたが、5月にある球技大会の参加種目について、友人とトラブルになりました。その頃から、Fさんは遅刻が目立ちはじめ、教科担任からも授業中も落ち着きがないなどの報告を受けています。1学期の中間考査後に実施した進路相談で、就職に対する不安や学校生活の悩みが明らかとなり、担任としても学校全体での支援が必要であると感じました。

(2) 保護者の気づき

保護者は、以前からFさんの時々見せる不安的な状態を気にかけていたようでしたが、3年生になったこの時期、就職や進学に及ぼす影響を気かけ、Fさんの起こすトラブル等の改善に向けた対応にはあまり積極的ではありませんでした。保護者は、言葉にしないものの、できれば、このまま何とか高等学校を卒業できればと考えていたようです。しかし、今回の進路相談で、Fさん本人から就職に向けての不安や学校生活での具体的な悩み、また学校からの支援の申し出と、その支援の計画等を聞き、保護者も卒業までに取り組める対応について考えるようになりました。



まずは、担任や保護者の
気づきを確認し整理しよう！

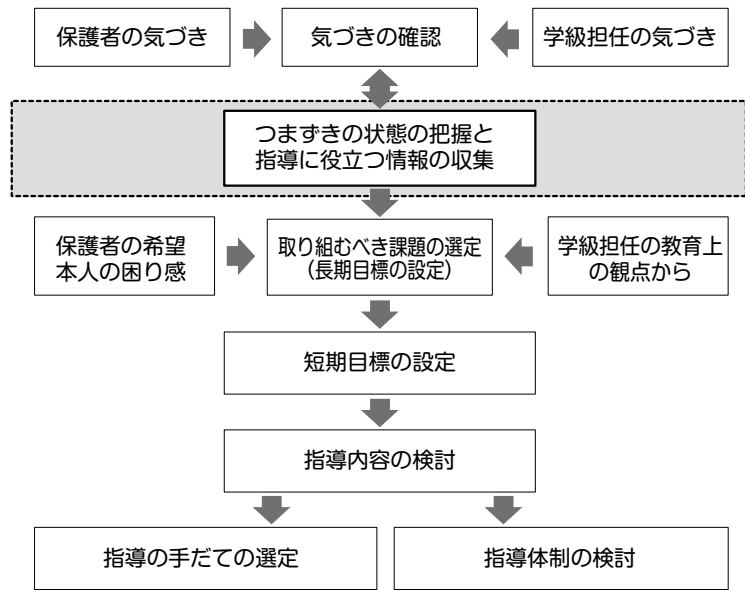
2) つまずきの状態の把握と指導に役立つ情報の収集 (アセスメント)

(1) 担任からの情報

HR 担任が自らの観察と教科担任からの情報により、生活面と学習面について「気づき」という視点からまとめたものが下記の内容です。



<個別の指導計画作成の流れ>



【生活面について】

- ・一人で、空想にふけるような様子が時々ある。
- ・突然、独り言を言ったり、ニヤニヤ笑ったりすることがある。
- ・学校行事のような集団活動は苦手で、運動会では校外に無断で抜け出すことがあった。
- ・突然、身動きせず、固まってしまうことがある。
- ・予定にあることは最後までやらないと気が済まない。
- ・清掃や日直の仕事は熱心に取り組む。

【対人関係について】

- ・会話は一方的で相手の話は聞かない。
- ・トラブルが起きると前向きに解決しようとせずなげやりになる。
- ・「ありがとう」「ごめんなさい」がうまく言えない。
- ・教員とのコミュニケーションは別段問題ない。
- ・生徒間でのコミュニケーションは苦手である。

【学習面について】

<1, 2年生の学習評価より>

- ・数学は小学校5, 6年生程度の力である。
- ・英語には関心があるが日本語訳は苦手である。
- ・音楽にはあまり興味をもてない。
- ・物を作ったり、実験をしたりすることが好きである。
- ・物理や化学の実験では、実験器具に興味を示し、自分から実験しようとする。
- ・美術の時間では、授業時間が終了しても、時間を忘れてやり続けてしまうことが多い。
- ・実験や工作の作業は丁寧である。

【対応等について】

- ・1年生の時より欠課が多い特定の教科があり、不得意科目があることから成績会議の話題に挙がる。
- ・教科担任の空いている時間に補習を実施しようとしたが、急に補習が行われたりするといらだって落ち着かなくなる。

(2) 学校としての取り組み

① 学年部会の実施

・心理検査の結果の報告

今までに心理検査を実施したことがなかったので、専門機関での心理検査を勧め、その結果を学年部会で報告しました。

・中学校訪問で得られた情報の報告

高等学校入学時に中高連絡会を実施していますが、生徒指導上の問題のある生徒については話し合われましたが、Fさんについては特に取り上げられることはありませんでした。そのため、改めて中学校を訪問し、以下の点を確認しました。

<適応傾向について>

中学校のときは、合唱コンクールや校外学習などの学校行事は休みがちで、日ごろから遅刻が多くありました。休み時間や昼休みはいつもひとりでした。部活動はコンピュータ部に所属していましたが、意欲的に活動していたとは言えませんでした。

<学習状況と学習支援体制>

授業中は、空想にふけったり、そわそわしたりと、集中できない様子でした。授業は空き時間の教員が、TTで補助に入りサポートを行っていました。特に、数学や国語、英語は遅れがちで、3年次には個別に指導を受けることが多くありました。高校入試に向けて、放課後に補習を行いました。参加せずに帰ることも多く、学習に対する意欲はみられませんでした。

② 教科担当者会の実施

・担当者会を実施

1学期の中間考査が終了した段階で、各教科担当者から報告を受け資料にまとめました。授業への遅刻や欠課も多く、授業に参加してもボーッとしているため、ほとんど点数がとれていません。どの教科も同じ状況です。

・教科での取り組み状況

1学期の中間考査の結果を受け、得点の低い生徒を対象に補習を実施し、さらに再試験を実施することにしました。この時Fさんに対しての補習は、個別に実施することにしました。

③ 校内研修会の実施

・外部講師を招いての研修

小・中学校でも課題となっている「発達障害」についての理解と支援について、講師を招き講演会を実施し、新しい視点での生徒理解について理解を深めました。

・事例研修会としても実施

何人かの気になる生徒の事例をもとに研修会を行いました。



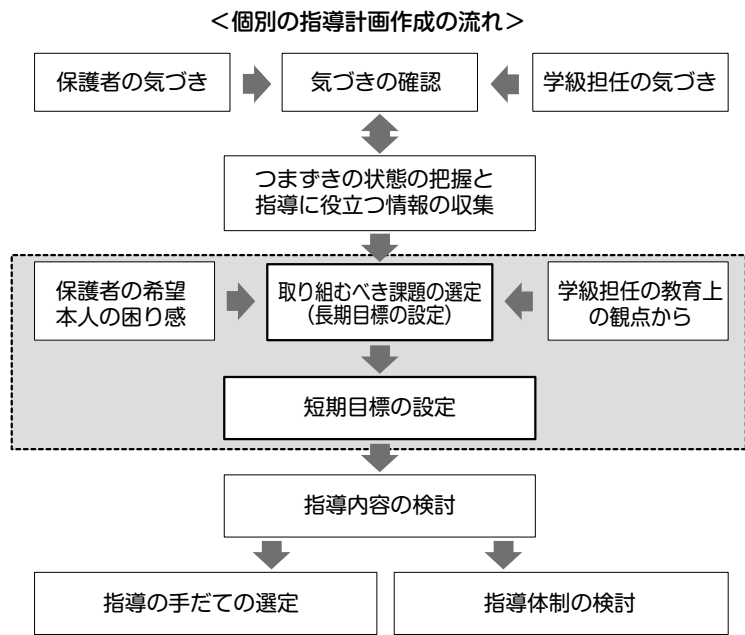
3) 取り組むべき課題の選定（長期目標と短期目標の設定）

Fさんについての実態把握から、長期目標を設定します。また、1年間を通して、段階的に短期目標を設定しました。

Fさん及び保護者は、卒業後は進学せずに就職することを希望しています。就職試験では一般教養として国語と数学が課せられることが多いことから、学習面での長期目標を「自信をもって、就職試験に臨むことができる。」としました。

長期目標を達成するために、まずは短期目標①とし

て、将来の自己実現のために希望する職種や具体的な企業など将来の目標を明確にします。次に、その自己実現に向けて今取り組むべきことをFさんや保護者と共に考えてみました。その結果、学習に取り組む前から分からないという苦手意識を克服していけるように、予習と復習の仕方を学び、主体的に授業に臨むことができるという短期目標②を設定しました。予習と復習は、放課後の時間を利用して、担任及び教科担任（国語、数学）で行いましたが、単に内容を予習・復習するだけではなく、予習・復習の仕方を学ぶことにも重点を置きました。短期目標③として、その他の教科については、遅刻や欠課をしないで授業に参加することができると思いました。また、同時に他教科の担任にも本人の努力について評価してもらえるような校内の支援体制についても確認しました。



○ 学習支援

＜長期目標＞

- ・自信をもって、就職試験に臨むことができる。

＜短期目標＞

- ① 将来の目標を明確にもつことができる。（6～7月）
- ② 予習・復習の仕方を学び、主体的に授業に臨むことができる。（7～8月）
- ③ 遅刻や欠課をしないで授業に参加することができる。（8～9月）



生活面での長期目標は、「就職するために必要な知識、態度、習慣を身につけることができる」としました。そのために、放課後に週1回ソーシャルスキルトレーニング（p47）を実施し、相互的なコミュニケーションや場の雰囲気理解できるようにすることを短期目標としました。さらに、行事や係活動などでは、意欲を持たせるため特技を生かした役割を与え、集団活動にも慣れていくことも目標としました。また、学校行事などは、事前に

内容や予定を知らせ、参加しやすい環境を整えると共に、自分で心の準備ができるようにしました。さらに、12月下旬までに、就職試験での面接などを意識し、社会人として必要なマナーや態度を身につけることを目標としました。

○ 対人関係と集団への適応

<長期目標>

- ・就職するために必要な知識、態度、習慣を身につけることができる。

<短期目標>

- ① あいさつを通して相互的なコミュニケーションの方法を身につけることができる。(7月)
- ② ソーシャルスキルトレーニングを通して場の雰囲気を理解することができる。(8～9月)
- ③ 特技を生かせる役割を与え、集団活動に参加できる。(10～11月)
- ④ 模擬面接を通して社会人として必要なマナーや態度を身につけることができる。(12月)

家庭では、進路相談以降、Fさんが就職に対する不安や学校生活での悩みを打ち明けられるようになり、保護者もFさんへの対応に前向きになり、学校との連携もスムーズに図れるようになりました。そこで、家庭では日常の基本的なあいさつに加え、相手の気持ちを考えて会話することなどが習慣づけられるように協力を依頼しました。また、就寝時間や起床時間についても高校生という年齢に配慮した基本的な生活習慣の確立についても目標としました。

《長期目標や短期目標の設定》

保護者の希望や願い、本人の困り感や願いなどを確認するだけではなく、学校側の真しなかつ熱意ある対応によって保護者や本人の意識を変えることも大事なポイントになります。



4) 指導の内容と手だて、指導体制の選定

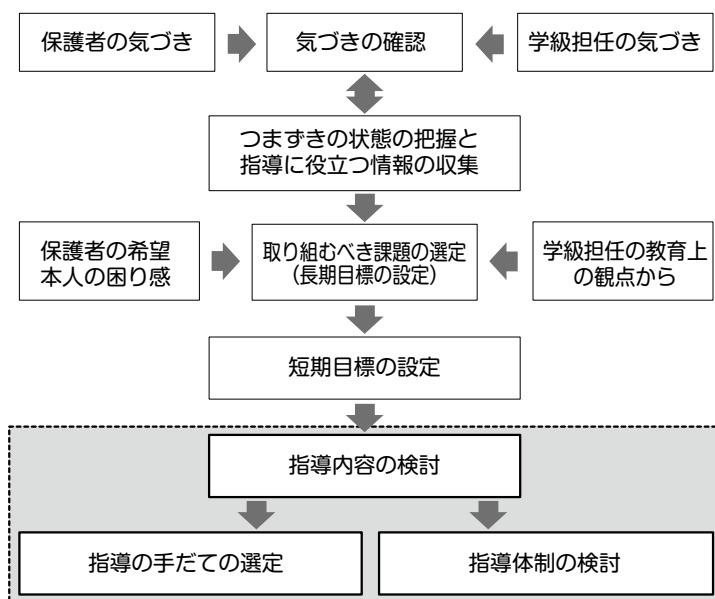
短期目標を受け、学習面では担任と各教科担当者が、生活面では担任、学年部、生徒指導部が相談し、以下のような内容と手だて、指導体制を設定しました。

(1) 指導内容の検討

① 学習の方法の指導

1週間の学習のスケジュールを立て、それに従い、自分で計画的に予習・復習を行うことを指導しました。1学期の

<個別の指導計画作成の流れ>



期末考査までは、国語と数学について実施しました。また、ノートの書き方も教科ごとに具体的に指導しました。

② 具体的な就職先の意識化と、それと関連づけた学習内容

就職試験のための国語と数学の基礎的な内容を重点的に取り上げてもらうように教科担任に依頼しました。また、作文や面接の練習、パソコンの操作技術の習得なども関連する教科（国語、情報など）やホームルールで取り入れるように計画しました。

(2) 指導の手だての選定

① シラバスを活用させる

シラバスをもとに、各教科の学習内容と目標を確認し、特に基礎的な部分の習得を目標として、学習計画を立て、それに従って学習を進めることにしました。学習のつまりが予想されるところは、事前に補講を行い、学習の目標を達成できるように支援します。

② 少しずつ難易度を上げる（スモールステップ）

各教科担当者に依頼し、簡単な内容から複雑な内容へと段階的に学習が進められるように授業の流れを工夫します。

③ 自信をもてるような発問やほめ方に配慮する

Fさんに対しては、自信をもって答えられるような発問や場の設定に配慮することも大事です。また、良好な行為や行動に対しては賞賛も必要です。

④ 視覚的効果な情報提示に心掛ける

抽象的な内容は視覚的に分かるように教材やプリントなどを補助的に準備するのも効果的です。

⑤ 学習の流れが分かるようにする

プリントや板書を工夫し、見通しを持って学習活動ができる工夫と今やるべきことを示す配慮をする。

⑥ 学校生活で自信がもてる経験をさせる

工作や実験が得意であることから、文化祭や運動会などでは、大道具や看板の作成など本人が活躍できる役割を与え、学校生活で意欲がもてるようにします。

⑦ 学校生活におけるルールを確認させる

授業に遅れることが多かったので、友達の行動を見て、教室に入れるよう指導するなど、ルールについて確認します。また、全体の状況について目を向け理解した上で自分のとるべき行動を選択していけるよう余裕のある生活態度を育てます。このことは結果的に好ましい教師や友達との人間関係づくりにつながります。

(3) 指導体制の検討

① 校内特別支援教育委員会を設置する

校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導部長、養護教諭、該当学年主任、該当担任、スクールカウンセラー等が参加する特別支援教育委員会を設置し、定期的に情報交換します。

② 特別の指導の場を活用する

特に、学習の遅れが大きい国語と数学については、可能であれば個別の指導の時間



《シラバス》とは？

教科や科目に関する授業計画書で、目標や内容、使用する教科書や教材、指導計画、指導方法、評価等が示されます。

を設定し指導することも考慮します。また、国語科や数学科などでは、教科担当以外の教師の協力ももらい、複数での指導体制なども考えます。

③ ソーシャルスキル形成に関する指導を行う

対人関係や集団への適応については、特別支援教育コーディネーター等が週1回程度のソーシャルスキルトレーニングの実施も有効です。また、ソーシャルスキルトレーニングで学んだスキルを、実際に日常生活の中で活用できているかなどの評価を家庭との連携のもとに行っていくことも大切です。

「校内支援体制」

	内容・場面	支援者
学習面	教科指導	教科担任
	個別指導	担任, 教科担任(国語, 数学)
生活面	ソーシャルスキルトレーニング	特別支援教育コーディネーター
校内特別支援教育委員会	ケース会議, 情報交換	校長, 教頭, 特別支援教育コーディネーター, 生徒指導部長, 養護教諭, 該当学年主任, 該当担任, スクールカウンセラー 等

《保護者との同一步調による支援》

学校での指導経過や評価について、随時保護者に知らせ、共通理解を図ることが大切です。そのときには、以下のようなことにも配慮が大切です。

- ・学校での変化の様子を報告し、保護者側からも家庭の情報を得て、新たな支援につなげる。
- ・定期的に保護者に来校してもらい、担任、学年主任及び特別支援教育コーディネーター等同席の上で現状の報告を行うと共に今後の指導方針を検討確認していく。



担任を中心に、学年主任、各教科担任などが連携し、協力してFさんの指導に当たった結果、授業への遅刻や欠課は大幅に少なくなりました。授業でも、予習・復習やノートの書き方の指導の成果もあり、ぼんやりすることは少なくなり、熱心にノートをとるようになりました。1学期の期末考査では、短期目標として重点的に学習に取り組んだ国語と数学についてはかなりの伸びが見られました。それが自信になったのか、2学期以降も、予習と復習を継続して続けることができるようになりました。

また、生活面では、物作りに興味があり、実験や工作が得意なことから、自動車製造関係の企業への就職という目標を持つことができました。さらに社会に出るという意識が育ってきており、対人関係面などでも、ソーシャルスキルトレーニングの効果が現れてきました。これも、校内体制を整え、個別の指導計画に従って、学校全体で計画的に支援ができた成果だといえます。

2 H 高校での事例

1) 過剰防衛をしてしまう G さん

G さんは高等学校入学者選抜の一般入試に合格し入学しました。合格発表後中学校より広汎性発達障害であるとの連絡があり、中学校を訪問して、詳しい状況を聞きました。

その際の特徴としては、①人間関係をうまく構築できないこと、②暴言などが目立ち、他人とトラブルを起こすことがある、などが挙げられました。(障害の診断は小学4年生の時。その後は通院していませんでした。)

H 高校は、
全日制の職業高校
です。



G さんはとても礼儀正しく、掃除も念入りにします。授業を大切に考えており、悪いことをする人がいると許せない気持ちになります。字を丁寧に書くので時間が掛かり板書写しは苦手です。サッカー部に所属しており、一生懸命練習に励んでいます。

入学後1年間で改善したことは、時間割に沿って教科書を持って来られるようになったことです。以前は忘れ物が心配で全ての教科書を持ち歩いていました。また、クラスメートとの会話も少し増え、周囲の人と一緒に笑うことができるようになり、クラスに馴染んできました。昼食は人が来ないところでしか食べられませんでした。今では教室で食べることもできます。ただ一番の問題点はなかなか改善できずにいます。それは過剰防衛(暴力)です。

入学して間もなく、全校で校庭に整列する時に事件が起こりました。自分の入れるスペースがなく困っていたところ、前に並んでいた生徒が「後ろの人に下がってもらうように言ったらいい」という言葉に対してパニックを起こしました。G さんは後ろの一人一人に下がってもらうように言わなければならないととらえてしまったのです。そんなことはできないと思い、その言葉を言った生徒に対し興奮してひじで顔を殴ってしまいました。その後落ち着きを取り戻すために、保健室に連れて行きましたが、なかなか興奮が収まらず、泣き続けていました。相手にけがはなく、初めてのことであったので、担任からの注意に留まりました。

その後、自分を中傷する他クラスの生徒に対し、また暴力を振るってしまいました。1年生の11月のことでした。その際、自分を中傷する相手の方が悪いのに、自分だけ注意を受けることへの理不尽さを訴え、また「制裁=暴力」という考えを一切変えようという気持ちはありませんでした。



2年生に進級し、暴力は起こさないように自分でも意識していました。しかし、残念なことに、7月にさらに暴力を振るってしまい、気持ちの中での恨みが以前以上に強く、かなり危険性がありました。クールダウンするまでも1か月近くかかり、登校を見合わせる期間が非常に長くなりました。その間、今後専門医と連携をとりながら自己理解プログラムを作っていくためにも、医療機関の受診を勧めました。受診について保護者も必要と判断をし、医療機関につながることができました。本人ははじめ行き渋り

ましたが、自分の障害についても理解を深めようと思い、通院し始めました。

2) 校内での取り組み

高校1年生の時	4月	○養護教諭より、発達障害の特徴と一般的な対応についての基礎知識を説明。
	5月	○全職員向けの発達障害に関する研修会を実施。「発達障害とは」 (講師：近隣の特別支援学校の地域支援コーディネーター) ○月1～2回定期的に、Gさん本人や母親のスクールカウンセリングを実施。
	9月	○母親が専門機関に申し込み知能検査を実施。
	10月	○検査結果を、本人及び母親と学校の関係スタッフに対して説明。その際、検査と説明をしてくれた方が、「宮城県教育庁特別支援教育室の専門家チームの一員」であることを説明してくれ、初めてそういう機関があることを知る。
	11月	○宮城県教育庁特別支援教育室へ連絡を取り、支援内容、要請方法などを調べる。
	12月	○母親と担任に協力をもらって、宮城県教育庁特別支援教育室専門家チーム(以下、専門家チームとする。)の要請書類を作成。
	2月	○専門家チーム2名による巡回教育相談(第一回) *母親,担任,学年主任,保健厚生部長,カウンセリング担当,特別支援教育コーディネーター,スクールカウンセラー出席。 *学校や家庭での状況を説明後,専門家より日々のかかわり方のポイントや今までの指導のよかった点,反省すべき点の指摘や助言をいただいた。
	3月	○専門家チーム2名による巡回教育相談(第二回)
高校2年生の時	6月	○全職員向けの発達障害の研修会実施。「すべての生徒が輝くために」 (講師：継続的に巡回教育相談に当たっている専門家チームの一員) ○専門家チーム2名による巡回教育相談(第三回)
	7月	○Gさんの暴力事件のため緊急巡回教育相談(第四回) 母親に医療機関を勧める。(スクールカウンセラーや管理職より)
	9月	○近くの地域支援コーディネーターに相談。特別支援学校と情報交換。(情報収集)
	10月	○通院開始。
	11月	○別室登校で面談や各教科の個別指導を行う。



3) 取り組みの中で発見したこと

- ① 生徒の長所に目を向け、タイミングを逃さず、褒めること。
 - ② いけない行為をした時はすぐに具体的なよい行為の指示をし、いけない行為をやめるまで何度でも言い続けること。
 - ③ 本人の心の痛みや苦しみに対して、とことん寄り添い共感すること。
 - ④ きちんと生徒に伝えたいことは口頭だけではなく、紙面に書いて伝えること。
- ⑤ 担任だけが抱え込むことのないように、教頭、学年主任、厚生部長、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、専門家などで、チームを組むこと。
 - ⑥ チーム体制で行うときは、それぞれはっきりとした役割分担をすること。

例えば、

担任（本人の心に寄り添う） 学年主任（改善点を厳しく注意する）
 特別支援教育コーディネーター（親の心に寄り添う）
 スクールカウンセラー（本人や親と直接かかわってもらい、客観的な観察）
 専門家（学校体制の助言、現在の支援内容の再検討）

- ⑦ チーム内での話し合いを継続的に持ち、実態を正確に理解し把握した上で、支援内容を十分に検討しながら作成すること。
 （スクールカウンセラーや専門家の客観的な助言は非常に役に立つ）



4) 支援をする上での留意点と課題

- ① 生徒が問題を起こすと、どうしてもその問題点にだけ目を向けてしまいがちである。（例えば、暴力を振るっても暴力自体だけを責めず、暴力以外の他の方法で自分の気持ちを伝えられなかったか、一緒に考えることも大切。）
- ② 家庭との連絡を密にし、保護者の願いなどを取り入れながら、支援内容や指導内容を検討していくよう気をつけていく。
- ③ 担任だけに負担をかけないチーム作りが重要であり、校内支援委員会などで課題解決の取り組みについて、その手順を決めることが大切である。
- ④ 幼少期からの失敗経験やいじめ体験があり、二次障害に至っているケースが多く見受けられる。また高校生は、自我がほぼ確立されており、自己理解を深めたり、改善を促す指導や支援はかなり困難である。しかし、高校卒業後進学や就職する上で、自分の特徴についての理解や、ソーシャルスキルを正しく身につけていかなければならない。「社会的自立」を第一目標にして、家庭でできること、学校ができること、専門医がすることなどを、相互に連携かつ整理をしながら、自己理解プログラムを進めていくことが大切である。

（本事例では、個人を特定できないように内容の一部を脚色しています。）

第6章
はじめての
特別支援学級担任者のために

第6章 はじめての特別支援学級担任者のために

1 特別支援学級の教育課程について

1) 特別支援学級の教育課程の編成について

(1) 特別支援学級の教育課程編成の原則

特別支援学級の教育は、原則として小・中学校の学習指導要領に基づいて行われますが、対象の児童生徒の特性にふさわしい教育課程を編成することができます。

(2) 特別支援学級の教育課程編成の特例

障害のある児童生徒の場合、一般の教育課程をそのまま適用することが難しい場合がほとんどです。そこで、児童生徒の実態に応じて、特別の教育課程を編成することが法令上も認められています。 【参考】 ⇨ 学校教育法施行規則第138条、第140条

(3) 教育課程編成の基準

学校全体の教育課程を土台として編成することが基本となります。さらに、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性、地域や学校の実態を考慮しながら創意工夫を加えて、効果的な教育活動が展開できるような教育課程を編成し、実施していくことが大切です。

なお、特別な教育課程を編成する場合には、特別支援学校の小学部や中学部の新学習指導要領（平成21年1月告示）を参考にするとよいでしょう。

(4) 指導内容の精選

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害や疾病は様々であり、学級内における個人差も大きいことがよくあります。一人一人の障害の状態や発達段階を的確に把握し、それぞれの特性や課題に合った指導内容を精選していく必要があります。

(5) 一貫した教育の実践

障害のある児童生徒に対する教育は、小・中学校を通した一貫性のあるものでなければなりません。

小学校で教育課程を編成する場合にも、長期的な見通しに立ち、中学校における指導内容も視野に入れて計画することが必要になってきます。また、担任が変わっても指導内容の基本的な事項については、一貫した指導ができるような教育課程を編成しておくことが肝要です。

(6) 教育課程の改善

教育は、その教育課程が目標を効果的に達成しているか、改善を図る必要があるかを常に評価しながら進めなければなりません。そして、その評価に基づいて教育課程を改善していくことにより、児童生徒の特性に即したものとなっていきます。

(7) 時間割の組み方の配慮事項

① 発達段階に応じた配慮

児童生徒の発達段階にかなりの遅れがある場合には、学校生活のリズムや学習に対する見通しを持たせるために、毎日同じ時間帯に同じ内容の学習ができるようにすると学習の定着などに効果が期待できます。

② 通常の学級とのかかわりにおける配慮

通常の学級との交流が必要な場合には、交流学习の時間を考慮して時間割を編成しておくとい良いでしょう。また、その場合は、全職員の共通理解を得ておくことが必要です。

③ 学校全体の時間割編成とのかかわりにおける配慮

学校全体の時間割を編成する際に、特別支援学級の担任も参加し、必要な配慮をしてもらうとともに、特別教室の使用などについても通常の学級との調整を図っておくことも大切です。

(8) 教育課程編成の手順と改善の視点

教育課程を編成する手順にはこうでなければならないという決まった方法があるわけはありませんが、通常、それぞれの学級の実態に応じておおよそ次のような手順で行われています。

① 一般的な編成の手順（例）

時 期	内 容
3 月	・ 特別支援学級教育課程編成委員会の設置 ・ 教育課程編成に際しての学校の基本方針の確認
4 月 }	・ 児童生徒の実態把握，保護者・本人の願い，学校や地域の実態 ・ 教育課程の編成 ・ 学級目標の決定 ・ 指導内容の選択 ・ 指導形態の決定 ・ 指導時間の配当 ・ 年間指導計画の作成 ・ 週時間割の作成 ・ 計画に沿った実践 ・ 実践上の問題点の分析と改善
2 月	・ 年度末の教育課程の反省，検討，次年度計画に向けての準備

② 改善する際の視点

ア 児童生徒の生活にできるだけ近づけたものとなるように、具体的な生活経験とのつながりをもたせたものであること。

イ 児童生徒一人一人の能力に応じたものであるように配慮するとともに、集団とのかかわりの中で個の能力を発揮することができるような学習活動の場にも配慮した教育課程であること。

ウ 様々な学習活動によって知識や技能を伸ばす一方、態度や情操の豊かさをも培うように配慮した教育課程であること。

ポイントは、実態把握です。

- 1 学級担任として、まず児童生徒の実態に関する情報を収集し整理します。
学年相当の学習が困難だと予想される教科は何か、交流及び共同学習で履修可能な教科は何か、身辺処理状況はどうかなどの情報を収集し整理します。
- 2 保護者や本人の願いも確認し、「指導内容」や「指導形態」をどのようにしていくかなどを実態に合わせて考えていきます。
- 3 実態と合っていない部分は、修正を加えてよりよい学習内容に差し替えていきます。

※ 編成に疑問があったり、分からないことがあったら、近隣の特別支援学校や特別支援学級の担任、市町村教育委員会や教育事務所の特別支援担当者から、編成の助言を得るなどして作成していくとよいでしょう。

2) 領域・教科に関する指導

指導の形態には、「領域別の指導」「教科別の指導」「領域・教科を合わせた指導」の3つの形態があります。

(1) 領域別・教科別の指導

① 領域別の指導

領域別の指導には、「道徳」、「特別活動」、「自立活動」があります。

ア 道徳

特別支援学級においても、通常の学級と同様に学校の教育活動全体を通して道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことをねらいとしています。

さらに、障害に基づく様々な困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うと共に、健全な人生観の育成を図ることが必要です。

また、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って、道徳的判断や行動ができるように指導していくことも大切です。

特別支援学級では、「道徳」を時間割に設定している学級はあまり多くありません。知的に遅れのある児童生徒の場合、抽象的な思考が困難であることから具体的な指導場面を通して、基本的な事柄を身につけていく方が効果的です。むしろ、学校生活全体の中や、領域・教科を合わせた指導の中で扱うことが多いようです。

指導の際には、ペープサートやパネルシアターなどの活用やビデオなど視聴覚教材などの活用も工夫してみるとよいでしょう。

イ 特別活動

特別活動の内容は、学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の四つの項目で構成されています。

学級活動や学校行事などを通して、自分の役割をもち、協力して友達と活動する過程で、集団や社会の一員として自覚し、意欲的に責任を果たすことをねらいとしています。

学級活動は、道徳と同じように特別支援学級でも取り組みますが、児童生徒の知的発達の状態や経験等に即して、領域・教科を合わせた指導の中で取り扱うこともあります。児童会活動・生徒会活動、クラブ活動や学校行事については、特別の事情のない限りは、児童生徒が参加できるように内容や方法を工夫することが大切です。

特に、一人在籍の特別支援学級の場合、経験を広めて積極的な態度を養い、活発な集団活動が行われるような設定を考慮する必要があります。

障害の状況に応じて、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定め、通常の学級の児童生徒と交流する機会を通して、互いに協力し合う態度を養うことが大切です。

学校行事等への参加については、学校・学年・学級としてどんな形で実施するのか、ねらいを十分に検討しながら、実践することが必要です。

実施に当たっては、必要以上に特別扱いにならないように、「できることをきちんと役割としてもたせる。」など、周囲の心構えも大事になります。

ウ 自立活動

自立活動は、特別支援学校の教育課程に設けられている指導の領域です。

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」となっています。

(特別支援学校小学部・中学部新学習指導要領案 第7章「自立活動」より)

小・中学校においては、特別支援学級や通級による指導について、特別な教育課程を編成する場合は、「自立活動」の内容を取り入れ、個別の指導計画を作成して指導に当たっています。

自立活動の指導は、児童生徒の実態に対応し、自立を目指した主体的な取り組みを促す教育活動で、学校の教育活動全体を通じて行うものとされています。

児童生徒が、将来自立した生活をしていけるように、障害から生じる困難さを解決していくための知識や技能、態度、習慣を身につけていく学習です。障害の状況に応じて適切に指導することが大切です。

指導する内容によっては、専門的な知識や経験が必要とされることもありますので、保護者や医療機関、特別支援学校との連携を図る必要があります。

自立活動の指導の時間を設けて指導する、しないにかかわらず、一人一人の児童生徒に必要な自立活動の内容を個別の指導計画において明らかにしておくことが必要です。

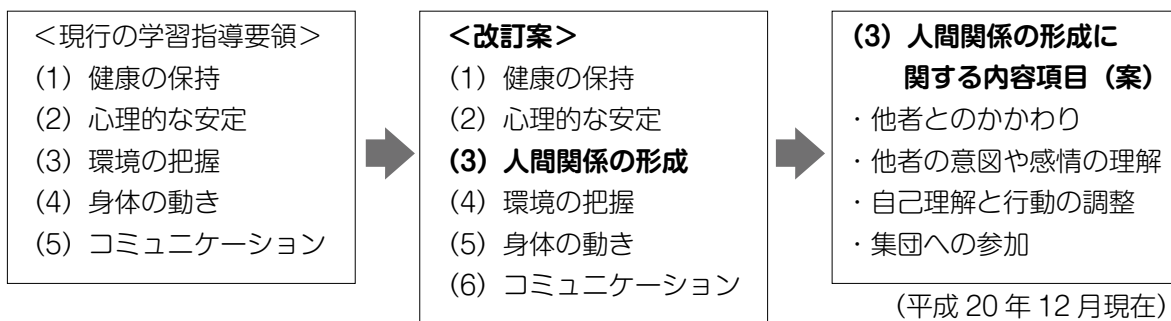
肢体不自由、難聴、弱視、病弱・身体虚弱特別支援学級などでは、自立活動の時間を設定して指導を行う傾向があります。

知的障害、情緒障害特別支援学級では、特に時間を設けず、学校教育活動全体を通して行われることが多いようです。ただし、発達の偏りが大きい知的障害のある児童生徒の場合は、「自立活動」の時間の設定が大切になってきます。

今回の学習指導要領の改訂に際して、特別支援学校が小・中学校等への助言・援助を行うセンター的役割を担うことになったことから、発達障害の児童生徒を含めて自立活動の指導が適切に行われるように内容を分かりやすく示しています。

改定案には、新たに「人間関係の形成」が加わっています。

《特別支援学校小学部・中学部新学習指導要領案 第7章「自立活動」より》



※特別支援学校学習指導要領実施スケジュールより（平成20年12月現在）

- ・幼稚部は平成21年度から実施
- ・小・中学部は、小学校・中学校学習指導要領の実実施スケジュールに準拠（平成21年度から移行措置、平成23年度から小学部実施、平成24年度から中学部実施）

（詳細は、特別支援学校の学習指導要領改訂告示後に確認願います。）

※小学校・中学校の学習指導要領は平成20年3月に告示済

② 教科別の指導

ア 実態に応じた教科別の指導

a 知的障害がない場合

肢体不自由特別支援学級や病弱・虚弱特別支援学級などに在籍の児童生徒で、知的障害のない児童生徒の場合、「小学校・中学校学習指導要領」(平成20年3月告示)の教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めていきます。

b 知的障害のある場合や他の障害と重複した障害のある場合

各教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めていきますが、実態によっては、小・中学校の教科の学習が適切でない場合もあります。そのような場合は、「特別支援学校学習指導要領」の小学部や中学部の各教科の目標及び内容を十分理解し、それを踏まえて学習を進めていきます。

c 教科の系統性を重視した教科別の指導

各特別支援学級では、児童生徒の実態に無理のない限り、通常の学級と同じ内容の教科の指導を行います。児童生徒の障害の特性によっては、教材・教具の工夫や交流学习を取り入れ、十分な教育効果が上がるような配慮が必要です。

イ 生活を中心とした教育の中で行う教科別の指導

知的障害のある児童生徒は、認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断等の知的機能が遅れているために、抽象的な内容よりも実際の・具体的な内容を取り上げた指導がより効果的です。

このことから、知的障害特別支援学級では、具体物を利用したり、日常的な事柄を内容として取り上げ、教科の中に生かすことで、効果的な指導を行うことができます。また、生活単元学習と教科別の指導を密接に関連づけて指導するののも一つの方法として考えられます。

(2) 領域・教科を合わせた指導

領域・教科を合わせた指導の一般的な形態には、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などがあります。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するための指導の形態です。その内容は、特別支援学校の生活科の内容を中心に、各領域、教科にかかわる広範囲な内容を取り扱います。

日常生活の指導は、生活の流れに沿って、実際の生活場面の下で指導するところに特徴があります。つまり、児童生徒が学校生活の中で日々繰り返す日常生活の活動場面が具体的な内容になります。日常生活の中で必要な様々な活動を自分自身の力で処理できるようになることが大切です。

<活動の例>

- ・登校（朝のあいさつ、靴の履き方・脱ぎ方、雨具の始末、学校までの歩行）
- ・朝の支度（持ち物の整理、衣服の着脱、連絡帳の提出、宿題の提出等）
- ・朝の会（あいさつ、朝の歌、健康観察、月日や曜日の確認、天気調べ、今日の予定の確認、日記の発表、衛生調べ等）
- ・給食（手洗い、身支度、食器の運搬、配膳、食事のマナー、片づけ等）

日常生活に必要な内容を、学校生活の流れに沿って指導し、一人でできることを増やしていくようにしましょう。身の回りのことだけではなく、集団生活に必要なことも含めて、実態に即した内容を取り扱い、継続的に取り組むことが大切です。保護者の理解と協力を得ながら、連携をして取り組むことも大切です。「日常生活の指導」の時間を毎日繰り返し指導できるように帯状に時間割に位置付けているところもあります。

② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据え、遊びを楽しみながら児童の自発的な活動を通して、身体活動や友達とのかかわり合い等を育てていく指導の形態です。教育活動の一環として意図的、計画的に設定し、活動のねらいを押さえて指導します。

遊びの指導の内容は、自由遊びと課題遊びの二つに大別することができます。自由遊びは、遊びそのものを目的とする遊びであり、児童が自由に取り組む遊びです。遊びの楽しさを十分に経験させ、この経験を繰り返しながら遊びを発展させていきます。

課題遊びは、ねらいに沿った経験を積ませることを目指して計画的かつ組織的に配列していきます。砂や水、紙、粘土、積木等の課題に沿って取り組む遊びがこれにあたります。

指導のポイント

ア 遊びの指導を始める前に

- ・積極的に遊ぼうとする環境の設定をしましょう。
- ・できるだけ活動を制限することが少なく安全に遊べる場を設定しましょう。

イ 活動中の配慮

- ・教師と児童、児童同士のかかわりを促す場を設定しましょう。
- ・身体活動が活発に展開できるような遊びを取り入れるようにしましょう。
- ・設定時間いっぱい十分に遊べるような展開の仕方を工夫するようにしましょう。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促し、誘い、いろいろな遊びを経験させるようにしましょう。

「遊び」は、児童生徒の全体的な発達を促し、活発な身体活動や友達とのかかわり、意欲などを育てます。

特別支援学級での実施は少ないようですが、特別支援学校の小学部などでは、よく実施されているようです。特別支援学級においても知的障害が重い場合、発達の状態に合わせて「遊び」を中心とした活動を取り入れているところがあります。

③ 生活単元学習

生活単元学習は、知識や技能の習得を目的とするのではなく、生活に基づいた課題の処理や解決のためにいろいろな活動の過程を通して、自分なりの力を精一杯出しながら取り組んでいく中で、その課題に立ち向かっていく生活的なたくましさを身につけさせることが主なねらいです。このような活動の中で、結果的に各教科や領域の内容を習得できるようにすることが大切です。

小学校の特別支援学級の場合、低学年は遊びを取り入れた単元を組んだり、活動が

楽しく、成就感や満足感が得られやすい単元を設定したりしましょう。

中学校の特別支援学級の場合は、学校や家庭を中心とした生活から、身近な社会へと広がりが持て、自ら周囲の事象にかかわろうとする自主性や主体性が発揮できるように設定しましょう。

生活単元学習は、児童生徒がより豊かな社会生活や職業生活を送れるように必要な内容を教科や領域と関連づけ、意図的・計画的に進める学習です。

児童生徒の発達段階を考慮し、興味・関心に基づきながら題材を組み立てるなど、意欲的に取り組むことができるように配慮していきましょう。

活動例は、知的障害特別支援学級の年間指導計画を参考にしてください。

④ 作業学習

作業学習は、作業の活動を通して、社会的自立に必要な基本的な知識・技能・態度を身につけ、生活していくための力を高めることを意図しています。作業能力の向上だけでなく、人格の形成やその他のいろいろな能力の育成を図ることが大切です。主に中学校段階で取り組まれています。

作業学習は、道徳や特別活動、自立活動等の内容の他に、各教科の職業・家庭との関連の大きい領域・教科を合わせた指導の形態です。また、作業種目の内容によっては、国語、社会、数学、理科等の各教科の内容を含みます。

例えば、日記の記入、伝票の作成、在庫管理等作業学習で扱われる作業種目は、農耕、園芸、養鶏、紙工、木工、縫製、織物、金工、陶芸、印刷、調理等多種多様になります。

作業種選定にあたっての配慮点

・・・学級や生徒の実態に合わせて配慮しましょう。

- ・ 作る喜びや成就感が味わえるもの
- ・ 作業内容が安全であるもの
- ・ 多様な障害の生徒たちが取り組めるもの
- ・ 原材料が入手しやすいもの
- ・ 段階的な指導が可能なもの
- ・ 製品の利用価値が高いもの
- ・ 共同で作業ができるもの

作業学習を進める上での配慮点

- ・ 目標は、作業態度や作業習慣の側面と知識、技能の側面から考慮していきましょう。
- ・ 生徒が見通しを持って一生懸命取り組むためには、作業内容や工程を整理し、作業量や時間、作業態度など具体的な目標を設定することが大切です。
- ・ 生徒が自分自身の目標について自己評価できるように工夫してみましょう。
- ・ 生徒の実態に応じては、補助具を使用することで一人で作業に取り組めることもあります。必要に応じて実態に応じた補助具を準備することも大切です。

- ・ 展示・販売活動等の学校内や地域の行事を通して、製品が生活の中で活用されたり、自分たちの頑張りが評価されたりする経験を広げることは、次の活動意欲の喚起につながります。
- ・ 作業前後の活動を大切に、生徒と共に確認しながら習慣づけていけるようにしましょう。(作業着の身支度、作業への安全の意識、道具の点検、脱いだ衣服の整理整頓など)

学校の施設整備や活動場所等により、活動が制限される場合がありますが、地域の地場産業や人材など身近な資源を活用するなど工夫してみましょう。

また、特別支援学校で行われている作業学習を参観したり体験したりして参考にしてみるのもよいでしょう。

(3) 総合的な学習の時間

① 「総合的な学習の時間」の目標(小・中学校学習指導要領平成20年3月告示)

小・中学校の学習指導要領に、以下のように示されています。

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

② 「総合的な学習の時間」の学習活動

総合的な学習の時間の学習活動は、学校や地域、児童生徒の実態等に応じ、各学校ごとに創意工夫を生かした活動を展開します。

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題

イ 児童生徒の興味・関心に基づく課題

ウ 地域や学校の特色に応じた課題

などについて、例示されていますが、これは展開する際の視点を参考として示しているのにすぎません。つまり、各学校ごとの創意工夫を生かしながら展開されるとよいでしょう。

児童生徒の実態から、実施の際には個別の形では難しいこともあるので、学級全体あるいはグループでの学習として実施していくのがよいでしょう。

実施形態としては、以下のことを参考にしてください。

- ・ 学年で行う時間は、小学校3学年以上
- ・ 特別支援学級独自で行う場合
- ・ 通常の学級(協力学級・学年)との交流学习
- ・ 他の特別支援学級との合同学習

③ 「総合的な学習の時間」の授業時数

総合的な学習時間の授業時数については、小・中学校の学習指導要領に準じて設定することになります。

「総合的な学習時間の授業時数」

校 種	授 業 時 数		施行時期
小学校	3 学年	70時間	平成23年 4月1日から 施行
	4 学年	70時間	
	5 学年	70時間	
	6 学年	70時間	
中学校	1 学年	50時間	平成24年 4月1日から 施行
	2 学年	70時間	
	3 学年	70時間	

④ 「総合的な学習の時間」での配慮事項

総合的な学習の時間の配慮事項として、次のことが示されています。

- ア 体験的な学習，問題解決的な学習の重視
- イ 学習形態，指導体制，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫
- ウ 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話などの取り扱いの工夫
- エ 感動したり，驚いたり，成就感等が味わえるような具体的で直接体験的な学習を積極的に取り入れる工夫
- オ 地域の教材や学習環境の積極的な活用の工夫

⑤ 評価について

教育課程審議会の答申の中で次のようなことが示されています。

教科のように試験の成績によって数値的に評価することはせず，活動の学習過程，報告書や作品，発表や討論などに見られる学習の状況や成果について，児童生徒のよい点，学習に対する意欲や態度，進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとしています。指導要録の記載などは，評定は行わず，所見等を記述することが適当としています。

＜総合的な学習の時間＞で大切なことは？

- ・総合的な学習の時間は，教育課程上に位置づけ，児童生徒の障害の特性や実態に応じて，適切に計画，運用できるように配慮していくことが大切です。
- ・総合的な学習の時間は，児童生徒の興味・関心の他に，指導する教師がきちんとしたねらいをもって授業を計画することが大切です。
- ・児童生徒にいろいろな体験をさせることが目的ではなく，その中から何を学習するかが大切です。



3) 個別の指導計画

(1) 個別の指導計画とは

個別の指導計画は、一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導を行うために個々の実態に応じて具体的な指導目標、指導内容、方法を明確にした指導計画です。

- ① 的確な実態把握を行い、一人一人の児童生徒の実態に応じた適切な指導が展開できること。
- ② 個別の指導計画の中に児童生徒一人一人の目標が明記されることで、目標達成のための継続的、発展的な指導が展開できること。
- ③ 指導目標や内容等の設定の時に、本人や保護者、専門の医師等の意見を反映させたり、学校と家庭との連携を深めたりすることができること。



(2) 個別の指導計画作成の手順

本人や保護者、学校関係者の思いや願いを確認していきます。これを受けて、長期の指導目標をもとに短期の指導目標を設定します。このことによって、具体的な指導目標を達成させるための指導計画が明確になります。指導計画に沿って指導を行った後は、保護者と共に計画の見直しをしていきます。

「個別の指導計画作成の手順」

①実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達のレベルの評価（知能検査、発達検査） ・ 学習レディネスの調査（身辺自立、家事、遊び、教科、コミュニケーション、作業、移動、問題行動等） ・ 生活環境調査（日常生活のリズム、保護者の願い、本人の好み等）
②願いと意思の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の要望や好み ・ 保護者の要望の把握 ・ 学校及び関係者の教育的な願いや期待
③指導目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期目標 長期目標は、指導後の評価のできる期間の設定を心掛けます。 ・ 短期目標 短期目標は、具体的で児童生徒の変容が見られそうな目標にします。
④具体的な指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態に合わせて指導プログラムを作成します。
⑤授業等を通した具体的な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態に合わせて具体的な指導をしていきます。
⑥評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導段階表を活用して達成度の評価をしていきます。 ・ 指導方法及び指導計画の見直しをしていきます。 ・ 学期単位で行えるようにしていきます。

「個別の指導計画」の基本的な考え方

個別の指導計画は、成長を願う姿（目標）と指導後の姿（評価）を保護者と担任が共有し、共に育てるという視点で作成します。「1年間の過ぎるころにはこうなってほしい。」という姿を保護者と担任が共同で作成し、担任が指導計画を作成・実行し、学期が終わるころには「成長した姿が見られる。」とか「課題がまだ残っている。」などの評価をしていきます。そして、次の学期につなげていく作業を、保護者と担任が共同で行うようにしていくことが大切です。

（3）個別の指導計画の作成上の留意点

- ① よさを伸ばす
個々のよさやできることを把握し、それを伸ばしていくようにします。
- ② 児童生徒の可能性
児童生徒のできそうなところ又はできるところに目を向け、その可能性を信じて指導計画を作成することが大切です。
- ③ 自己選択する力や自己決定する力
家庭や学校関係者の願いだけでなく、本人の思いを生かしていくことが大切です。自分で選択し決定する機会を意図的にプログラムの中に盛り込んでいくことや、自己選択・決定の力を育てたり、援助の方法を検討しておくことが必要です。
- ④ 柔軟な計画
児童生徒の実態に合わせて、指導計画を作成後も柔軟に変更できるようにしていくことが必要です。
- ⑤ 学期単位の見通し
担任だけでなく、保護者と共に学期単位で指導計画を評価し、目標や課題の再検討や指導方法等の見直しをしていくことも大切です。

《個別の指導計画の作成》はどうしたらいいの？

「個別の指導計画」の作成に関しては、第1章の2「気づきから支援へ」（p5～）をご覧ください。気づきからつまずきの状態の把握、取り組むべき課題の選定や短期目標や長期目標の設定、指導内容の検討の仕方などを参考にしてください。

気づきシートや個別の指導計画の例についてもp19からp21を参考にしてください。



2 障害に配慮した教育

1) 知的障害特別支援学級の指導

(1) 知的障害とは？

同年齢の者と比べて認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断などの知的機能の発達が遅れていたり、社会生活に必要な感覚、運動、自己統制、健康・安全、意思交換などに関する技能の獲得や適応行動に困難があったりするなどいわゆる精神発達に遅れのある状態を指します。

(2) 知的障害特別支援学級とは？

精神発達に遅れのある状態の児童生徒を対象として、知的障害特別支援学級があります。知的障害特別支援学級では、児童生徒の実態に応じて特別な教育課程を編成した上で、小集団により学習環境を整備し、教科別、領域別、あるいは領域・教科を合わせた指導等について個別指導が行われます。

【小学校の知的障害特別支援学級】

小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語の理解や表現、数量の処理などが指導の中心になっています。また、通常の学級の児童と活動を共にする機会を多く設けて、集団生活への参加が円滑に行われるように配慮をしています。

【中学校の知的障害特別支援学級】

中学校では、小学校で学習したことをさらに伸ばすとともに、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能等の指導をしています。また、生徒会活動や部活動などを通して通常の学級の生徒と活動を共にする機会を積極的に設けて、生活経験を広め、社会性を養い、豊かな人間関係を育てるように配慮をしています。

(3) 知的障害特別支援学級の教育目標

知的障害教育の中心的な目標は、社会生活能力の育成です。将来の自立に向け、身近生活・社会生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けさせるようにすることが大切です。実際には、児童生徒の障害の状態や発達の特性を考慮しながら、以下の3つの項目を参考に個に応じた具体的な目標を設定するとよいでしょう。

- ・身近生活の確立と処理する力の向上を図ること
- ・集団生活への参加と社会生活の理解を図ること
- ・経済生活及び職業生活への適応を図ること

(4) 指導計画の作成のポイント

知的障害のある児童生徒は、実際的な生活経験が不足しがちであると共に学んだことを一般化することに加え、実際の生活の場で応用したり、たくさんのかを身に付けたりすることも難しいという特徴があります。また、成功体験が少ないこと等により、主体的に取り組む意欲が十分育っていないこともあります。指導計画を作成する際には、次のような点に留意するとよいでしょう。

- ① 障害の状態、発達段階を的確に把握するとともに、地域や学校の実態などを考慮し、それぞれの特性や課題に合った指導内容を選択します。

- ② 指導内容を編成するにあたっては、領域・教科を合わせた指導と教科別・領域別の指導との関連を図るようにします。
- ③ 学校での生活自体が学習の場となるように、児童生徒の実態に即して、身近生活・社会生活・将来の生活に必要な基礎的な知識や技能が身に付くような学習活動が展開できるよう配慮します。また、校外の公共施設の利用や会社などでの職場実習など、社会の教育資源の活用を通し、校内では得られない貴重な体験ができるような配慮も必要です。
- ④ 指導と評価を関連させながら、学習状況の変化に応じて指導計画を変更できるように弾力的な運用を心掛けます。
- ⑤ 児童生徒の興味・関心などに即して、生活化したり、遊戯化したりするなど具体的な活動を通して指導を行うことが大切です。
- ⑥ 家庭との連携を図り、学習の成果を実際の生活の場に生かすことができるように工夫します。

◇「小学校知的障害特別支援学級年間指導計画例」◇

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	登校 <安全な歩行、靴の履き替え、あいさつ、雨具の始末、教室への移動、定刻までの外遊び、持ち物の整理、連絡帳の提出、係活動 等> 朝の会 <朝のあいさつ、生活目標、健康観察、今日の日付、今日の予定、今月の歌 等> 給食 <手洗い、身支度、配膳、食事のあいさつ、摂食、下膳、歯磨き 等> 休み時間 <排泄、自由遊び、遊びのきまり、遊具の使い方、危険の認知、手洗い 等> 下校 <排泄、帰りの準備、帰りの会、あいさつ、靴の履き替え、安全な歩行 等> 学校生活 <衣服の調節、身だしなみ、汗の始末、友達とのかかわり、公共物の扱い方 等> 全般					
	生単	<新しい学級><運動会をがんばろう><七夕会をしよう><学芸会をがんばろう> *年間を通して <教室を飾ろう> <草花、野菜の栽培、花壇、畑の手入れは随時行う。>					
総合的な学習の時間		「発見！○○ ～おいしいもの みつけた～」 <○○のおいしいものをさがそう> <畑作りをしよう> <太鼓練習と発表会>					
教科別・領域別の指導	国語	<自己紹介> <この音なあに> <ひらけごま①> <ひらけごま②> *年間を通して <絵本などの読み聞かせ、コミュニケーションスキルの指導は随時行う。>					
	算数	<かぞえてみよう> <カレンダーを調べよう> <たしざんゲーム> <同じ仲間をあつめよう>					
	音楽	<春の歌を歌おう> <運動会の歌> <太鼓> <夏の歌> <楽器で遊ぼう>					
	図工	<自分の顔の絵><こいのぼりを作ろう><運動会の絵><ちぎり絵><はなが遊び>					
	体育	<整列・行進><運動会の練習> <マット運動> <水遊び> *年間を通して、マラソン、固定器具遊びなどを行い、体力づくりに努める。					
	家庭	<簡単な調理をしてみよう> <自分ができる仕事をふやそう> <針と糸で作ろう①> *簡単な調理、小物作り等の単元を選択して交流で学習する					
	学級活動	<新しい学級><交通安全><運動会に向けて><歯をみがこう><プールの約束>					

第6章 はじめての特別支援学級担任者のために

実践例 ◇「領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導（小学校）」◇

月	単元名	予定時数
4 ~ 3	朝の会	朝の時間～1校時（8：20～8：50）
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・一日の予定や一週間の予定が分かり、見通しをもって生活することができる。 ・係の仕事が分かり、進んで仕事ができる。 ・みんなで協力して集会活動ができる。 ・日にち、曜日、天気、生活の決まり、約束事等が分かる。 	
学習活動	教師の支援と働き掛け	教材・教具、準備物
1 始めのことば	<ul style="list-style-type: none"> ・日付係に今日の日にちカード、曜日カードをはらせる。 ・日直に天気カード、日直カードをはらせる。 	日にちカード
2 朝のあいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・日直に司会をさせる。 	曜日カード
3 生活目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日直に続いて、「生活目標」を唱和させる。 	天気カード
4 今日の日にか、曜日、天気	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の日にか、曜日、天気を日直の後にみんなで復唱させる。 	日直カード
5 健康観察	<ul style="list-style-type: none"> ・日直の呼名に応じて、挙手し返事をさせる。 ・自分の体調に気付き、自ら話させるようにする。 	今月の生活目標 健康観察簿
6 生活点検	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面、歯磨き、朝食、ハンカチ、ちり紙、つめ、名札、忘れ物、排泄についてみんなに聞いてチェックさせるようにする。 	生活点検カード
7 お楽しみタイム	<ul style="list-style-type: none"> ・全校の朝の活動の内容に対応させ、曜日ごとに児童の実態に応じた学習内容を設定する。 火－絵本の読み聞かせ、紙芝居 水－ことば遊び（しりとり、かるたなど） 木－各学年の学年集会に参加 金－算数ゲーム（サイコロ遊び、数あてなど） 	
8 今日の給食献立	<ul style="list-style-type: none"> ・献立係が発表する今日の給食献立をよく聞き、みんなで復唱させる。 	給食献立表
9 今日の勉強と先生の話	<ul style="list-style-type: none"> ・「今日の勉強」が書かれた黒板に注目させながら、読ませる。今日一日の予定を一人一人の児童にしっかりと意識付けさせる。 ・今日の予定や連絡事項、約束事などについて、視覚資料を使いながら分かりやすく説明する。 	活動予定ボード
10 今月の歌	<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞を見ながら、元気よく歌わせる。 	
11 楽器の練習	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じ、リコーダーや打楽器などを使い指使いの練習や、リズム打ちなどをさせる。 	リコーダー タンバリン
12 終わりのことば		

第6章 はじめての特別支援学級担任者のために

◇「中学校知的障害特別支援学級年間指導計画例」◇

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校行事		始業式 対面式 各種検診 身体測定	修学旅行 体験学習 生徒総会 奉仕作業	教育実習 市中総体 避難訓練	合唱コンクール 授業参観	家庭訪問 始業式 体育祭	交通安全教室 市駅伝大会 防犯教室 市新人大会
日常生活の指導		身支度 当番, 給食 時の約束	学習用具の取 り扱い トイレの使い 方	健康な体 路上の危険	夏休み中の読 書の勧め 一学期の反省	夏休みの反省	2学期の活動 目標
		朝と帰りの会, 給食時, 清掃, 生活単元学習や作業学習などの時間でも指導する。					
道徳		各教科, 特別活動及び自立活動との関連を密にしながら, 教育活動全体の中で指導する。					
生活単元学習	単元名	新しい学年	安全な生活 体験学習	梅雨と健康	夏の暮らし 夏休みの計画	夏休みを振り 返って	市内交流会 文化祭
	基礎的 経験	あいさつ 自己紹介 日課表	自分の住所 登下校時の安 全確認	生活の工夫 いろいろな標 識	七夕会の計画 暑中お見舞い 一学期の反省	夏休みの反省 思い出・感 想・発表	交流会への参加 作品展への準備
	自然的 社会的 経験	始業式, 対 面式の参加 春の花	交通機関の使 い方 連休の過ごし 方	入梅 天気予報	夏の星座 夏の暮らし	秋空と虫	台風 自然観察
	健康的 情緒的 体験	健康診断 各種検診	登下校時の事 故防止	食べ物と栄養 歯磨き指導	プールの使い 方	歌	お月見 敬老の日
		月毎の生活目標と壁面構成					
作 業		刺し子ウォールマットを作ろう			巾着袋の製作		
国 語		言葉の仲間 分け 絵本 の読み聞か せ	自主研修体験 のまとめと発 表	文字の音読 (濁音・半濁音・ 拗音・長音・促音) 書字 (平 仮名・片仮名・漢字) 絵本 劇	夏休みの思い 出発表	疑問詞の理解 語彙・表現	

実践例 領域・教科を合わせた指導 作業学習 (中学校)

単元名 リースを作ろう (18時間扱い)

指導目標

- ・作業の流れや個々の役割を理解し, 見通しやめあてをもって, 進んで取り組むことができる。
- ・材料や用具の使い方が分かり, 適切に使うことができる。

主な作業工程	<p>布を細長い長方形に裁断し, 表を内側に合わせてアイロンをかける。</p> <p>布が細長い輪になるようにミシンで直線縫いをする。</p> <p>布を表に返して, 端を粗く並縫いして, 絞って止める。</p> <p>布に綿をつめ, 糸をまいて閉じることを何度も繰り返し, つながった12このだんごを作る。</p> <p>だんごの両端を縫い合わせ, リースの形にする。</p> <p>糸を隠すため, 糸で閉じた場所を全てリボンで結ぶ。</p> <p>袋詰めをして, 封をする。</p>
--------	---

2) 肢体不自由特別支援学級の指導

(1) 肢体不自由とは？

神経・筋肉・骨・関節など運動動作に関係する器官が種々の外傷や疾病により障害を受け、長期にわたって日常生活や学校生活を自立して行うことが困難な状態にあることをいいます。

(2) 肢体不自由特別支援学級とは？

単一障害（肢体不自由のみ）の児童生徒のほか、知的障害や病弱・身体虚弱などを併せ有する重複障害を対象とした小・中学校の特別支援学級があります。また、けがの治療や障害の軽減などを目的とした入院治療の必要な児童生徒を対象とした病院内学級があります。いずれも、家庭や医療機関などとの連携を図りながら、個々の実態に応じた工夫をし、より豊かな自立した生活を目指して指導しています。

(3) 肢体不自由特別支援学級の教育目標

個々の実態に応じた目標のほか、肢体不自由によって生じる様々な不自由や心理的な問題への対応も考慮して目標を設定しています。

【設定する観点】

- ・自らの諸動作のつまずきやそれを改善する方法について理解を促すこと
- ・肢体不自由によって生じる様々な困難を改善・克服しようとするたくましい心の育成を図ること
- ・より豊かな自立した日常生活を送るために必要な基本的習慣や学習能力の向上を図ること

(4) 指導の形態

児童生徒の実態に応じて、教科別の指導や領域・教科を合わせた指導（詳細は「知的障害特別支援学級」の項を参照）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を設定します。その際、通常の学級との「交流学习」や特別支援学級間での「合同学習」など、ふさわしい学習の場も考慮します。

なお、障害によるつまずきや偏りに対応する自立活動は、主治医や作業療法士との連携を大切にしながら指導計画を作成することが大切です。

「指導形態例」

	学級での学習	交流学习	合同学習
肢体不自由のみ の場合	図工、美術、家庭、技術、体育、自立活動	国語、算数、数学、理科、社会、生活、英語、音楽、道徳、特別活動、総合的な学習の時間	
知的障害を併せ 有する場合	国語、算数、数学、理科、社会、英語、道徳、体育、自立活動、家庭、技術、図工、美術	音楽、特別活動、生活	生活単元、日常生活、総合的な学習の時間

「肢体不自由が引き起こされる主な病気」

病名	主な状態	指導内容及び留意点
脳性まひ	<p>○大脳の損傷により体の様々な部位に不自由が現れる。</p> <p>○知的障害，行動異常，感覚異常，言語障害を併せ有することも多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痙直型（筋肉が突っ張る） ・アトローゼ型（不随意運動が起こる） ・混合型（どちらにも見られる） 	<p>○体の各部が変形したり，固まり縮んだりすることを防ぐために，体を動かしたり，動かし方を教えたりしていく。（具体的な方法は主治医や療法士の助言をもらう）</p> <p>○知的障害を併せ有する場合は指導の組み立て方や，領域・教科を合わせた指導などを工夫する。</p> <p>○病弱・身体虚弱を併せ有する場合は，健康状態の把握と管理に注意する。</p>
脳水腫（水頭症）	<p>○髄液が脳を圧迫することにより運動機能障害が起こる。</p> <p>○知的障害，肢体不自由，てんかんなどを併せ有することが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水頭腫（脳室にたまる） ・外水頭腫（くも膜下腔にたまる） 	<p>○健康状態を見逃さない。（頭痛，嘔吐，眠気，動作緩慢，けいれんなど；シャントのトラブルでも起こるので，異常があったらすぐ医師と連絡をとる）</p> <p>*シャントとは，脳室から腹腔または心房へ髄液を送り出すためのバイパスをいう。</p> <p>○頭部の保護や転倒防止に留意する。</p>
二分脊椎	<p>○神経系の発達途上に起こった脊髄や脊髄膜の異常により起こり，異常のあった部位より下に不自由が起こる（運動能力の低下，皮膚知覚喪失，排泄の障害）</p> <p>○水頭症を併発する場合がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解放性二分脊椎（背中に脊椎などがこぶのように突出して生まれる） ・潜在性二分脊椎（内部異常） 	<p>○尿意・便意の知覚や排泄機能に障害があるので，処理の徹底や自己管理の指導に留意する。（マッサージ，カテーテルなどで残尿のないように；尿路感染症に注意）</p> <p>○まひへの対応は，脳性まひに準ずる。</p> <p>○水頭症を併発している場合は，健康状態の把握，頭部の保護，転倒防止に留意する。</p>
ペルテス病	<p>○大髄骨骨頭の壊死によりひざから大腿部の痛みを訴えたり足をひきずったりする。</p>	<p>○関節に負担をかけないように配慮する。（発見後は，入院での安静が主になる）</p>
進行性筋ジストロフィー	<p>○筋肉内の組織が徐々に変性していくため筋力が低下する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デュシャンヌ型（症例が多く，進行が早い） ・肢帯型 ・顔面肩甲上腕型 ・福山型（先天性） 	<p>○どの型かを確認の上，生存機能の維持と障害の進行を遅らせるための指導を続ける。（具体的な方法は主治医との連携による）</p> <p>○精神の安定を図りつつ，充実した生活を送らせるようにする。</p>

実践例 【自立活動】

対象児 小学校低学年の脳性まひの児童
 実態 自立歩行可能な知的障害を併せ有する児童
 指導目標（短期） 内反足やせん足を防ぎ、縮んだ筋肉を伸ばして座位姿勢を保持できるようにする。

学習活動	◎教師の働き掛け・支援・留意点	評価の観点
<p>1 始めのあいさつをする。</p> <p>2 緊張感を緩める。 足首 上下・左右・ねじる 回す</p> <p>ひざ裏 背臥位 長座位</p> <p>3 体操をする。 舟こぎ, 飛行機, 手押し車</p> <p>4 座位姿勢をとる。</p>	<p>◎教師の働き掛け・支援・留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に何をするのか話してから動かす。 ・心のリラックスのため、優しく語りかけながら実施する。 ・動きがぎこちない時には、少し強めに押して力が抜けるのを待つ。 <p>◎ひざを曲げた状態で動かす。</p> <p>◎後ろから包み込むように座り、両ひざを少しずつ押していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表情や活動の様子から回数を加減する。 <p>◎ひざが内側に入らないように指導者の足で押さえてやる。</p> <p>◎頭を支持しながら引くために、体をゆっくり押すように加減する。</p> <p>◎ひざをしっかり伸ばせるように太ももとひざをしっかり支える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰を入れて上体をまっすぐに保ち、ひざを開いて足の裏がしっかりついているかを確認する。 ・短時間保たれていたことでよいとする。 	<p>評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足首の力を抜いて稼動域を広げようとしたか。 ・ひざ裏の力を抜いて脚を少しでもまっすぐにしようとしていたか。 ・股関節の可動域を少しずつ広げようとしていたか。 ・頭を落とさないように保ち、引き合えたか。 ・腰に力を入れて上体を保っていたか。 ・腕と腰で上体を支えられたか。 ・腰やひざ、足首、首の角度が保たれていたか。 ・保持できたか。

《肢体不自由特別支援学級の指導》でのポイントは？

- 指導に当たっては、医療機関との連携を図ることが大切です。
- 実態把握としては、児童生徒の障害や疾病及び行動特徴について、書かれている本や資料を読むほか、家庭や医療機関から情報を得るとよいでしょう。
- 指導計画を作成する際は、できるようになる可能性の高いものや児童生徒が課題として捕らえやすいものから設定して、楽しく意欲的に学習でき、成就感をもちやすくなるように工夫するとよいでしょう。



3) 病弱・身体虚弱特別支援学級の指導

病弱・身体虚弱特別支援学級への就学が該当する病弱者及び身体虚弱者について、「障害のある児童生徒の就学について（通知）平成14年5月27日文科初第291号」では、病弱者及び身体虚弱者は、「慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの。」「身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの。」と、示されています。

(1) 病弱・身体虚弱特別支援学級

① 病弱児とは

慢性及び進行性の病気のため医療や生活規制（健康状態の回復・改善を図るため身体活動など生活上の様々な規制を設けること。）を必要としている児童生徒をいいます。

② 身体虚弱児とは

先天的または後天的ないろいろな原因によって、身体機能の異常を示し、病気に対する抵抗力が弱いなどの状態にあるため、生活規制が必要な児童生徒をいいます。これらの児童生徒のための特別支援学級は、病院内の学級、小・中学校内の学級などがあります。

③ 小・中学校内の病弱・身体虚弱特別支援学級とは

入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱児のために、小学校又は中学校の中に設けられている学級です。ここでは、通常な学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるように配慮しながら、各教科等の指導を行っています。なお、家庭などとの連絡を密にしながら、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導も併せて行っています。児童生徒の病状や発達段階に応じて、いわゆる準ずる教育課程、下学年適用の教育課程、特別支援学校の教育課程等を準備します。

④ 病院内学級（いわゆる院内学級）とは

入院中の病弱児のために、近隣の小学校又は中学校を本校として、病院内に設けられている特別支援学級です。ここでは、病院の職員と連絡を密にしながら、健常体の回復・改善等を図るための指導を行うと共に、各教科等の指導に当たっては内容の精選を行い、特に身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫するなど、様々な配慮をしています。児童生徒の病状や発達段階に応じて、いわゆる準ずる教育課程、下学年適用の教育課程、特別支援学校の教育課程等を準備します。

○ 転入手続きにおける配慮点

- ・通常の転校手続きとは異なるため、前籍校によってはとまどうことがあります。場合によっては、院内学級設置校の校長か又は学級担任から前籍校へ説明をすることで、保護者の不安を軽減できることもあります。
- ・入院時の病状により生徒や保護者は、まだ学業まで考えられない状況であるときもあります。院内学級への転校は病状の推移を見ながら勧めるようにします。

○ 子ども及び保護者への院内学級の説明内容

- ・教科書及び副教材は原則として前籍校のものを使用しています。前籍校に復学するときの子どもの不安を軽減するために、前籍校と同じものを使用します。

(2) 病弱・身体虚弱特別支援学級の教育目標

病弱・身体虚弱特別支援学級の教育において、児童生徒一人一人によって、身体活動の制限が異なっています。特に、実技や実習などの指導では、個々の実態に応じた配慮が必要です。これらを踏まえて小・中学校における当該学年の各教科等の目標のほかに、個々の障害の状態や学習状況の実態に応じて、教育内容の精選を図り、基礎的・基本的な内容に重点をおくことが大切です。

教育目標として、以下のことが考えられます。

- ① 健康状態の回復、改善に必要な知識・技能の習得を図ること
- ② 障害を克服する意欲の向上を図ること
- ③ 健康を管理する態度・習慣の育成を図ること

(3) 指導計画の作成のポイント

指導計画は学年ごと、学級ごと、学習の集団ごとあるいは個別に作成していきます。個々の状態によって、学習時間の短縮や学習内容の軽減を考えていきます。

① 各教科の指導計画の作成

特に実技や実習を伴う内容について学習可能な指導事項を選定し、基礎的・基本的な事項に重点をおきます。

ア 授業時数が制約される場合

実態に合わせて一日の可能な授業時数を考慮し、週単位での適切な指導事項を選定します。各教科の偏りがないように気をつけます。

イ 学習空白や遅れのある場合

学習理解の度合いを正しく把握し、その段階からの指導を行います。系統的に学習が展開していく教科や内容についても、学習理解の度合いを把握し、フィードバックしながら、下学年で取り扱う内容や単元等の指導も考慮していきます。

ウ 身体活動が制限される場合

TV、VTR、スライド、映画、写真等の視聴覚教材やコンピュータを利用して、経験の不足を補います。

② 自立活動の指導計画

自立活動の指導計画は、児童生徒一人一人の実態に基づいて個別に作成することが原則となります。

ア 個々の児童生徒の実態（障害の状態、発達段階など）

イ 個々の実態に即した明確な指導目標の設定

ウ 自立活動の内容から個々の実態に即した指導目標の達成に必要な項目の設定

エ 設定した項目を相互に関連づけた具体的な指導事項の設定

病種によっては配慮しなければならない一般的な内容もあるので、指導計画は全体的な計画（指導目標や指導事項の設定等）のほか、可能な限り次のような観点から病種別の計画を作成しておくことが、きめ細かい具体的な指導計画を作成するために重要です。

- 病状（障害）に即した計画
- 発達段階に即した計画（小学校下学年、中学年、上学年）
- 病状の見通しを考慮した計画（長期を見通した計画、短期の計画等）

病弱児にみられる病気の中でも次に挙げられるものが多い場合があります。

病名	主な状態	指導内容及び留意点
気管支ぜん息	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーによって起こり、原因として、食物、花粉、動物の毛などさまざまです。 気管支の粘膜がはれたり、分泌が多くなってたんがつまり、呼吸が苦しくなったりする病気です。ぜい鳴（ヒューヒューゼーゼー）を伴った呼吸困難が突然発作として起こります。発作時以外は健康な状態に戻ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 発作が起きた時は、水分をとらせ、背中をたたいてたんを出します。 発作がない時は、運動などもできるだけ普通にさせるようにします。 アレルギーの原因となる食物の摂取に注意したり、教室の清掃を徹底したりします。 携帯用吸入器（ハンドネブライザー）を使用している児童生徒への理解を図ります。
腎臓病	<ul style="list-style-type: none"> 体内の老廃物と水分を体外に排出することができなくなります。 むくみ、乏尿や血尿、蛋白尿がみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食で塩分や蛋白制限をします。日本学校保健会の「腎臓病管理指導」を参考に可能な範囲で運動をさせるようにします。
心臓病	<ul style="list-style-type: none"> 先天性心疾患の多くは入学前に発見され、手術を受けています。 運動をすると息切れ、動機が激しくチアノーゼが起こることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動制限に十分注意します。 日本学校保健会の「心臓病管理指導表」を参考に病型や状態に応じて運動をさせるようにします。
てんかん	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の発作は抗てんかん薬を服用することで抑えることができます。 大発作（突然の全身けいれんを起こし、転倒、意識消失、眼球振動、白眼の症状）と小発作（意識のみ一時消失、一点を見据える失神発作等）があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 服薬を忘れてたりしないように指導します。 体育の授業や学校行事への参加はなるべく制限をしないようにします。 発作を起こした時は、慌てることなく、衣服をゆるめて横に休ませます。
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> インスリン依存のため、継続して定期的な注射を必要とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の指導により、自分で注射をさせることがあります。 運動後、低血糖に注意し、低血糖の時は砂糖等で、糖분을補うようにします。
血友病	<ul style="list-style-type: none"> 出血すると血が止まりにくい病気です。 抗血友病因子の注射によって出血をおこりにくくしたり、出血の程度を軽減したりすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中では、運動中の衝突や転倒、刃物を使う作業等におけるけがに注意します。

一人で悩まないで！

- 一人で悩まずに、病院併設の特別支援学校等に対応について問い合わせを試みたり、近隣の肢体不自由学級設置校に問い合わせを試みるなどして、情報の収集や相談を試みるのもよいでしょう。

4) 弱視特別支援学級の指導

(1) 弱視特別支援学級

弱視児とは、視力（物の形を見分ける力）、その他の視機能（視野、色覚、光覚など）の障害の程度が比較的軽度で視覚による教育が可能な児童生徒をいいます。

弱視特別支援学級では

小・中学校の学習指導要領に準じた学習内容を扱っていますが、児童生徒の視覚障害の特性や状態に応じた指導が行われます。

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調整など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導をしています。各教科、道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行っています。

(2) 教室環境及び設備の配慮

- 照度の調節ができるようにしておきましょう。
- 教室内の備品配置等の物を移動した場合は、必ず児童生徒に伝えておきましょう。

・拡大読書器…テレビカメラと受像器（モニター）を用いて、拡大映像を見ることができきる装置です。オブチスコープ、CCTVとも呼ばれています。

・弱視レンズ…遠用レンズ（単眼鏡など）は、板書事項や掲示物などを見るのに使用します。近用レンズ（ルーペなど）は、教科書や地図帳などの読み取りに使用します。

※その他、持ち運びのできる蛍光灯、拡大コピー機、拡大レンズ付 OHP、移動式ホワイトボード、拡大本（国語辞典など）があると便利です。

・傾斜机 …天板が斜めになるように調節できるようにした机です。教科書を眼に近づけて読むことができます。

・写書台 …机の上に設置する台で、傾斜机のように楽な姿勢で書くことができます。台の角度や距離が自由に調整できます。

(3) 弱視特別支援学級の教育目標

一人一人の障害の程度が異なるので、個に応じた目標を設定することが望めます。

【A小学校弱視特別支援学級の教育目標の例】

- ・目的に合った視覚補助具の使用の習熟を図る。
- ・できるだけ晴眼者に近い速さと正確さを身につける。
- ・晴眼者と同じ生活場面での適応を高める。等

指導の実際

「弱視特別支援学級年間指導計画」(小学校例の一部抜粋)

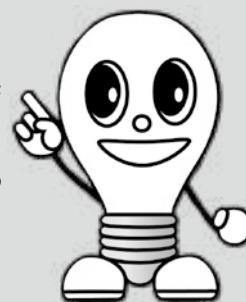
	指導目標	主な指導内容
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・視経験及び諸概念を増やすと共に、楽しみながら視知覚を向上させ、よく見ようとする意欲を育む。 ・単眼鏡やルーペなど弱視レンズの初歩的な使用技術を身につけさせる。 ・目と手の協応や手指の巧緻性を向上させる。 ・運動技能を向上させる。 ・交流を通して、自己の障害を理解し、自己を豊かに表現できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活・生活習慣 (生活リズムの改善・サングラスの活用等) ②視知覚・視覚認知 (視知覚学習, ペグさし, 形あそび, 絵カード等) ③集団参加・かかわり (学校・学年行事の参加, 交流学习等,) ④感覚補償・補強 (単眼鏡, ルーペ等) ⑤視覚・運動協応, 運動技能 (迷路, 折り紙, 点結び, 体の動かし方, ボール遊び, 大縄飛び等) ⑥コミュニケーション (自己紹介, 口頭作文, 級友との会話等)
教科の補充	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の読みをスムーズにし、挿絵をよく見て話をしたりして、内容の理解を図る。 ・平仮名や漢字を正しく書けるようにする。 ・ものさしやはさみなど工作用具の扱い方を工夫し、慣れるようにする。 ・体育で困難を感じる内容について、工夫しながら練習させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①国語 (平仮名の読み書き, 教科書の音読, 挿絵確認, 作文等) ②算数 (数の概念, 足し算, 引き算等) ③生活 (大小の生き物とのふれ合い, 観察, 観察画)
連携他	<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級の担任の先生や児童に障害の実態や配慮点を理解してもらう。 ・自分から進んで先生や友達に聞いたり援助を依頼できる雰囲気作りをする。 ・連絡帳や個別の指導計画を活用し、保護者や協力学級担任との連携を密にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ①友人関係や遊びについて <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの友達をつくる。 ・多くの友達とかかわり合いながら遊ぶ。 ②学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・見えないときは「見えません」と言える。 ・学習時にルーペや単眼鏡を効果的に使用する。 ・身の回りの物を使いやすく整理できる。 ③家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・やりとりを密にして何でも話せる関係を保ち、教師が分からないところは保護者に聞く。

「実践例」

<p>第1段階</p>	<p>○「指標を見つける」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単眼鏡の構造上の特徴 ・単眼鏡の安定の把持 ・単眼鏡による視野 ・単眼鏡の倍率の効果等 	<p>第4段階</p>	<p>○「トレーニング（追視）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラインを追う方法 ・平面上の様々なラインの追視 ・床の上の遠ざかるラインの追視 ・日常生活の追視
<p>第2段階</p>	<p>○「個視」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焦点合わせ ・アライメントの重要性 ・照明のタイプ，レベルの調査 	<p>第5段階</p>	<p>○「トラッキング（追跡）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正面の移動対象の追跡 ・遠ざかる（近づく）対象の追跡 ・身の回りの様々な環境での追跡
<p>第3段階</p>	<p>○「スポッティング」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントロールされていない環境下でのスポッティングの技術の体得 	<p>第6段階</p>	<p>○「スキャニング」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践（波線）を水平にした追視をしてスキャニングのパターンを知る。 ・技術の統合を図る。

《通常の学級での配慮》はどんなこと？

- 通常の学級での座席は，一番前の真ん中か，やや窓側よりがよいでしょう。拡大読書器を使用する場合は，窓からの光に配慮して設置しましょう。
- 明るすぎるとよく見えない児童生徒がいます。カーテンや照明で調節しましょう。
- テレビを見るときは，児童生徒の隣で補足説明をすると理解しやすくなります。
- 板書るときは，書きながら読み上げると視写がスムーズにできるようになります。



5) 難聴特別支援学級の指導

(1) 難聴特別支援学級

① 難聴児とは

何らかの原因のために、身の回りの音や話ことばが聞こえにくい状態の児童生徒をいいます。難聴があると、言葉の獲得や対人関係、社会性の発達、学習、心理適応などに問題や遅れを生じやすく、特別な指導・支援を必要とします。

② 難聴特別支援学級とは

通常の学級の授業におおむね参加できる難聴児童生徒を対象として、聴覚障害に起因する困難に対する特別な指導をする場として「難聴特別支援学級」や「通級指導教室（難聴）」があります。

指導上の留意点

難聴特別支援学級の担任は、聞こえの障害から生じるさまざまな不便や困難、不安などがより大きな問題へと拡大することなく、学習や生活が円滑に行えるように通常の学級の担任と連携を密にとって指導をしていきます。その際、難聴特別支援学級担任はT2として指導に加わり、情報補償を行うと共に、児童生徒の環境への働き掛けをする場合もあります。

(2) 難聴特別支援学級の教育目標（教育課程）

<教育目標>

難聴児の教育については、一人一人の実態に応じた聴覚補償の方法を身につけさせ、聴覚の活用を図り、「聴く・話す」という基本的な力を身につけ、豊かなコミュニケーション能力を養い、言語能力を獲得させることが大切です。また、社会生活にうまく適応できる能力や態度を養うことでは、通常の学級の学習や対人関係でのその児童生徒の持ち味が出せるように援助・支援していくことが大切です。

- ・聴覚活用やコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・基礎的・基本的な言語能力、学習能力の向上を図る。
- ・障害の理解や受容、精神的な成長を図る。
- ・対人関係や活動場面の拡大を図る。等

(3) 指導計画作成のポイント

① 指導形態

個別のニーズに応じるため、指導は原則として個別指導で行います。必要に応じて小グループ指導を行うこともあります。また、通常の学級で学習する際に、TTによる指導形態をとって支援することもあります。

② 指導時数・指導時間

児童生徒の実態に合わせて必要な指導時間を確保します。児童生徒自身や保護者とよく話し合い、実態に合わせて指導をしていくようにします。

③ 実態把握

一般的な実態把握に加えて、次のような事項について詳しく調べる必要があります。

ア 聞こえの状態や補聴器に関すること

- a 聴力検査…標準純音聴力検査では、気導聴力と骨導聴力が測定されます。
- b 補聴効果…補聴器を装着したときの閾値。補聴器の調整設定やその状態での補聴器の音響特性（補聴器のデータ）を把握しておきます。
- c 語音聴力検査…検査用の単語などを聴き取らせ、聴き分けの程度を調べます。「補聴器」の効果を調べたりするのも利用されます。数や分による聴取検査もあります。

イ 話しことばや言語の発達に関すること

- a 話しことば
- b 声の質、高さ、大きさ、共鳴など
- c 構音検査（構音器官の機能検査を含む）
- d 発音明瞭度

ウ 言語発達

- a 絵画語彙発達検査（PVT-R）、各種の語彙検査
- b ITPA 言語学習能力発達検査
- c 読書能力診断検査、読書力テストなど
- d コミュニケーションの状態
（ことばのやり取りの適切さ、積極性、伝達能力など）

エ 学級や家庭での行動、学習の様子

学習、対人関係、コミュニケーション、聴覚活用、聴覚以外の感覚の活用など

オ 関係諸機関からの情報の収集

- a ヒヤリングセンター等からの聴力検査や補聴器の音響特性の資料
- b 耳鼻科医からの診断結果
- c 特別支援学校（聴覚障害）幼稚部や通園施設、幼稚園、保育所、小学校などからの報告
- d コミュニケーションの状態

カ 保護者や通常の学級担任の願い

《保護者への対応》の留意点は？

- 聴覚障害の理解には、専門的な知識と技能が必要です。「聴力検査」は、ヒヤリングセンター、「補聴器の管理やフィテイング、メンテナンス」もヒヤリングセンターや補聴器メーカーにお願いすることが多くなります。
- 聴力の低下に早く気付くために、1年に2度、夏休みや春休みなどに定期的に聴力検査を受けてもらうように保護者に勧めるのもよいでしょう。



6) 情緒障害特別支援学級の指導

情緒障害については、「就学指導資料」(平成14年6月)の中で、「情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態」と説明しています。また、同資料では、情緒障害の原因として、「主として人間関係のあつれきなどの心理的な要因と中枢神経系の機能障害や機能不全が想定される」と述べられています。

前者の「心理的な要因」の関与が大きいとされている情緒障害としては、「選択性かん黙」「不登校」などがあげられています。また、後者の中枢神経系の機能障害や機能不全が考えられる障害としては、自閉症及びそれに類するもの(高機能自閉症・アスペルガー障害など)があります。

(1) 情緒障害特別支援学級

① 指導対象となる児童生徒について

- ア 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので
- イ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもので

「情緒障害の主な特徴」

自閉症	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的相互関係における質的な障害…他人への関心が乏しい、視線が合わない、他人への共感性が欠如している等 ・コミュニケーション能力における質的な障害…喃語や指さし等の発達の遅れ、反響語(エコラリア)が長い間ある。周囲に関係なく同じ事を繰り返し話す。ごっこ遊びや模倣遊びができない等 ・反復的又は常道的な行動…手をひらひらさせる、体を揺する、特定のものに異常な興味を示す。物のおいをかぐ、こだわりのある行動をとる、発展の乏しい遊びの反復等 <p>上記のような障害や行動が3歳頃までに見られるようになります。また、多動、感覚の異常、極端な偏食、睡眠障害、かんしゃく、脅迫症状、自傷行為、他人への危害、周期性の気分変化、てんかん等を伴うこともあります。</p>
かん黙	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に、発生器官等に気質的・機能的な障害はないが、心理的要因により音声やことばが出ない状態を言います。例えば、学校ではまったくしゃべらないが、家ではよくしゃべる等の場面かん黙(選択性かん黙)です。原因は事例によって異なりますが、集団に対する恐怖や人間関係のあつれき等が一般的に指摘されています。
習癖の異常	<ul style="list-style-type: none"> ・偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみ、常同行動、チック等の習癖そのものは、多くの人々に見られるものですが、それが集団行動や社会生活を営む上で障害となる場合に問題となり、治療や特別な指導が必要となります。
不登校	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児教育の対象としての不登校心理的、情緒的な理由により、本人は登校しなければならないことを意識しているのに、登校できない状態をいいます。一日中部屋に閉じこもったり、親が学校の問題に触れると不機嫌になり乱暴をしたりする場合があります。

② 情緒障害特別支援学級とは

情緒障害特別支援学級とは、自閉症、かん黙、習癖の異常、登校拒否（不登校）、等の社会的適応性の乏しい者のうち、特に通常の学級における学習行動が著しく困難な児童生徒に対して特別の指導を行う学級です。

情緒障害特別支援学級には、自閉症を中心とした学級、かん黙・習癖の異常等の心因性の情緒障害児を中心とした学級があります。本県における情緒障害特別支援学級の場合、そのほとんどは自閉症児を中心とした特別支援学級です。

従って、以下では情緒障害特別支援学級における自閉症の教育について述べていきます。

(2) 情緒障害特別支援学級の教育目標

情緒障害特別支援学級の教育目標は、各小・中学校の教育目標を基盤として、児童生徒の障害の状態、発達段階や特性等を考慮して設定します。自閉症児は、対人関係を中心として多面的な発達上の問題を有しています。指導に当たっては、児童生徒の個々の状態を把握し、その特性に応じて総合的に働き掛け、心身の調和的発達や社会適応力を育てると共に行動上の問題を軽減、除去することが主なねらいとなります。そこで、自閉児に対する教育目標を設定する上での観点としては、以下の5点が考えられます。

- ① 基本的な行動様式や生活習慣の形成を図ること（身辺処理能力の形成等）
- ② 心理的不適応状態の改善を図ること（問題行動の軽減等）
- ③ 感覚機能、運動機能の向上を図ること（作業能力の向上等）
- ④ コミュニケーション能力の育成を図ること
- ⑤ 社会性の育成を図ること（対人関係能力の育成等）

(3) 指導計画作成のためのポイント

指導計画の作成に当たっては、自閉症児の特性をよく理解し、次のような点に留意しましょう。

- ① 児童生徒の実態把握を的確に行う。
 - ・ 知的レベル、コミュニケーション能力、言語能力、こだわり等
- ② 児童生徒の興味・関心に沿った指導計画を考える。
 - ・ 身辺処理能力、対人関係能力、基礎学力、余暇活動、問題行動の軽減、社会適応力、感覚・運動機能等の内容を盛り込むとよいでしょう。
- ③ 生活のリズムが理解しやすく、習慣化できる日課表（週時程）を作成する。
- ④ 学校行事や部活動等における交流学习への参加の仕方を工夫する。
- ⑤ 学級全体で活動する時には、個別的な指導を配慮する。また、週に数時間個別の指導の時間を設ける。
- ⑥ 家庭と連携をしながら指導計画を立てる。
 - ・ 個別面談等を実施し、保護者の願いを取り入れ共通理解を図るとよいでしょう。

(4) 教育課程について

原則的には小・中学校の学習指導要領によりますが、児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成します。その場合、特別支援学校の小学部・中学部の学習指導要領を参考にするなどして、適切な教育課程を編成していきます。その中には、教科学習だけではなく、自立活動など児童生徒の障害に伴う困難さを改善克服するための指導も含まれます。また、心因的な要因での不登校などで学習空白が生じている場合は、下学年の内容に替えたり、基礎的基本的な内容を重視して指導するなどしています。

<主な指導内容>

① 日常生活習慣の形成のための指導

時間に合わせて活動したり、持ち物や学習用具などの準備や片づけ、活動時の決まりや順番を意識づけるなどの指導を行います。ソーシャルスキルトレーニングの技法を活用して自立活動の時間における指導を行ったり、教科学習の中で指導したりします。

② 運動機能、感覚機能を高めるための指導

運動機能については、不器用な児童生徒の手先の微細な動きの改善を目的に、製作活動など作業学習を行います。運動については、音楽に合わせて動く、平均台やマット・トンネルなどの用具を置いて順番に飛んだり渡ったりするような活動を行います。同時に、バランスなど平衡感覚など感覚機能を高める指導も行います。

③ 言葉の内容を理解するための指導

具体物や絵カードを使用して、ものの名前や種類、動作などを理解したり、短文で表して相手に伝えるなどの活動を通して、言葉の内容の理解を進めていきます。

指導に関しては、それぞれの指導内容を単独で取り上げて指導する場合もありますが、ゲームや運動など一つの活動を通して、日常生活習慣（順番やルールなど）と運動機能、感覚機能を高めるなどいくつかの目的を含めた指導をすることもあります。また、授業の時間だけでなく、その他の時間の活動（給食・清掃など）も含めて指導を行います。

主として心理的な要因により社会生活への適応が困難な児童生徒については、情緒を安定させることを第一に指導します。一緒に遊んだり、製作活動をしたり、運動することを通して、児童生徒のことを肯定的に認めることで、不安や緊張感を軽減するような内容を取り入れて指導します。その上で、段階的に集団の人数を増やして行う活動を取り入れるなど、通常の学級で活動できるような指導も行います。



《自閉症児とのかかわり》のヒントは？

自閉症児の指導では、その児童生徒をよく見ていると好きな（あるいは気になる、嫌いな）音、言葉、光、形、もの、感触、動き、においが分かってきます。なかなか関係がとれない場合でも、その児童生徒の好きなものを媒介としてかかわることによって、指導の手掛かりを得ることができます。

3 児童生徒の理解のために

1) 指導記録の取り方

児童生徒の理解は、日々の生活の様子を記録しながら累積し、児童生徒の反応やその背後にあるものを探ることによってできると考えます。その日の生活の様子を記録していると、児童生徒の反応や表情の中に、それまでに見えなかった小さな変容や成長を感じることができま。その記録を整理・分析することにより児童生徒の理解をさらに深め、指導の改善につながる。記録を取ることはとても重要な教育活動の一つです。

(1) 生活面と学習面の記録

① 一日の生活の様子

個人の記録ファイルを作成し、個人ごとに一日の生活を記録したり、クラス全体の様子を記録したりする方法があります。さらに、一日、一週間の生活の様子を観点を決めて記録する方法もあります。

② 学習に関する様子

学習の記録は、学習課題に対する反応や態度、又は学習に関する技能面の様子を単元ごとに毎日記録しておくといでしょう。ねらい、手だて、活動の様子を継続的に記録すると次からの指導に生かれます。

(2) 記録の取り方

以下のことに注意して記録してみるとよいでしょう。

- ① 正確で客観的であること
- ② 児童生徒の姿や変容の様子が見えること
- ③ 児童生徒のつぶやきや瞬間的な表情も記録すること
- ④ 児童生徒の行動を連続的にとらえるようにすること

(3) 記入例

《個人用指導記録の例》

指導記録	年 組	氏名〇〇〇〇
時間	指導内容	児童生徒の様子他
1		指導内容や方法等についての反省、児童生徒の反応や様子を記録する。
2		気づいた事など自由に記入する。
備考	一日の反省や連絡・感想等を記入する。	

《単元ごとの指導記録の例》

単元名	月 日		
簡単な指導の流れ：			
ねらい	A 男	B 子	C 子
手だて			
様 子			
備 考	反省や気づいたこと等を自由に記入する。		

《個人用記録の例》

個人カード		年 組	氏 名	〇〇〇〇
月 日	で き ご と		備 考	
	できごと等を中心に記入する。		指導したことを中心に記入する。	

2) 学級の環境づくり

(1) 学級の場所

特別支援学級の教室は、児童生徒の実態に合わせて、健康安全の上から校舎の中央部に位置し、日当たりのよい南側の1階が適しています。さらに、障害や病気のある児童生徒がいることから、保健室の隣に教室があると養護教諭との連携も取りやすく、不測の事態発生時も対処が迅速にできるという利点があります。

(2) 教室経営環境

教室環境でまず、採光、通風、換気、温度、音響、彩色が適切に配慮されていることが必要です。教室内の施設としては、ロッカー、戸棚、黒板、時計、調理場、流し場、掲示用壁面、清掃用具、給食用具、ごみ箱の配置や分担、作品の展示場所等、学習意欲を喚起するような工夫が必要です。

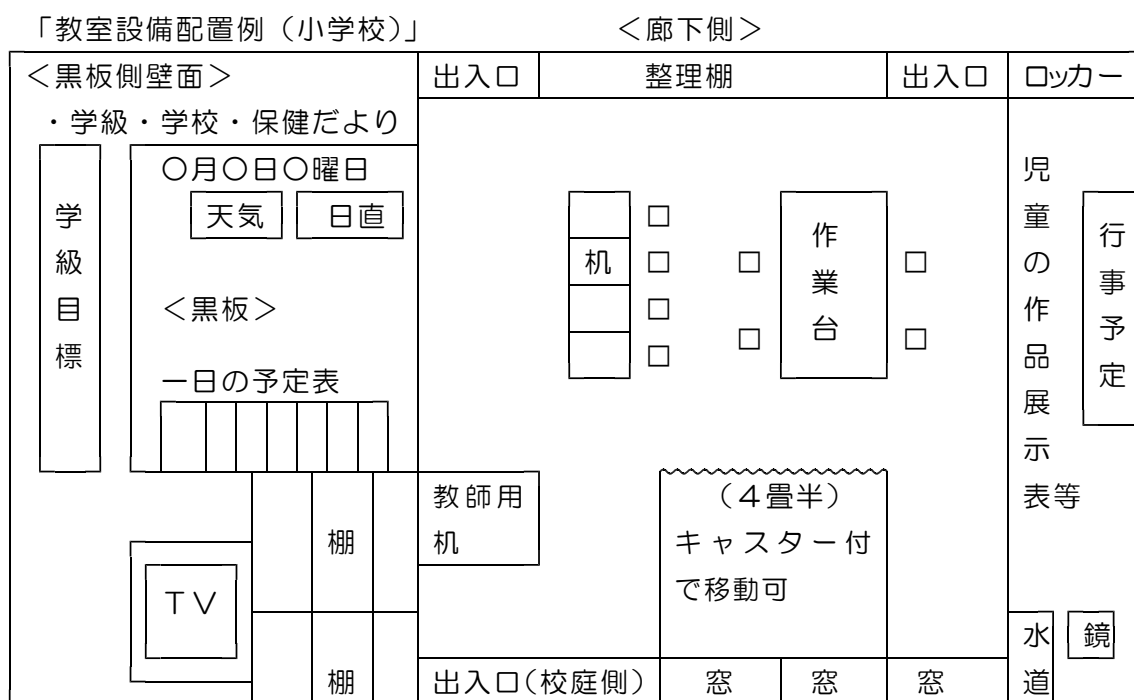
教室内は、情緒的にも安定できる気持ちよい落ち着いた環境で、小学校の場合などは児童に親しみやすい装飾をしたりすることもあります。学級の雰囲気や児童生徒一人一人の状態なども考慮して、児童生徒が生き生きと生活できる教室環境のつくり方を工夫する必要があります。

(3) 教室内整備

教室には、学習に必要な教材・教具や遊びに必要なゲーム類等、数多くの物品が用意されることとなりますが、常に整理整頓を心掛け、安全に留意した教室環境の整備が必要になってきます。

中学校の場合は、教室内で簡単な作業学習を行う場合もあるので、それに必要な道具を整備したり、卓球、テニス、バトミントンなどのスポーツ用具などを準備することもあります。

生徒の作品の展示や掲示物については、季節に応じた適切な作品を展示するなど教室の整備が、児童生徒の自主的な活動の一環として取り上げられるように配慮することが大切です。



3) 学校行事とのかかわり方

(1) 始業式や入学式（儀式的行事）

始業式や入学式などは、交流学級の一員として参加するのが多いようです。特別支援学級の在籍人数や児童生徒の実態により、特別支援学級だけの席の設け方や並び方もあります。参加の仕方は、実態や保護者の希望を踏まえて考えるとよいでしょう。

(2) 学習発表会や運動会等（学芸的行事，体育的行事）

① 参加の仕方について

特別支援学級単独での参加，又は特別支援学級合同での参加や通常の学級の一員としての参加などが考えられます。どの参加方法をとるかは，特別支援学級としての行事のねらいをどこに置くかで異なります。

② 行事を通してねらせること

ア 大勢の前で発表することになるので，自信と満足感を味わわせる絶好の機会になります。

イ 集団活動の中で，具体的な体験を通し，基礎的学習の伸長や協力・責任・対人関係などを総合的に習得していくことができます。

ウ 通常の学級の児童生徒や職員と，「共に活動し，共に苦勞し，共に喜び合う。」ことで，かかわりを深めるといふ，交流の場にすることができます。

エ 一生懸命に発表している児童生徒の姿は，全児童生徒・職員・地域の人々に対して啓発の役割を果たすことができます。

③ 学習発表会実施上の留意点

- ア 年間指導計画の中で生活単元学習として位置づけ、実施計画案を作ります。
- イ 全職員の共通理解を図り、協力体制を整えます。
- ウ 演技種目の選定では、実態を十分考慮して楽しく、発達課題、学習課題に合致したものにします。
- エ 指導計画は、個々の実態に照らして個人目標を立て、毎日の練習の成果が見えるような評価表を作成しておきます。

(3) 遠足や宿泊学習等

① 遠足について

ア 遠足実施の形態

- a 特別支援学級単独による遠足
- b 特別支援学級合同による遠足
- c 交流学級に特別支援学級の児童生徒が分散して参加する合同遠足
- d 通常の学級と特別支援学級が合同で実施し、行動を共にするが、特別支援学級の児童生徒は、まとめて特別支援学級の担任の指導を受けながら実施する合同遠足

イ 四つの形態に共通する留意事項

遠足のねらいを教師は十分に把握しておきます。また、児童生徒には事前指導を通して当日のめあてや約束などが理解できるようにします。

a 遠足の指導目標

- ・集団適応を図り、集団への参加態度や具体場面での行動の仕方を身につけさせる。
- ・交通機関、公共施設などを利用する際に必要な事柄や注意事項などが分かり、実際に活用できるようにする。
- ・危険や安全に対する関心と身体の健康と体力づくりに関する意欲をもち、注意して行動する態度を身につけさせる。
- ・遠足のスケジュールが分かり、計画に従って時間を守ることや金銭の使い方、計算の仕方などを理解させる。
- ・自然の様子を観察する態度を育て、自然環境や動植物を大切にすることを養う。
- ・友人関係を深めると共にいろいろな人とのコミュニケーションを図り、話すことの能力を高める。

ウ 特別支援学級単独による遠足の場合

学級の児童生徒の実態に即した学習内容の設定と指導計画の立案ができるという特長があります。留意点として、次のことが考えられます。

- a 児童生徒の実態に応じた学習の内容設定と指導計画を立案する。
- b 個別の能力差に応じた計画や配慮を行う。
- c 引率者の確保（校長、教頭、養護教諭等）を行う。
- d 安全面からゆとりのある場所を選び、予想される危険箇所を十分にチェックしておく。

エ 特別支援学級合同による遠足の場合

上学年と下学年の交流の場としての意義があります。また、上学年の児童生徒は、役割分担や係活動を通してのリーダーシップを発揮するよい機会でもあります。教師も複数でチームワークを取りながら指導するので指導管理が行き届きます。

留意点として、次のことが考えられます。

- a 上学年と下学年の体力やその他の能力差に対する配慮をします。
- b 教室と違って多様な条件が考えられる校外における児童生徒の不安感、開放感に対する対処が必要です。

オ 交流学級に特別支援学級の児童生徒が分散して参加する合同遠足の場合

- a 交流学級担任との十分な打合せが必要になります。特に児童生徒の実態（行動の特徴など）については、十分に連絡し、具体的にどのように対処すればよいかを理解してもらいます。
- b 特別支援学級担任がついていない場合の、児童生徒の不安感や開放感に対する指導を事前に行います。

② 宿泊学習について

ア 宿泊学習の意義

児童生徒と教師と一緒に宿泊することで、生活の自立に必要な身の事柄を処理する能力や態度を養うことができます。具体的経験を通して、衣服の着脱、洗面、歯磨き、入浴、掃除、調理などを総合的・集中的に指導することができます。

イ 宿泊学習の目標

- a 身の生活処理能力の向上を目指し、意欲的な生活態度を養う。
- b 集団生活への適応と協力し合う心を育てる。

以上のような全体目標から、具体目標、個人別目標を設定します。

ウ 全体計画

- a 教育課程上に位置づけます。
- b 場所、期間を決めます。

低学年の場合、学校内施設を利用して一泊二日、高学年の場合、公共の施設を利用して二泊三日程度が考えられます。

c 実施計画案を立てます。

意義、目標、期日、場所、参加者、交通機関、経費、日程、係分担一覧等

d 家庭への連絡（プリント）

cの内容に、実施地の略地図、施設の見取り図、緊急時の連絡先、参加承諾書等を加え、家庭へ連絡します。

4) 通信票の書き方

通信票は、児童生徒の学校生活の様子を学期ごとにまとめて家庭に知らせ、家庭と学校が一体となって指導に取り組むための情報となるものです。学校での生活や学習の様子、変容が具体的・全体的に分かりやすく、今後の指導の手掛かりになるものにしましょう。

(1) 通信票の様式

- ① 学校で使われている通信票
- ② 特別支援学級独自で作成した通信票
- ③ 前述の二つを折衷した形で①の通信票に独自のものを補助的に添付したもの

(2) 通信票の内容と解説

① 指導方針と指導目標

指導の方針や目標を知った上で生活や学習の記述内容を理解してもらうようにします。指導目標は全体を示し、現在と今後の見通しがもてるようにします。

② 学期の主な行事と写真

各学期の主な行事を記入し、その下に印象に残る写真をはってコメントをつけるのもよいでしょう。

③ 生活の記録

学校生活で児童生徒にぜひ身につけてほしい内容を取り上げ、項目を設けて整理し把握しやすくします。記録は段階評定と文章表現を併用して、評定に対する具体的なコメントをつけることが望ましいでしょう。

④ 学習の記録

学習内容、活動の様子、課題などを教科・領域、指導形態別に分かりやすく表記します。抽象的な表現や専門用語の使用は避けましょう。形式としては、教科の記述内容を下位項目化した観点で示したもの、到達状況をチェックリスト方式で示したものの、「知識・技能」と「意欲・態度」の両面から段階評定にコメントをつけたものなど様々な工夫ができます。

⑤ 個人指導の記録

「総合所見」と類似した項目ですが、保護者との話し合いの上で生活や学習に関係して特に重点的・継続的に指導すべき内容や方法を明らかにし、その指導の概要を記録します。保護者との共通理解で取り組むことを重視したものです。

< 通信票の例1 >

生活の記録		氏名 ()	
基本的 生活習慣	----- ----- -----	健康・ 安全	----- ----- -----
遊 び	-----	交 際	-----
学習の記録			
国 語	-----	自立活動	-----
算 数	-----	生活単 元学習	-----
音 楽	-----		-----
図 工	-----	ク ラ ブ	-----
体 育	-----	委 員	-----
総合所見			
----- ----- -----			

< 通信票の例2 >

学習活動の様子		学期
活動の写真	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
-----	活動の写真	-----
-----		-----

記入上で配慮したいこと

- ア 分かりやすく記入しましょう。
 - ・専門的な用語は控えましょう。
 - ・できるだけ具体的に記入しましょう。
- イ 現在取り組んでいることを記入しましょう。
 - ・努力の跡がうかがえるように配慮して記入しましょう。
 - ・学校での指導と歩調を合わせた家庭での指導への期待なども記入しましょう。
- ウ できるようになったことについて記入しましょう。
 - ・できるようになったことの記入のほか、来学期の取り組みのポイントを示すことばも添えましょう。
 - ・懇談の場を利用して伸びている面を褒めるようにしましょう。
- エ 児童生徒が読むことも考慮し、よいところを記述できるように留意しましょう。

《通信票の書き方》の基本は？

- 通信票の書き方の基本として、保護者にとって子どもの学校生活における様子や変化が具体的に分かり、今後の指導の方針や家庭での指導の手掛かりになるように配慮して記入します。
- 原則として、個人内差の観点から評価し、よいところを伸ばそうという立場で記入し、子どもの発達や成長の跡が見られるように記入します。



5) 校内就学指導委員会の役割

(1) 校内就学指導委員会

学校に在籍する子どもや入学予定者に、教育上特別な配慮を要する子どもがいる場合、心身の障害の種類や程度などについて調査し、適切な教育的対応を検討します。そして、就学にかかわる内容について保護者（家族）や教師に指導助言をする組織です。

(2) 基本的な内容

- ① 現在の児童生徒の病状や障害にかかわる適切な資料をできるだけ収集し、対象児童生徒に見合った望ましい教育環境を探るための検討の材料とします。
- ② 資料の収集はできるだけ早期に行い、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、可能な限り適切な情報を得る場合は、保護者や児童生徒の同意を得て行う必要があります。（知能検査の実施には、保護者の同意が必要です。）

(3) 就学相談の中心となる担当者

校内における相談は障害の種類が多岐にわたっているため、就学相談の担当者には、専門的な知識と経験が必要です。

(4) 保護者との就学相談

保護者との話し合いはとても大切なことです。保護者の要望や考えを十分に考慮しながら相談に当たります。校内での対応が難しい場合は、特別支援教育センターやその他の専門機関の助言を得ながら、適切な対応を心掛けましょう。

(5) 地域や関係機関との連携

市町村教育委員会をはじめ、地域の保育所や幼稚園、小学校や中学校と密接に連携して、組織的・計画的な一貫性のある就学への支援を心掛けましょう。

(6) 市町村等就学指導委員会との連携

校内就学指導委員会は、市町村等就学指導委員会の専門的な判断を尊重し、学校の実績等を考慮しながら、児童生徒の実態に応じ、適正な就学を検討していきましょう。

《就学指導》は慎重かつ丁寧にすすめましょう！

・市町村教育委員会の判断結果を保護者の方に伝える場合は、電話ではなく相談体制を整えて、今後の対応も含めて伝えるような配慮が必要です。（判断結果については、学校長が保護者に伝えているところもあります。）



- ・市町村教育委員会の判断結果の通知が出てから、継続的に保護者と就学相談を進め、その結果として市町村教育委員会に入級の承諾（又は辞退）の報告をしなければなりません。
- ・就学について、学校教育法施行令の一部改正（H19, 3月）により、医師などの専門家の意見だけでなく保護者の意見を聴くことが法令上義務づけられました。

4 学級事務

1) 教科用図書について

(1) 教科用図書の定義と使用義務

「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいいます。

【参考】 ⇨ 教科書の発行に関する臨時措置法 2 条

学校教育法第34条, 49条, 62条, 82条

前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができます。【参考】 ⇨ 学校教育法第34条 2 項

(2) 教科用使用図書の特例

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項の規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができます。

【参考】 ⇨ 学校教育法 附則第9条 (旧107条本のことです)

(3) 教科用使用図書の採択

学校で使用する教科書を決定することを、教科書の採択といいます。宮城県では、教科用図書の採択に当たり、下記のような配慮をしています。

① 採択について

給与の対象となる教科書は、義務教育諸学校の児童生徒が各学年の課程において使用するものであり、かつ、「無償措置法」に定める採択方式により採択されたものです。

② 採択の仕方について

ア 当該学年用検定教科書

イ 能力その他の理由で、アが使用に適さない場合

- ・ 検定教科書の下学年用教科書（中学校で使用する下学年には小学校用も含む。）

ウ 能力その他の理由で、イが使用に適さない場合

- ・ 文部科学省著作教科書（特別支援学校知的障害者用、特別支援学校視覚障害者用、特別支援学校聴覚障害者用等があります。）
- ・ 特別支援学校知的障害者用には、通称「☆印本」と呼ばれる教科書があります。小学部用「こくご☆～☆☆☆」「さんすう☆～☆☆☆」「おんがく☆～☆☆☆」、中学部用「国語☆☆☆☆」「数学☆☆☆☆」「音楽☆☆☆☆」があります。

エ 能力その他の理由で、ウが使用に適さない場合

- ・ 教科用図書以外の教科用図書（絵本等の一般図書）

【参考】 ⇨ 学校教育法 附則第9条

※児童生徒の実態に合った教科書を選定することが大切です。

(例：A子の教科書採択の例として、今年度「こくご☆☆」の本を採択した場合、次年度は、「こくご☆☆☆」の本の採択となります。逆に「こくご☆」に戻っての採択はできないので、実態に合った内容の教科書を選定することが大切です。)

③ 採択事務について

検定教科書及び文部科学省著作教科書、附則第9条教科書の教科書需要票・及び使用一覧表を作成し、教科書担当者が市町村教育委員会に提出します。

2) 特別支援教育就学奨励費について

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済的状況に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

(1) 概要

保護者の経済的負担能力に応じて学用品の購入、給食、修学旅行等の経費のうち必要であると規定される経費について全部もしくは一部を援助するもので、国及び地方公共団体は就学援助事業の二分の一の額をそれぞれ負担します。

(2) 支給項目

学校給食費、交通費（通学費、交流学習費、職場実習交通費等）、修学旅行費、新入学時学用品購入費、学用品購入費、寄宿舎日用品費等

(3) 支給事務

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給され、各学校の事務担当者が窓口となって、事務を担当していることが多いです。自校の事務担当者と相談をしながら進めてください。

3) 福祉制度の活用について

障害のある児童生徒や家族に対して、障害の状態に応じた福祉サービスや制度があります。手続きは保護者の申請によりますが、特別支援学級担任者として福祉制度を知り、情報を提供できるようにしていきましょう。

主なものを紹介しますが、詳細については関係機関に問い合わせることも必要でしょう。

(1) 療育手帳

① 目的

知的障害のある方に一貫した指導や相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするためのものです。

② 対象者

児童相談所や知的障害者更生施設等において、知的障害児（者）と判定された者に対して交付されます。

③ 障害の程度の判定

重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表示されます。

④ 申請窓口

市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課

⑤ 必要書類

療育手帳交付申請書，写真等

※必要書類等は窓口にお問い合わせをして確認をしてください。

⑥ 手帳による援助措置

障害の程度に応じて援助措置は異なりますが、その一例を紹介します。

- ・特別児童扶養手当の受給資格認定
- ・重度心身障害者医療費助成
- ・国税，地方税の優遇措置
- ・心身障害者扶養共済制度への加入
- ・公営住宅の優先入居
- ・バス，地下鉄，JR，航空機，タクシー等の運賃割引など

(2) 身体障害者手帳

① 目的

身体障害者福祉法をはじめ、障害に関するいろいろな制度の適用を受けるためのものです。

② 対象者

身体に障害のある方が対象となります。

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・手足（肢体）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証するものとして知事から「身体障害者手帳」が交付されます。

- ③ 障害の程度
障害の程度は重い方から、1級から6級まであります。
- ④ 申請窓口
市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課
- ⑤ 必要書類
身体障害者手帳交付申請書，知事の指定した医師の診断書や意見書，写真等
- ⑥ 15歳未満の児童の場合は，保護者が本人に代わって申請
- ⑦ 手帳による援助措置
 - ・施設の利用
 - ・補装具の給付
 - ・日常生活用具の給付等
 - ・更正医療の給付

(3) 特別児童扶養手当

- ① 対象
20歳未満で「特別児童扶養手当などの支給に関する法律」に定められた障害の状態である方が対象です。
- ② 障害の程度
障害の程度は重い方から，1級，2級があります。
- ③ 申請窓口
市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課
- ④ 必要書類
認定請求書ほか
審査の上，支給されます。

《特別支援学級担任者》として大切なことは？

いろいろな福祉制度を利用するには「申請すること」が必要なため，保護者がその制度を知らないと福祉面の様々な恩恵を受けられなくなります。特別支援学級担任者として，福祉制度を理解して保護者に情報提供を行うことも大切なことです。

保護者に情報提供を！



第7章
はじめての
「通級による指導」担当者のために

第7章 はじめての「通級による指導」担当者のために

1 「通級による指導」とは

障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、弾力的に提供する教育です。この指導は週に数単位時間程度の指導ですから、教科の学習等大半の授業は、通常の学級で行われます。「通級による指導」は、障害の状態を改善・克服するための指導が児童生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながることであり、その効果が大きいと期待されるものです。

平成20年度現在、宮城県内で（仙台市を除く）通級による指導の担当教員の加配を受けて設けられた通級指導教室は、言語障害で73教室、LD、ADHD等で16教室となっています。

1) 対象となる障害

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

以上が対象の障害の種別となっています。

なお、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、これらの障害の状態の改善又は克服を目的とする指導が必要とされる児童生徒が対象となりますので、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒は通級による指導の対象にはなりません。

2) 指導について

(1) 内容

通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができます。通級による指導における特別の指導は、次の二つです。

- ① 障害の状態に応じ、障害の状態の改善・克服を目的とする指導、すなわち、特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導です。
- ② 障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導です。

通級による指導では、自立活動の指導を行うことを原則とし、特に必要があるときに、障害に応じた各教科の補充指導を行うこととなります。

(2) 指導時数

- ・ 自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて、年間35単位時間からおおむね年間280単位時間以内の範囲で行うことを標準としています。
- ・ 学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）が下限とされます。

3) Q & A

Q1 通級による指導を受けることによって通常の学級での指導が受けられない場合、それをどう補ったらよいのでしょうか。

A1 特定の教科に遅れを生じるおそれがありますから、極力これをなくす工夫が必要です。具体的には、その部分の学習を家庭で補うことができるよう課題を出したり、放課後に補充的な指導を行ったりすることが考えられます。また、通級による指導の時間の中に短い時間で学級で行っている指導内容を取り入れることも効果があります。学級担任と通級による指導の担当者、保護者とで話し合いをして、児童生徒にとって負担にならないように、工夫・調整をすることが大切です。

Q2 対象の児童生徒が通級による指導を受けることを、学級の児童生徒にどのように説明したらよいのでしょうか。

A2 理想的には、対象の児童生徒がどこで、何の学習をするのかを学級の児童生徒にも知らせ、みんなで応援することです。「行って来ます!」「行ってらっしゃい!」と声を掛け合って、気持ちよく通級できるとよいですね。しかし、通級することを知られることに抵抗を感じる児童生徒や保護者も見られます。学級担任は、事前に学級の児童生徒にどのように説明するかを対象の児童生徒、保護者と打ち合わせをしておくといよいでしょう。

Q3 通級による指導を受けている児童生徒の指導要録には、どの欄にどのような内容を記述すればよいのでしょうか。

A3 指導に関する記録の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕において「通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。*」とされています。

なお指導要録の様式については、学校の設置者である教育委員会等において定めることとされています。

※ 「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）」(平成13年4月27日付文科初第193号)

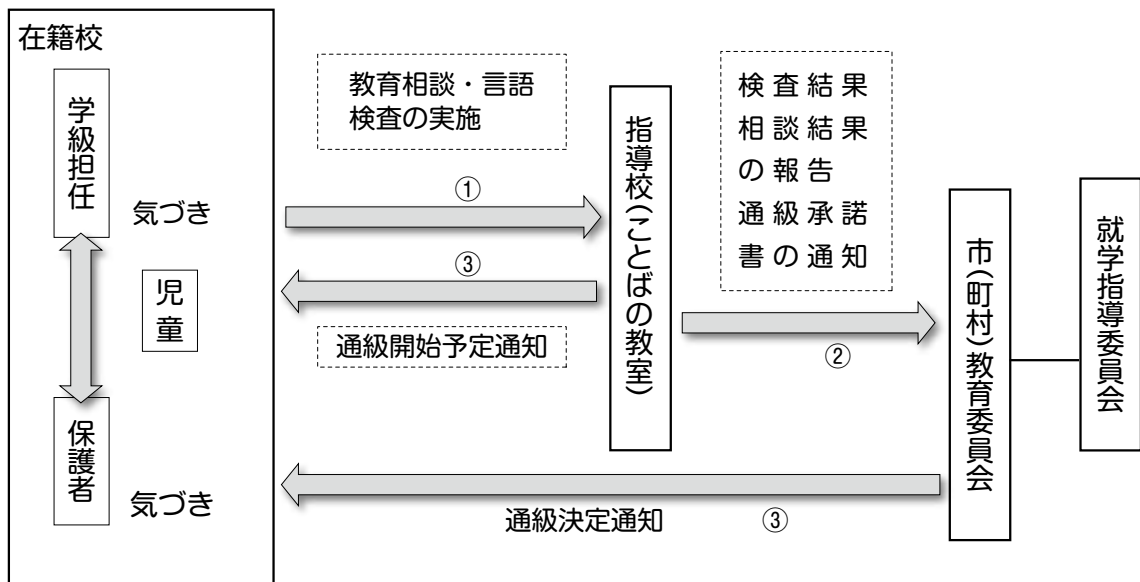
2 障害に配慮した教育

1) 言語障害

(1) 通級までの流れ

言語障害としては、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものでされています。（「障害のある児童生徒の就学について（通知）」平成14年5月27日付け文科初第291号通知）

実際に学級の児童が通級による指導を受けるまでには、以下に示したような手続きを経ます。（この手続きについては、各市町村により違いがあります。）



教育相談では、本人や親との面談を行い、児童の状態の把握のため、発音の様子や生活面での困り感を聞きます。保護者からは家庭での様子、生育歴と保護者の願い、発達の様子や家庭環境なども必要に応じて聞きます。また、学級担任からは、学習や生活全般の様子や友達関係などを聞きます。これらの情報を集めるとともに、保護者の気持ちを受け止め、「また来たい。」という思いをもってもらうよう心掛けることが大切です。その中で保護者との信頼関係ができていきます。

(2) 指導の実際

構音状態を把握して改善するためには、児童一人一人の状態を把握し、教育相談等で得た情報を参考にして個別の指導計画を作成します。課題について、スモールステップで授業を展開させていきますが、指導の際は障害の状態の改善のみに目を向けるのではなく、二次障害の予防やコミュニケーションに対する意欲などの情意面の指導にも配慮することが大切です。また、子どもが苦手なことに取り組んでいることを念頭において、受容する態度で指導に当たることを心掛けなくてはなりません。

- ① 構音の状態の把握（構音とは一つ一つのことばの音「語音」を作り出すことです。）

発音の誤りのタイプ

誤りのタイプ	発音例
省略 子音が省略されるもの	kの省略 [カ] ka → [ア] a tの省略 [タイ] t ai → [アイ] ai
置換 特定の子音が他の子音に置き換わっているもの	[カラス] k arasu → [タラス] tarasu [サカナ] sakana → [タカナ] takana [ウシ] usi → [ウチ] uti
歪み ある音が不正確に構音されている状態。日本語の標準音には含まない音のため音声表記できない	独特の気流雑音。あめ玉をしゃぶったような口の中でごもごもした発音。 例 [シ] は [ヒ] に, [チ] は [キ] に, [リ] は [ギ] に近い音に聞こえます。[サ] 行では, 口の奥から発する独特の摩擦音が聞かれます。

誤りを作り出す構音障害の種類

声門破裂音

声門を使って出す破裂音で, 口蓋裂児特有の構音です。

鼻腔音化構音

破裂音や摩擦音を構音する際に口腔への呼気の道が閉鎖されるため, 呼気が口腔へ導かれずに音とともに鼻腔へ出されます。[ン・クン] に近い歪み音に聞こえます。

側音化構音

舌が硬口蓋に広く接触し, 舌の側方部と臼歯で音が生まれる歪み音です。多くの側音化構音は, 舌が側方に偏位し, 呼気は片側の口角から流出します。呼気の流出側の唇や下顎が引かれることもあります。(音を出そうとして息の逃げ道をつくるため結果として口角を引くことになるのです。) 顎は舌が直ればまっすぐになります。なお, 側音化構音には片側と両側があります。側音化構音になりやすい音は, [イ・イ列音・イ列音の拗音・ケ・ゲ] などです。自然治癒することはなく, 会話に支障をきたすことがないため, 家族や担任が側音化構音に気がつかないことがあります。舌の習癖を除去するのに時間がかかります。そのため改善するのに時間を要することを保護者に伝えておく必要があります。

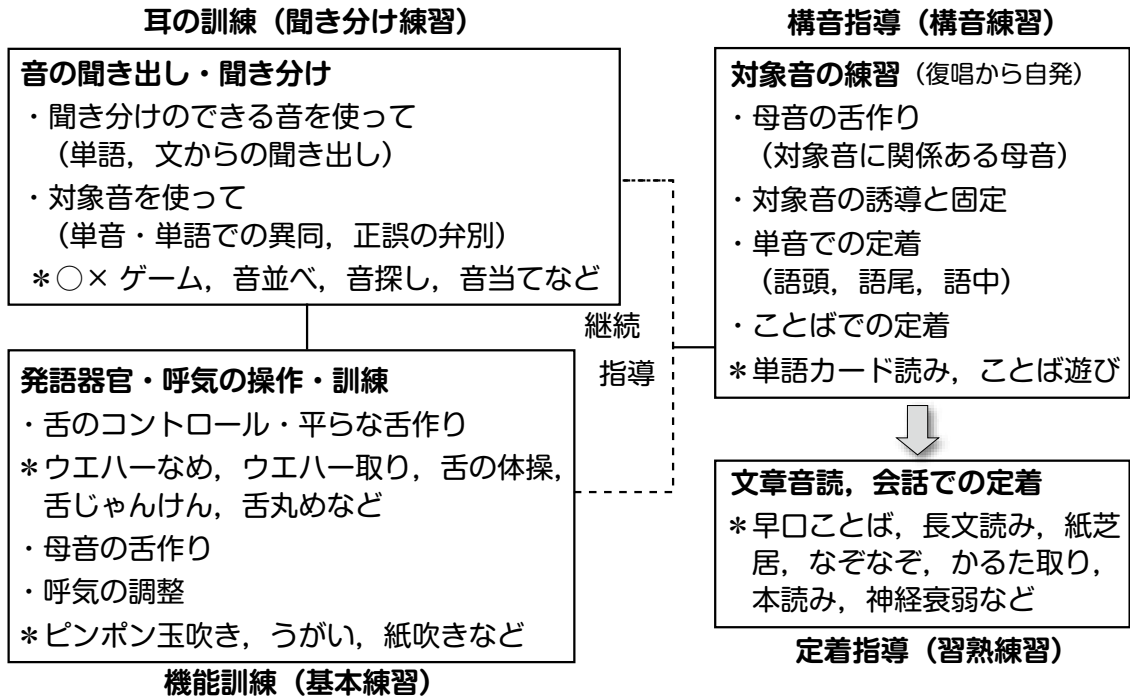
口蓋化構音

舌先で作られる歯音, 歯茎音が舌背(舌の中央部)と硬口蓋あるいは軟口蓋に移行してつくられる歪み音です。タ行とカ行の間のような音になります。例えば, サ行では口の奥から発する独特の摩擦が聞かれます。タ行はカ行に, サ行はハ行に近い音に聞こえます。舌尖を使わないで, 舌尖が下向きになり, 舌尖と歯茎部とで破裂や摩擦し, 舌背が挙上します。呼気は口の中央から流出します。これもまた, 自然治癒することは少なく, 改善するまでに時間を要することが多いです。

歯間化構音

上下の前歯で舌先をはさんで発音するため音が歪みます。サ行やタ行に見られます。様子が外から見えるので分かります。

② 指導構想（構音指導の基本的な指導の進め方）



③ 指導の進め方

発語器官の訓練と聞き取りの力をつけていくことを行い、発語器官（特に舌の状態）が構音練習に入れるまで（平らな舌の状態など）になったら、構音練習に進みます。構音練習に入っても発語器官の訓練は体育でいうと、準備運動に当たるものなので継続して行います。ホームワークとして、発語器官の訓練を毎日家庭で行うことも有効です。微細運動（手先の細かい運動。折り紙など）や粗大運動（身体全体のバランスを要する運動。走る、ボール運動など）も取り入れていきます。

また、次の段階に進む際は急がず、目指す状態に確かに到達しているか確認することも大切です。しっかり段階を踏んで進めていくことで、次の段階に容易に到達できることもあります。（特に側音化構音の【イ】列音の場合）以下に指導例を示します。

指導例（側音化構音・【イ】列音の児童）（練習内容ができた場合は、次の段階に進めていきます。提示した練習は一例です。その児童の状態に合った練習を選んでいきます。）

指導内容	練習内容	留意点など
聞き分け・聞き取り *正しい音を植えつけ音の正誤を容易に聞き分ける力を身につけさせる。継続して行います。	聞き出し	2～3音節、無意味音、単語から音を聞き出す。
	正誤弁別	単音や単語から正しい音と誤っている音を区別する。
	異同弁別	例：「いち」と「いき」のいずれを言っているかを聞き取る。
	比較照合	指導者と自分の発した音を聞き比べさせたり、自分の発音の正誤を判断したりする。
平らな舌作り	ウエハー（せんべい）なめ	舌中央を使ってウエハー（せんべい）をなめる。舌をウエハーでなできるようにさせる。
	舌出し（静止させる）	奥の舌まで平らに保ち、口の開きが小さくならないようにする。指示に従って即時にできるようにする。

第7章 はじめての「通級による指導」担当者のために

* [イ] の構音をしようとすると、舌に力が入って、硬口蓋と接触して口腔をふさいでしまうので、平らな舌で脱力させることができるようにする。	お皿の状態	平らな状態で舌尖を少し上に向ける。奥まで平らにして、数秒持続できるようにする。
	ファットタング スキニータング	舌をとがらせたり、平らにしたりする。
	ポーロのせ	舌の上にポーロをのせて数秒保ち、舌に1～2個のポーロをのせて舌を出し入れする。
	舌のそりあげ	上唇に重ね、下前歯を見せられるようにする。舌じゃんけんのゲー。
	ウエハー2枚取り	丸みを帯びた舌作りをするため、上唇につけたウエハー2枚を一緒に、舌を広げて取る。
	ポッキーやかりんとうでの舌なで	舌を脱力させて中央をへこませるため、なでるようにして力が入らないようにする。舌をストローのように丸める。舌じゃんけんのチョコキ。
平らな舌の中央からの息出し * 呼気が側方又は両側から流出しないよう、舌の中央にへこみを作り、正中から出せるようにする。	ポーロのせ声出し	ポーロをのせて、「アーエー」と声を出す。
	舌出しの状態でのピンポン玉吹き	口角に隙間ができないようにし、舌の中央から息が出せるようにする。始めは弱い息を出させ、舌に力が入らないようにさせる。
	正しい[イ]構音時の舌の状態の理解	舌の様子を図や指導者の舌の状態などを見せて、理解させる。舌をペンライトで照らしてやると見えやすい。
[イ] の構音練習 * [イ] 列音の基本となる[イ] の構音から練習する。舌の状態が分かりやすい「舌出し」の状態から指導を始める。	舌出し[イ] の構音練習	音は[イ] と[エ] の中間でもよい。舌作りと脱力が大切である。平らな舌で中央をへこませて、口を開けて[イ] と言う。音を出す時に、舌の中央があがらないことと口形を[イ] にしてもできるようにしていく。
	舌を出さない状態で[イ] の構音練習	舌を少しずつ引っ込めていく。中央が盛り上がらないように、小さいウエハーを舌中央に置いて上につかないようにする。舌の脇を奥歯の脇にしっかり接触させる。[イ] の口形を保つ。
	無意味音、単語による練習	語頭、語尾、語中の順に進め、ゆっくりした速さから始め、会話の速さで言えるようにする。誤りに気がいたら訂正するという態度を育てていくことも大切である。

④ 定着を図るための指導

習熟する段階では、文字という視覚的手掛かりがない自由会話での習熟を目指します。長文やことば遊びなどを通して定着を図っていきます。会話が入った紙芝居などを読むことも日常会話に近い状態での練習になります。ここでも、耳の訓練は絶えず行っていくことが大切です。正誤弁別や異同弁別など遊びとして出し合うことも一つの方法です。また、日常会話に生かしていくため、学級担任や家族の理解と協力は欠かせません。終了に向けて連携しながら指導を進めていきます。

2) LD, ADHD 等

(1) 通級までの流れ

※読み書きの困難（LDの疑い）があり、保護者も希望しているから通級させてほしいと担任から相談があった場合の通級までの流れの一例を紹介します。

担任から特別支援教育コーディネーターに相談→通級で個別指導をしてほしい

理由：読み書きについてだけ、一斉授業の中では、個別に援助しても難しい状態です。本人は、自信をなくしてしまったのか全体場で読み書きの活動は一切しなくなっていました。

詳しい実態把握（学力検査、単元別テスト、ノート、授業の観察、個別式知能検査等）

主訴について特別支援教育コーディネーターが担任と共に実態を把握していきます。状態に応じて必要な検査があれば、保護者に了解を得た上で実施します。

校内委員会（校内就学指導委員会）

実態把握の結果を基に、今後の支援の進め方について話し合います。
※専門家チームやその他専門機関の判断や意見を参考にすることが重要です。

教育相談

保護者、担任、特別支援教育コーディネーター、その他必要と思われる者で話し合います。専門（医療）機関を勧める場合は、親のニーズに合った所を紹介するとよいでしょう。

専門（医療）機関へ

学校での様子が分かるような資料を保護者を通して渡したり特別支援教育コーディネーターや担任が同行したりすると連携が取りやすくなります。

通級による指導の対象

保護者が希望し、校内委員会や専門（医療）機関から通級による指導が必要であり、対象となると判断された場合です。対象とならない場合は、どのような対応が適切かを検討します。

通級願い

市町村の就学指導委員会で検討してもらいます。
市町村教育委員会の手続きに従って通級願い等を提出します。

通級による指導の開始

個別の指導計画を作成して、指導を開始します。

(2) 指導の実際 ※「通級による指導の手引」より抜粋

① LD

○聞くことの指導

先生の指示をしっかりと聞いて理解することが苦手な場合には、興味・関心のある題材を活用して、できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導等があります。

○話すことの指導

自分の話したい内容をしっかりと伝えることが苦手な場合には、あらかじめ話したいことをメモしておくなどの工夫をして、書かれたものを見ながら自信をもって話させる等があります。

○読むことの指導

文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合には、書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や、漢字やアルファベットを大きく表すなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導があります。また、読解においては指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導等があります。

○書くことの指導

文字を正確に書き取ることが苦手な場合には、間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書く指導や、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導等があります。

○計算することの指導

暗算や筆算をすることや数の概念を理解することが苦手な場合には、身近な事象を基に、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を読解しながら文章題を解く指導等があります。

○推論すること（算数）の指導

事実から結果を予測したり、結果から原因を推測することが苦手な場合には、図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語（左右幅、奥行き等）を理解させる指導、位置関係を理解させる指導等を通して、推論する力を育てる指導等があります。

○その他

社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導として、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を高める指導があります。その際には、グループ指導を活用することも有効です。

さらに、障害の理解を図り、自分が得意なこと・不得手なことを児童生徒に自覚させる指導も大切です。

○教科の補充指導

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力において、一部又は複数の著しい困難がある場合には、それが国語や算数、数学、英語等の各教科の学習に影響することがあるため、児童生徒のつまずきの状態に応じた教科の補充指導が必要になります。

なお、手先が不器用な場合には、楽器演奏や絵画作成、運動機能等に関して、主体的な活動を促すための補充指導等も考えられます。

② ADHD

○不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導等があります。

○衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組みせるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導もあります。また、身近なルールを継続して守らせるようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導があります。

○その他

不注意や衝動性、多動性の状態等に即して、教科の補充指導が必要になります。例えば、漢字の学習においては、漢字の偏^{へん}や旁^{ぼう}に着目して、細かな部分を比べさせ、違いを意識させる指導、また、算数・数学等の学習においては意味理解に配慮して文章題を解かせる指導等があります。

なお、LDの児童生徒と同様に、手先の不器用な場合には、楽器演奏や絵画作成、運動機能等に関して、主体的な活動を促すための補充指導等も考えられます。

社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するためにSST(※p47)をグループで行うことも有効です。



障害の理解を図り、自分が得意なこと・不得意なことを児童生徒に自覚させる指導も大切です。

第7章 はじめての「通級による指導」担当者のために

*書くことに困難のある児童 A 児, B 児 (小学2年生2名) への指導例です。通級担当 (T1) と支援員 (T2) での指導です。

<指導方針と目標>

指導時数と形態：週1時間 (ペア・個別)		
指導方針	①得意な言語能力を生かし、漢字の形や構成を言葉で説明する。 ②粗大運動や微細運動を通して、楽しみながら手指の巧緻性を高める。 ③学習したことが学級や家庭でも生かせるように、連絡ノートに学習した内容や様子を書き、学級担任・家庭との連携を図る。 ④効果が上がるように、活動内容によってペア学習や個別学習の形態にする。	
長期目標：漢字を正しく書くことができるようにする。		
段階	A 児の短期目標	B 児の短期目標
1	<ul style="list-style-type: none"> 正しい姿勢を保つことができる。 漢字の細部に注意を向けることができる。 強すぎない筆圧で線を書くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 途中で席を立たないで活動に取り組むことができる。 漢字の細部に注意を向けることができる。 しっかりした筆圧で線を書くことができる。
② 本時	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の目を見て指示を聞くことができる。 手指を使った遊びを楽しむことができる。 補助の囲みが入ったますに、漢字を正しく書くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の目を見て最後まで指示を聞くことができる。 手指を使った遊びを、うまくいなくても最後まで行うことができる。 補助の囲みが入ったますに、漢字を正しく書くことができる。
3	<ul style="list-style-type: none"> 指示を一度で聞いて、活動に取り掛かることができる。 手指の巧緻性を高める。 いろいろな大きさのますに、正しく漢字を書くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指示を聞いて、活動に取り掛かることができる。 手指の巧緻性を高める。 いろいろな大きさのますに、正しく漢字を書くことができる。

<指導過程>

段階	形態	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点		評価の観点 準備物
			A 児	B 児	
導入 3分	ペ	1 始めのあいさつをする。	・姿勢をよくし、T1の目を見てあいさつするようにさせる。		掲示物1
		2 本時の学習内容を知る。	・活動を知らせ、見通しをもたせる。		
展 開 ・ 35分 個 別	ア	3 腕, 手指を使った遊びをする。	・楽しんでできるように ・気持ちを高める。	・うまくいなくても最後まで続けるよう声掛けする。	対戦表
		①「ひじはどこだ？」 ②「指すもう」 ③「指ツイスター」	・ルールを確認してから始める。指導者で行った後、A児とB児とで行わせる。 ・4人のリーグ戦で行う。 ・A児とT2, B児とT1がペアになり、ペア対抗戦とする。		
		4 鉛筆の持ち方を確認して図形を視写する。	・正しい鉛筆の持ち方の、ポイントを確認する。 ・うまく視写できないときは、薄く書いてなぞらせる。		
35分 個 別	ア	5 漢字練習をする。 ①本日練習する漢字を読む。 ②書く時のポイントの説明を聞く。 ③補助のあるますに、いろいろな大きさで漢字を書く。	・読めない漢字は、読めるまで繰り返す。 ・漢字の部分の細かいところを手本を見せながら説明をする。 ・線の長さや本数に気をつけさせる。	・補助のますからはみ出さないように線の本数を意識させる。 ・補助のますからはみ出したら、どの部分が原因かを考えさせる。	漢字カード 漢字練習プリント
		6 自由遊びをする。	・二人で遊べるものをさせる。指導者は、交替で連絡ノートに本日の学習内容や様子について書く。		連絡ノート
まとめ 7分	ペ ア	7 終わりのあいさつをする。	・しっかりとT1の目を見てあいさつをする。		

参考・引用文献

<第1章>

- 特別支援教育 はじめのいっぽ！ 井上賞子 杉本陽子 著 学研
<教室で気になる子>への手だてとヒント 黒川君江 編著 小学館
小・中学校における「個別の教育支援計画」の策定と活用 全国特別支援学校長会編集

<第4章>

- アスペルガー症候群 教師として知っておくべきこと マット・ウィンター著 柏木諒訳 スペクトラム出版社
教室でできる特別支援教育のアイデア（中学校編） 月森久江 編集 図書文化

<第5章>

- 中学・高校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導「自立を目指す生徒の学習・メンタル・進路指導」 柘植雅義他編著 東洋館出版社

<第6章>

- 一人一人が輝く教育のために 宮城県特殊教育センター
初めて特殊学級を担任する人のために 宮城県特殊教育センター手引き
知的障害児教育に携わる教師のために 宮城県特殊教育センター手引きⅡ
特殊学級担任の知恵袋 宮城県特殊教育センター手引きⅢ
障害児教育 授業の設計 阿部芳久 日本文化科学社
障害児就学指導の手引（第五次改訂） 宮城県教育委員会

<第7章>

- 改訂版 通級による指導の手引 解説とQ & A 文部科学省編著 第一法規
言語障害 事例による用語解説〔第2版〕 松本治雄・後上鐵夫編著 ナカニシヤ出版
構音指導の実際—正しい音づくりの基本 盛岡市立桜城小学校 全国言語障害児をもつ親の会
構音障害の指導技法 涌井 豊著 学苑社
言語治療ハンドブック 田口恒夫 日本文化科学社
きこえとことば研修テキスト 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会
言語聴覚療法シリーズ7 機能的構音障害 本間慎治 編著 建帛社
構音訓練のためのドリルブック 岡崎恵子 舟山美奈子 編著 共同医書出版社

【資料】

1 個別の教育支援計画（様式例）

児童生徒	ふりがな		性 別
	氏 名		
保護者	氏 名		
在籍校			
現在・将来についての希望			
本 人			
保護者			
支援の目標			
必要と思われる支援			
学校の支援			
家庭の支援			
支援機関の支援			
学校生活	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
医療・健康	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
余暇・ 地域生活	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
	支援機関：		連絡先
	支援内容：		
支援内容の評価と課題			
支援会議の記録（予定も含む）			

※「個別の教育支援計画」の策定と活用より（全国特別支援学校長会他編集）

2 連絡先電話番号一覧

<発達障害に係る主な相談機関>

機 関 名	電 話 番 号
宮城県教育庁特別支援教育室	022-211-3647
宮城県特別支援教育センター	022-376-5432
宮城県子ども総合センター	022-224-1526
宮城県中央児童相談所	022-224-1532
宮城県北部児童相談所	0229-22-0030
宮城県東部児童相談所	0225-95-1121
宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020
宮城教育大学 特別支援教育総合センター	022-214-3677
東北福祉大学 特別支援教育研究センター	022-728-6617

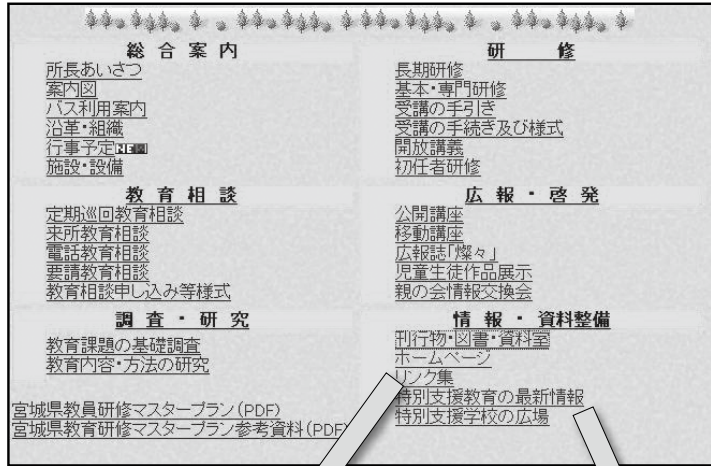
<特別支援学校>

学 校 名	電 話 番 号
宮城県立視覚支援学校	022-234-6333
宮城県立聴覚支援学校	022-248-0648
同 小牛田校	0229-32-2110
宮城県立光明支援学校	022-379-6555
宮城県立石巻支援学校	0225-94-0202
宮城県立古川支援学校	0229-26-2338
宮城県立気仙沼支援学校	0226-24-3019
宮城県立名取支援学校	022-384-6161
宮城県立角田支援学校	0224-63-2555
同 白石校 (小学部)	0224-22-4520
(中学部)	0224-22-4333
宮城県立利府支援学校	022-356-5675
宮城県立金成支援学校	0228-42-2211
宮城県立迫支援学校	0220-22-9484
宮城県立支援学校岩沼高等学園	0223-25-5332
宮城県立支援学校小牛田高等学園	0229-32-2112
宮城県立拓桃支援学校	022-398-2316
宮城県立船岡支援学校	0224-54-2213
宮城県立西多賀支援学校	022-245-1183
同 こども病院分教室	022-391-5111
宮城県立山元支援学校	0223-37-0518
仙台市立鶴谷特別支援学校	022-252-4231
宮城教育大学附属特別支援学校	022-214-3353
学校法人明和学園いずみ養護学校	022-293-7636

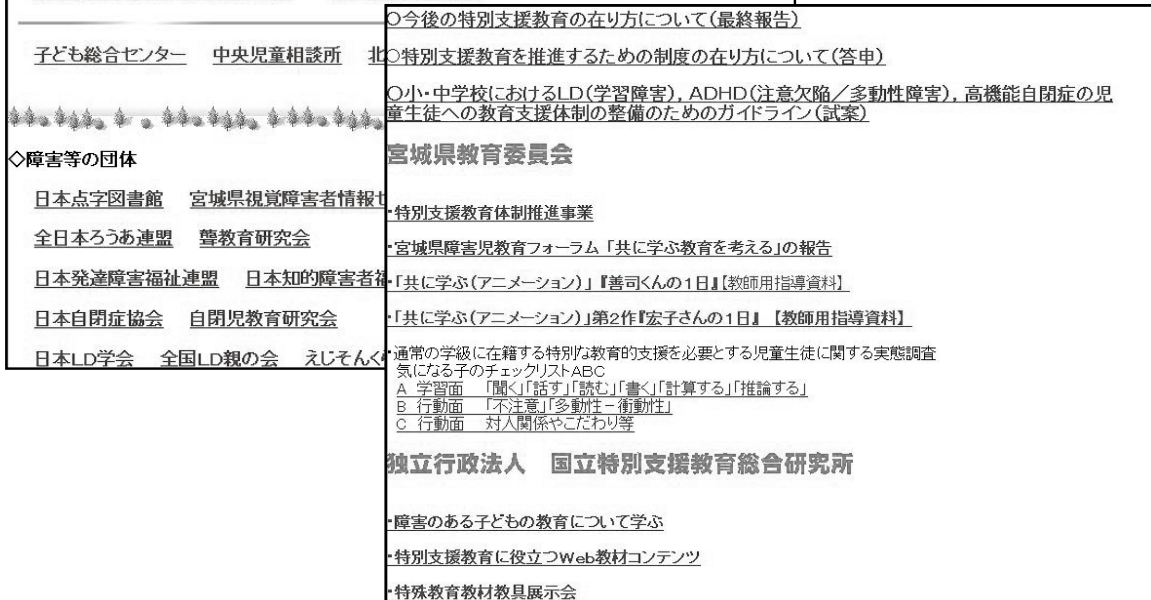
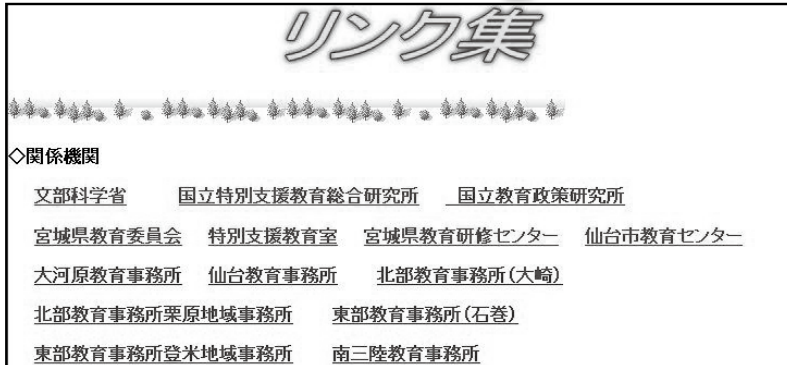
3 特別支援教育関係のホームページのリンク集

宮城県特別支援教育センター

http://www.pref.miyagi.jp/tokuse/



クリックしてね!



サポートブック 項目別索引

【あ】

アスペルガー障害…………… 4
遊びの指導…………… 80

【い】

インシデント・プロセス法…………… 46

【う】

WISC - III …………… 2, 10

【え】

ADHD …………… 3, 124
LD…………… 2, 123
SST …………… 18, 47
塩酸メチルフェニデート…………… 3

【か】

コンサータ…………… 3
学習障害…………… 2

【き】

気づきシート…………… 8, 20
教育課程の編成…………… 74
機能訓練…………… 120
教科用図書…………… 112
教科別の指導…………… 78
教室経営環境…………… 105

【く】

群指数…………… 10

【け】

言語性IQ…………… 10
言語理解…………… 10
言語障害…………… 118

【こ】

高機能自閉症…………… 4
構音指導…………… 120
口蓋化構音…………… 119
校内委員会…………… 8
校内就学指導委員会…………… 111
広汎性発達障害…………… 4
個別の指導計画…………… 5, 21, 84
困り感…………… 5

【さ】

作業学習…………… 81

【し】

時間割…………… 75
歯間化構音…………… 119
肢体不自由特別支援学級…………… 90
自閉症…………… 4
自閉症スペクトラム…………… 4
自立活動…………… 77
衝動性…………… 3
情報処理（認知）過程…………… 14
情緒障害特別支援学級…………… 101
小児崩壊性障害…………… 4
シラバス…………… 69
処理速度…………… 10
弱視特別支援学級…………… 96
省略…………… 119
身体障害者手帳…………… 114

【す】

スキミング…………… 98
スポッティング…………… 98

【せ】

生活単元学習…………… 80
声門破裂音…………… 119
全検査IQ…………… 10

【そ】

ソーシャルスキルトレーニング	18, 70
総合的な学習の時間	82
側音化構音	119

【た】

多動性	3
短期目標	5, 13

【ち】

知覚統合	10
置換	119
知的障害特別支援学級	86
チェックリスト ABC	23
注意記憶	10
長期目標	11, 12
聴力検査	100
中枢神経興奮薬	3

【つ】

通信票	109
通級による指導	116

【て】

TT	18
DSM - IV	4

【と】

動作性 IQ	10
特定不能の広汎性発達障害	4
特別活動	77
特別支援教育就学奨励費	113
特別児童扶養手当	115

【な】

7 障害	1
難聴特別支援学級	99

【に】

二次障害	73
------	----

日常生活の指導	79
認知特性	14

【は】

発達障害	2
------	---

【ひ】

病弱・身体虚弱特別支援学級	93
引き継ぎ会	55
鼻腔音化構音	119
PDD	4
歪み	119

【ふ】

福祉制度の活用	113
---------	-----

【ほ】

保護者との連携	62
---------	----

【り】

リタリン	3
領域別の指導	76
領域別・教科別の指導	76
領域・教科を合わせた指導	79
療育手帳	114

【れ】

レット障害	4
連絡帳	7

編 集 同 人

企画・編集委員

東北福祉大学 教授 阿部 芳久

研究協力者

村田町立村田幼稚園	教諭	大沼 順子
岩沼市立岩沼南小学校	教諭	石川 寛之
富谷町立成田中学校	教諭	鈴木 真宏
宮城県築館高等学校	教諭	高橋 道子
大崎市立古川第一小学校	教諭	佐藤 浩美
名取市立増田小学校	教諭	水沼久美子

資料提供協力者

女川町立女川第一中学校 教諭 木村 和栄

所 員

平成20年度

所 長	菊池 健
主 幹	村上 景造
主 事	千葉 隆弘
次長〔班長〕(指導主事)	佐々木清秀
次長(指導主事)	相澤 一夫
次長(指導主事)	男澤 清勝
主幹(指導主事)	大和由起江
主幹(指導主事)	佐藤 百合
主幹(指導主事)	熊谷 利治
主幹(指導主事)	小西志津夫
主幹(指導主事)	中村 好則
主幹(指導主事)	佐藤 瑞恵
主任主査(指導主事)	西城 長一

平成19年度

所 長	勝倉 成紀
次長〔班長〕(指導主事)	田口礼三郎
主幹(指導主事)	栗林 正見
主幹(指導主事)	千葉 道夫
主幹(指導主事)	鳩原 潤

おわりに

本サポートブックは、当センターの平成12年度に発刊した「一人一人が輝く教育のために～通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもの理解と支援～」から始まった発達障害に関する研究・手引き制作を引き継いだものに、平成13年度特殊学級経営のための手引きⅢ「特殊学級担任の知恵袋～児童生徒が生きる学級経営のために～」を特別支援教育の理念を踏まえて大幅に改訂したものです。本書は先に発刊された手引き等の単なる改訂版ではなく、各教育のステージ（幼稚園から高等学校）に対応し、「個別の指導計画の作成」に焦点を当てて編集をしました。また、そのコンセプトとしては「すべての教師のために」「分かりやすく（親しみやすく）」「具体的で（事例に沿った）」「活用のしやすい」手引きを目指して編集しました。

お忙しい中、企画・編集委員をお引き受けくださいました東北福祉大学 教授 阿部芳久先生をはじめ、事例の提供や編集にご協力をいただきました研究協力者の先生方に深く感謝申し上げます。また、発刊に際し本県教育庁特別支援教育室にも協力をいただきました。

特別支援教育はニーズの教育と言われていています。幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた個別の指導計画を作成するための手引き書として活用を図っていただき、各学校でその事例を蓄積していただき、ご意見や紹介事例等をお寄せいただければ、次のステップにつながるものと考えております。「一人一人が輝く教育のために」が「輝くために」と、「特殊学級担任のための知恵袋」が「知恵袋」と呼ばれたように、本サポートブックも「シエン太の本」「サポートブック」等と、愛称で呼ばれすべての教師の皆さんの傍に置いていただけるものであってほしいと願っています。

なお、本サポートブックの発刊は文部科学省委嘱事業「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の一部として行っています。

平成21年2月

宮城県特別支援教育センター

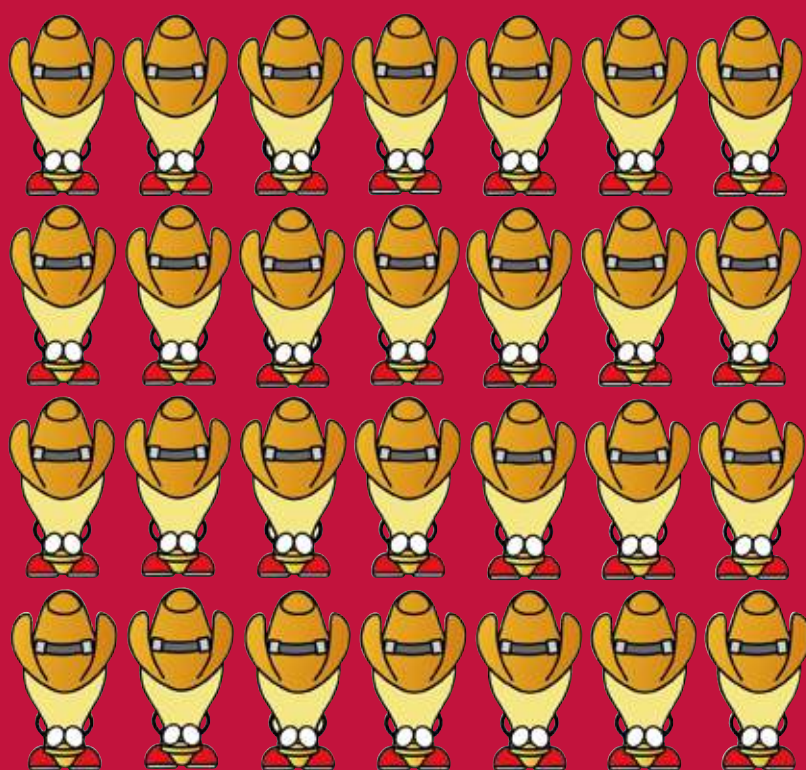
〔幼稚園、小・中学校、高等学校 教師のためのサポートブック（特別支援教育）〕

発行 平成21年2月

編集兼責任者 宮城県特別支援教育センター
所長 菊池 健

〒981-3213 仙台市泉区南中山五丁目3番1号
TEL (022) 376-5432 (代)
FAX (022) 376-5435

※事例の特定を避けるため、一部脚色してあります。



この冊子の発行は、文部科学省委嘱事業
「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」
の一部として行っています。